

秩父別町地域防災計画

令和6年6月10日

秩父別町防災会議

- 目 次 -

第1章 総 則

第1節	目的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	計画の修正要領	2
第4節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第5節	住民及び事業所の基本的責務	5
1	住民の責務	5
2	事業所の責務	5
第6節	秩父別町の地勢と災害の概要	6
1	秩父別町の概要	6
2	災害の概要	7

第2章 防災組織

第1節	防災会議	9
1	防災会議の組織	9
2	防災会議の運営	10
3	防災会議の所掌事務	10
第2節	災害対策本部	11
1	災害対策本部	11
2	災害対策本部の業務分担	12
3	災害対策本部の設置基準、廃止及び公表	14
4	標識	14
5	本部長の職務代理者の決定	14
6	本部員会議	14
7	災害対策連絡員	15
8	本部の配備体制	15
9	本部各班の配備要員	16
10	非常配備体制の活動要領	17
第3節	住民組織の協力	18
1	協力要請事項	18
2	協力要請先	19
3	地区情報連絡員	19
4	住民に対する伝達方法	19
第4節	自主防災組織等の育成	19
1	地域住民による自主防災組織	19
2	事業所等の防災組織	20
3	組織の規模	20
4	組織編制	20
5	組織の活動	20
6	指定避難所の運営	21
7	避難の実施	21
8	推進方法	21

第3章 災害情報通信計画

第1節	気象警報等の伝達計画	22
1	伝達を要する気象警報等の種類及び発表基準	22
2	気象警報等の伝達系統及び方法	24

3	国（開発建設部）が行う指定河川の洪水予報	24
	（別表）気象、火災警報等の伝達系統図	25
	（別表）関係機関等の連絡先一覧	26
第2節	地震に関する情報の伝達計画	27
1	地震に関する情報の種類と内容	27
2	情報の伝達	27
第3節	災害通信計画	27
1	公衆通信施設の利用（主通信系統）	27
2	専用通信施設の利用（副通信系統）	28
3	専用無線施設の利用（副通信系統）	28
4	通信途絶時の連絡方法	28
5	住民への通信手段	28
第4節	災害情報等の報告・収集及び伝達計画	29
1	異常現象発見時における措置	29
2	地区情報連絡員	31
3	災害情報等の収集及び報告	31
4	災害情報等連絡責任者	32
	（別表1）災害情報	33
	（別表2）被害状況報告（速報 中間 最終）	35
	（別表3）被害状況判定基準	37

第4章 災害予防計画

第1節	防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	41
1	実施責任者	41
2	配慮すべき事項	42
3	普及・啓発及び教育の方法	42
4	普及・啓発及び教育に要する事項	43
5	学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進	44
6	普及・啓発の時期	44
第2節	災害危険区域及び整備計画	44
1	国土交通大臣管理区間における重要水防箇所	44
2	北海道知事管理区間における重要水防箇所	46
3	防災重点ため池	46
4	市街地における低地帯の浸水危険区域及び整備計画	46
第3節	雪害対策計画	46
1	除雪路線の実施分担	46
2	除雪作業の基準	47
3	異常降雪時における除雪	47
4	通信施設の雪害防止対策	47
5	電力施設の雪害防止対策	47
6	積雪時における消防対策	47
7	建築物雪害対策	47
8	警戒体制	47
9	各バス交通機関の措置	48
第4節	融雪災害予防計画	48
1	気象状況の把握	48
2	重要水防区域等の警戒	48
3	道路の除雪	48
4	水防資器材の整備・点検	48
5	水防思想の普及徹底	49
第5節	水防予防計画	49

第6節	風害予防計画	49
1	予防対策	49
第7節	土砂災害の予防計画	49
1	予防対策	49
第8節	食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備	50
1	食料等の確保	50
2	防災資機材の整備	50
3	備蓄倉庫等の整備	50
第9節	避難体制整備計画	51
1	避難場所の確保及び標識の設置	51
2	避難所の確保及び管理	51
3	避難場所、避難所の住民への周知	52
4	町の避難計画	53
5	防災上重要な施設の管理等	54
6	被災者の把握	54
7	避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知	54
第10節	要配慮者対策計画	55
1	安全対策	55
2	町の対策	55
3	避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有	55
4	避難行動要支援者名簿情報保護	56
5	避難行動要支援者名簿記載内容	56
6	個別計画の策定	57
7	避難のための情報伝達	57
8	避難支援等関係者等の安全確保	57
9	避難行動支援に係る地域防災力の向上	57
10	福祉避難所の指定	57
第11節	積雪・寒冷対策計画	58
1	積雪対策の推進	58
2	交通の確保	58
3	雪に強いまちづくりの推進	59
4	寒冷対策の推進	59
第12節	相互応援（受援）体制整備計画	59
1	基本的な考え方	59
2	相互応援（受援）体制の整備	60
3	災害時におけるボランティア活動の環境整備	60
第13節	消防対策計画	61
1	組織計画	61
2	消防施設	62
3	消防資器材	62
4	消防訓練	62
5	火災予防計画	63
6	火災予警報計画	64
7	警防計画	66
8	消防相互応援協定	66
9	救助・救急計画	67

第5章 防災訓練計画

第1節 防災訓練の実施	70
-------------	----

第6章 災害応急対策計画

第1節 応急措置実施計画	71
1 応急措置の実施責任者	71
2 町の実施する応急措置	71
第2節 災害広報・情報提供計画	72
1 災害情報等の収集方法	72
2 災害情報等の発表方法	73
3 被災者相談所の開設	74
4 安否情報の提供	74
5 災害時の氏名等の公表	75
第3節 避難救出計画	75
1 避難対策計画	75
2 救出計画	86
第4節 食糧供給計画	87
1 主要食糧供給計画	87
2 炊き出しの計画	87
3 要配慮者対策	88
4 費用及び期間	88
第5節 衣料、生活必需品等物資供給計画	88
1 実施責任者	88
2 給与及び貸与の対象者	88
3 給与又は貸与物資の種類	89
4 衣料、生活必需品等の調達先	89
5 要配慮者に対する配慮	89
6 給与又は貸与の方法	89
(別表) 物資受払簿	90
7 給(貸)与の費用の限度	90
第6節 住宅対策計画	90
1 実施責任者	90
2 実施の方法	90
3 住宅の応急修理	91
4 災害公営住宅の建設	92
5 資材の斡旋、調達	92
6 住宅の応急復旧活動	93
第7節 被災宅地安全対策計画	93
1 危険度判定の実施の決定	93
2 判定士の業務	93
3 危険度判定実施本部の業務	93
4 事前準備	94
第8節 応急土木対策計画	94
1 災害の原因及び被害種別	94
2 応急土木復旧対策	94
第9節 給水計画	95
1 実施責任者	96
2 個人備蓄の推進	96
3 給水方法	96

4	給水施設の応急復旧	96
5	給水応援の要請	96
6	給水資器材保有状況（町・消防）	96
第10節	上下水道施設対策計画	96
1	上水道	97
2	下水道	97
第11節	医療及び助産計画	98
1	実施責任者	98
2	医療及び助産の対象者	98
3	医療救護所の設置	98
4	深川医師会に対する出動要請	99
5	救護班の編成	99
6	巡回診療班	99
7	医療品等の確保	99
8	患者の移送	99
9	急患対策	100
10	関係機関の応援	100
11	医療機関の状況	100
第12節	防疫計画	100
1	実施責任者	100
2	防疫の実施組織	100
3	感染症の予防	100
4	患者等に対する措置	102
5	避難所等の防疫指導	102
第13節	廃棄物処理等計画	103
1	実施責任者	103
2	清掃の方法	103
3	仮設共同便所の設置	103
第14節	家庭動物等対策計画	104
1	実施責任	104
2	家庭動物等の取扱い	104
第15節	行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画	104
1	実施責任者	104
2	行方不明者の捜索	105
3	変死体の届出	105
4	死体の収容処理方法	105
5	死体の埋葬	105
6	行方不明者の捜索、死体の収容及び埋葬のための費用及び期間	106
7	火葬場の状況	106
8	墓地の所在地	106
第16節	障害物除去計画	106
1	実施責任者	106
2	障害物除去対象	106
3	障害物の除去の方法	107
4	障害物の集積場所	107
5	費用及び期間	107
第17節	輸送計画	107
1	実施責任者	107
2	輸送の方法	107
3	燃料の調達	108

第18節	労務供給計画	108
1	実施責任者	108
2	民間団体への協力要請	108
3	労務者の雇上げ	109
第19節	文教対策計画	110
1	実施責任者	110
2	応急教育対策	110
3	教科書及び学用品の調達並びに支給	111
4	学校給食対策	111
5	被災教職員・児童・生徒の健康管理	112
6	文化財保全対策	112
第20節	災害警備計画	112
1	災害に関する警察の任務	112
2	災害の予報及び警報の伝達に関する事項	112
3	事前措置に関する事項	113
4	避難に関する事項	113
5	応急措置に関する事項	113
6	救助に関する事項	114
7	災害時における災害情報の収集に関する事項	114
8	災害時における広報	114
9	災害時における通信計画に関する事項	114
10	交通規制に関する事項	114
第21節	交通応急対策計画	114
1	町（消防機関）	115
第22節	自衛隊派遣要請計画	115
1	災害派遣要請基準	115
2	災害派遣要請の要領等	115
3	自衛隊の連携強化	116
4	災害派遣部隊の受入体制	116
5	派遣部隊の撤収要請	117
	（様式1）自衛隊の派遣について	117
	（様式2）自衛隊の撤収について	118
第23節	ボランティアとの連携計画	118
1	ボランティア活動の意義	118
2	ボランティア受付窓口	118
3	ボランティア活動等の把握	119
4	ボランティアの主な活動内容	119
5	ボランティア活動への支援	119
第24節	職員応援派遣計画	119
1	要請権者	120
2	要請手続等	120
3	派遣職員の身分取扱	120
第25節	消防防災ヘリコプター活用計画	121
1	基本計画	121
2	実施責任者	121
3	実施方法	121
4	消防防災ヘリコプターの活動内容	122
5	消防防災ヘリコプター発着可能場所	122
	（別記様式1）北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	123
	（別記様式2）北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	124

第26節	広域応援計画	125
1	実施機関	125
2	実施内容	125
第27節	災害義援金募集(配分)計画	125
第28節	災害救助法の適用と実施	125
1	実施体制	125
2	救助法の適用基準	126
3	救助法の適用手続き	126
第29節	被災者生活再建支援制度の概要(参考)	126
1	制度の対象となる自然災害	126
2	制度の対象となる被災世帯	127
3	支援金の支給額	127
4	支援金の支給申請	127
5	基金と国の補助	127
6	罹災証明書の発行	128
	(別記様式1) 罹災証明書	130

第7章 地震災害対策計画

第1節	災害予防計画	131
1	地震に強いまちづくり推進計画	131
2	防災知識の普及	132
3	生活関連物資等の確保	132
4	積雪、寒冷対策の推進	132
5	避難計画	132
6	要配慮者避難計画	133
7	自主防災組織の育成等に関する計画	133
第2節	地震動警報	133
1	地震動警報等	133
2	地震に関する情報の種類と内容	133
3	緊急地震速報等	134
4	地震(津波含む)に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報図	135
5	地震動警報の伝達	137
6	異常現象を発見した場合の通報	137
7	気象庁震度階級関連解説表	137
第3節	地震災害対策計画	140
1	応急対策活動	140
2	通信連絡対策	140
3	広報活動	140
4	消火対策	141
5	避難救出対策	143
6	医療・救護・給水・防疫・保健衛生対策	144
7	文教対策計画	144
8	住宅対策計画	144
9	被災建築物安全対策計画	144
10	石綿飛散防災対策	146
11	行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画	147
12	自衛隊災害派遣要請計画	147
13	防災ボランティアとの連携計画	147

第8章 事故災害対策計画

第1節	鉄道災害対策計画	148
1	基本方針	148
2	情報通信	148
3	災害広報	149
4	応急活動体制	150
5	救助救出及び医療救護活動等	150
6	消防活動	150
7	行方不明者の捜索及び死体の収容	150
8	交通規制	150
9	危険物流出対策	150
10	自衛隊派遣要請	150
11	広域応援	150
第2節	道路災害対策計画	151
1	基本方針	151
2	情報通信	151
3	災害広報	154
4	応急活動体制	154
5	救助救出及び医療救護活動等	154
6	消防活動	154
7	行方不明者の捜索及び死体の収容	154
8	交通規制	154
9	危険物流出対策	154
10	自衛隊派遣要請	154
11	広域応援	155
第3節	危険物等災害対策計画	155
1	基本方針	155
2	危険物の定義	155
3	情報通信	155
4	災害広報	156
5	応急活動体制	156
6	災害拡大の防止	157
7	救助救出及び医療救護活動等	157
8	消防活動	157
9	避難措置	157
10	交通規制	157
11	自衛隊派遣要請	157
12	広域応援	157
第4節	大規模な火事災害対策計画	157
1	基本方針	157
2	情報通信	157
3	災害広報	158
4	応急活動体制	158
5	救助救出及び医療救護活動等	158
6	消防活動	159
7	避難措置	159
8	交通規制	159
9	自衛隊派遣要請	159
10	広域応援	159
第5節	林野火災対策計画	159

1	組織	159
2	気象情報対策	160
3	林野火災予防対策	161
4	林野火災消防対策	161
5	避難措置	162
6	交通規制	162
7	広域応援	162
8	情報通信連絡系統	162
9	災害広報	162
10	自衛隊派遣要請	162
第6節	航空災害対策計画	163
1	基本方針	163
2	情報通信	163
3	災害広報	163
4	応急活動体制	164
5	救助救出及び医療救護活動等	164
6	消防活動	164
7	行方不明者の捜索及び死体の収容等	164
8	交通規制	165
9	危険物流出対策	165
10	自衛隊派遣要請	165
11	広域応援	165
第7節	大規模停電災害対策計画	165
1	基本方針	165
2	災害予防	165
3	災害応急対策	166
	(別記1) 情報通信連絡系統図	170

第9章 災害復旧計画

1	災害復旧の基本方針	171
2	復旧事業計画	171
3	災害復旧予算措置	172
4	激甚災害に係る財政援助措置	172
5	応急金融対策	172

資料

秩父別町防災会議条例	1
秩父別町災害対策本部条例	3
災害に関する協定等一覧	4
洪水ハザードマップ(避難所位置図)	5
秩父別町市街地区低地帯箇所	6
重要水防区域図	7

第1章 総則

第 1 章 総則

第 1 節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条及び秩父別町防災会議条例（昭和 38 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき、秩父別町防災会議が作成する計画であり、秩父別町の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め、本町防災の万全を期することを目的とする。

- 1 秩父別町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、町内の指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱。
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 気象・水象・地象等による災害の未然防止と、被害の軽減を図るための施設の新設、改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水・防疫・食糧供給等、災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第 2 節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------|--|
| ○基本法 | 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号） |
| ○水防法 | 水防法（昭和 24 年法律第 193 号） |
| ○救助法 | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号） |
| ○防災会議 | 秩父別町防災会議 |
| ○本部（長） | 秩父別町災害対策本部（長） |
| ○町防災計画 | 秩父別町地域防災計画 |
| ○災害 | 災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める災害 |
| ○防災関係機関 | 秩父別町防災会議条例（昭和 38 年条例第 1 号）第 3 条第 5 項に定める委員の属する機関 |

第3節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

- 1 計画内容に重大な錯誤のあるとき。
- 2 社会経済の発展に伴い、計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 3 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 4 新たな計画を必要とするとき。
- 5 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 6 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な変更（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更）については、北海道知事との協議を要せず、防災会議の採決により行うこととし、前記の変更を行った場合には、その結果を北海道知事に報告するものとする。

第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設において、その施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	札幌開発建設部 深川道路事業所	1 直轄する道路についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。
	札幌開発建設部 滝川河川事務所	1 雨竜川の改修及び維持・修繕並びに災害復旧を行うこと。
	農林水産省北海道 農政事務所旭川地 域拠点	1 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施すること。
	北海道森林管理局 空知森林管理署 北空知支署	1 所轄国有林につき、保安林の配置と適正化と施業の合理化を図ること。 2 所轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。 3 林野火災の予防策をたて、その未然防止を行うこと。 4 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
自 衛 隊	陸上自衛隊第2師 団	1 災害派遣要請権者の要請に基づき、災害派遣又は予防派遣を行うこと。 2 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急警戒並びに応急医療、防疫、給水及び通信の支援等を行うこと。
北 海 道	空知総合振興局 地域創生部 地域政策課	1 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。 2 防災の組織に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講じること。 3 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 4 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。 5 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
	空知総合振興局 空知農業改良普及セ ンター北空知支所	1 災害時における営農指導を行うこと。
	空知総合振興局 札幌建設管理部 深川出張所	1 水防技術の指導を行うこと。 2 災害時において、関係河川の水位・雨量の情報の収集及び報告を行うこと。 3 災害時において、関係公共土木被害の調査を実施すること。 4 公共土木施設災害対策を実施すること。 5 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。
	企業局鷹泊発電 管理事務所	1 所轄のダム施設等の防災管理を行うこと。 2 ダムの放流等に関し、町及び関係機関との連絡調整を図ること。
	空知総合振興局 保健環境部深川 地域保健室 (深川保健所)	1 医療施設・衛生施設等の被害報告を行うこと。 2 災害時における医療救護活動を推進すること。 3 災害時における防疫活動を行うこと。 4 災害時における給水・清掃等環境衛生活動を推進すること。 5 医療・防疫・薬剤の確保及び供給を行うこと。
北警 海察 道	深川警察署 秩父別警察官 駐在所	1 災害時において、住民の避難誘導及び救助・犯罪の予防・交通の規制等を行うこと。 2 災害情報の収集に関すること。

第1章 総則

秩父別町	町長部局	1 防災会議に関する事務を行うこと。 2 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 3 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 4 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。
	教育委員会	1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 2 教育施設の被害調査及び報告に関すること。 3 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
北水空道知企広業域団	北空知広域水道企業団	1 災害時における水道水の供給の確保に関すること。 2 災害時における水道施設の災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 3 災害時における被害調査報告を行うこと。
深消川防地組区合	深川地区消防組合 秩父別支署・秩父別消防団	1 消防活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 その他災害時における救助活動に関すること。
指定公共機関	東日本電信電話(株)北海道事業部北海道北支店	1 気象官署からの警報を伝達すること。 2 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
	北海道電力ネットワーク株式会社深川ネットワークセンター	1 災害時における電力の円滑なる供給を行うよう努めること。
	郵便事業(株)旭川東支店	1 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること 2 郵便の非常取扱いに関すること。
	日本郵便(株)秩父別郵便局	1 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
指定公共機関	一般社団法人深川医師会	1 災害時における緊急医療及び助産を行うこと。
	秩父別土地改良区	1 水門若しくは閘門及び溜池の防災管理を行うこと。 2 頭首工及びかんがい用水路の防災管理に努めること。
公災共上の重団要体管及理び者防	北いぶき農業協同組合秩父別支所	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。
	秩父別町商工会	1 災害時における物価の安定及び救助物資の確保について協力すること。
	一般運送業者	1 災害時における救援物資の緊急輸送につき、関係機関の支援を行うこと。
	危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。

第5節 住民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

住民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 住民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認。
- イ 最低3日間、推奨1週間分の飲料水、食糧等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備。
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養。
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握。
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得。
- カ 要配慮者への配慮。
- キ 自主防災組織の結成。

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握。
- イ 近隣の負傷者、要配慮者の救助。
- ウ 初期消火活動等の応急対策。
- エ 避難場所での自主的活動。
- オ 防災関係機関の活動への協力。
- カ 自主防災組織の活動。

2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図ることとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアルの作成

- イ 防災体制の整備
- ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (2) 災害時の対策
 - ア 事業所の被災状況の把握
 - イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
 - ウ 施設利用者の避難誘導
 - エ 従業員及び施設利用者の救助
 - オ 初期消火活動等の応急対策
 - カ ボランティア活動への支援等、地域への貢献
 - キ 避難所での新型コロナウイルス感染症対策及び過密の抑制

第6節 秩父別町の地勢と災害の概要

1 秩父別町の概要

(1) 位置、地勢及び面積

秩父別町は北海道雨竜郡の中部に位置し、石狩川と雨竜川が合流して造った三角形の平坦地である。東に丘陵地帯があり、深川市一已・多度志に、南は妹背牛町及び深川市に接し、西北は雨竜川をへだてて北竜町・沼田町に対してしている。

土地は、肥沃で水稻に適しており、水田地帯が広がる。

- ア 位置 北緯 43 度 45 分 東経 141 度 57 分
- イ 面積・広ぼう 面積 47.18 平方km、東西 8.27 km、南北 7.10 km
- ウ 海拔 46m

(2) 河川

町内には雨竜川のほか多数の中小河川があり、その主なものは次のとおりである。

河川名	キロ数	他	河川名	キロ数	他
雨竜川	15.6	一級河川	旧秩父別川	4.1	普通河川
桜 川	1.1	一級河川	筑紫川	2.6	普通河川
境 川	3.5	一級河川	中央川	0.5	普通河川
秩父別桜川	2.5	一級河川	中の川	4.7	普通河川
ボン堺川	0.8	普通河川	大聖川	1.6	普通河川
秩父別川	6.4	一級河川	熊の川	1.3	普通河川

(3) ダム

名称	管理者	所在地	貯水量	堤高	堤長
鷹泊ダム	北海道企業局鷹泊発電管理事務所	深川市鷹泊 2404 番地先	21,510 千 t	35m	170m

(4) 気候

秩父別町の属している空知総合振興局管内は、世界の気候帯からいえば温帯の北限、亜寒帯南限に属しており、本邦の気象形成区分上いわゆる裏日本型である。冬期は湿潤寒冷であるが、夏期は温暖で春季より初夏にかけてはやや乾燥し、晩夏から秋は比較的雨が多い気象と言える。

1年間を通じて本町の気温を見ると、大体空知管内の平均よりやや低めであるが、北空知地方では各市町村の平均に近い。しかし、最高最低の格差がやや多いので内陸的な状況に近いと考えられる。

また、最も気温の高いのは7月下旬から8月上旬であり、低いのは1月下旬から2月上旬であるが春秋の季節は過ごしやすい。

2 災害の概要

秩父別町における古い災害記録について明確に把握できる資料はないが、北海道防災計画資料によると、気象災害については暴風雨（低気圧・台風）による被害が最も多く、以下融雪出水及び冷害凶作が主なものと言える。

(1) 台風及び融雪災害

台風の発生は、9月・10月の両月が最も多く、道内に影響するのは年平均5～6回で大雨を伴うことが多い。

また、7月、8月には集中豪雨による大雨が降ることがある。融雪出水は、4月から5月上旬にかけて多いが、町内では数個の中小河川の出水が予想される。

(2) 冷害

昭和20年から平成10年までの55年間に、冷害凶作が10回起こっている。農業技術が進んできたとは言っても、夏の低温は本道の農業に重大な影響を持つ。このため、本道農業の気候との戦いを通じて発達したといっても過言でなく、冷害の原因究明のための気象学的研究も相関的に行われてきた。

これを要約すると、夏季期間正常に発達すべき太平洋高気圧の勢力が弱く、あるいは南進して北日本に北極から南下する寒冷気団が停滞すること、又は南北西気団の前線帯が停滞することにより、本道に低気圧の来襲が多くなり天候不順が続くこと等によると言われる。

第 1 章 総則

(3) 主な災害発生記録

発生年月日及び 発生場所	災害の概要	被害の状況
昭和 48 年 8 月 18 日 全 域	集中豪雨被害	床下浸水 6 世帯 23 名 田 18ha、畑 47ha、河川決壊 損害額 16,909 千円
昭和 49 年 4 月 22 日 全 域	低気圧に伴う風水害	床上浸水 2 世帯 6 名 床下浸水 13 世帯 23 名 河川決壊 損害額 76,565 千円
昭和 56 年 8 月 3 日 全 域	集中豪雨被害	床上浸水 3 世帯 9 名 床下浸水 20 世帯 71 名 田 94ha、畑 124ha、道路破損 損害額 299,803 千円
昭和 58 年 3 月 21 日 境 川	地震による被害	農業施設 損害額 80,000 千円
昭和 62 年 1 月 14 日 全 域	地震による被害	用水路 2 箇所 損害額 120,000 千円
昭和 63 年 8 月 24 日 全 域	集中豪雨被害	床上浸水 56 世帯 159 名 床下浸水 457 世帯 1,424 名 田 911ha、畑 122ha、 農業施設 325 件、道路破損 他 損害額 1,358,582 千円
平成 13 年 6 月 29 日 南・西栄町内	竜巻被害	家屋、田畑への破片の散乱被害 農作物被害 31 件 ビニールハウス被害 31 件 損害額 11,687 千円
平成 16 年 9 月 8 日 全 域	台風被害 (台風 18 号)	最大風速 37.9m 家屋、水稻、そば、花卉に被害 農作物被害 239 件 ビニールハウス被害 145 件 損害額 314,581 千円
平成 30 年 7 月 3 日 全 域	集中豪雨被害	道路一部冠水 田 44ha 畑 2.8ha 損害額 327 千円
平成 30 年 9 月 6 日 全 域	地震による被害 (北海道胆振東部地震)	約 22 時間にわたる停電

第 2 章 防災組織

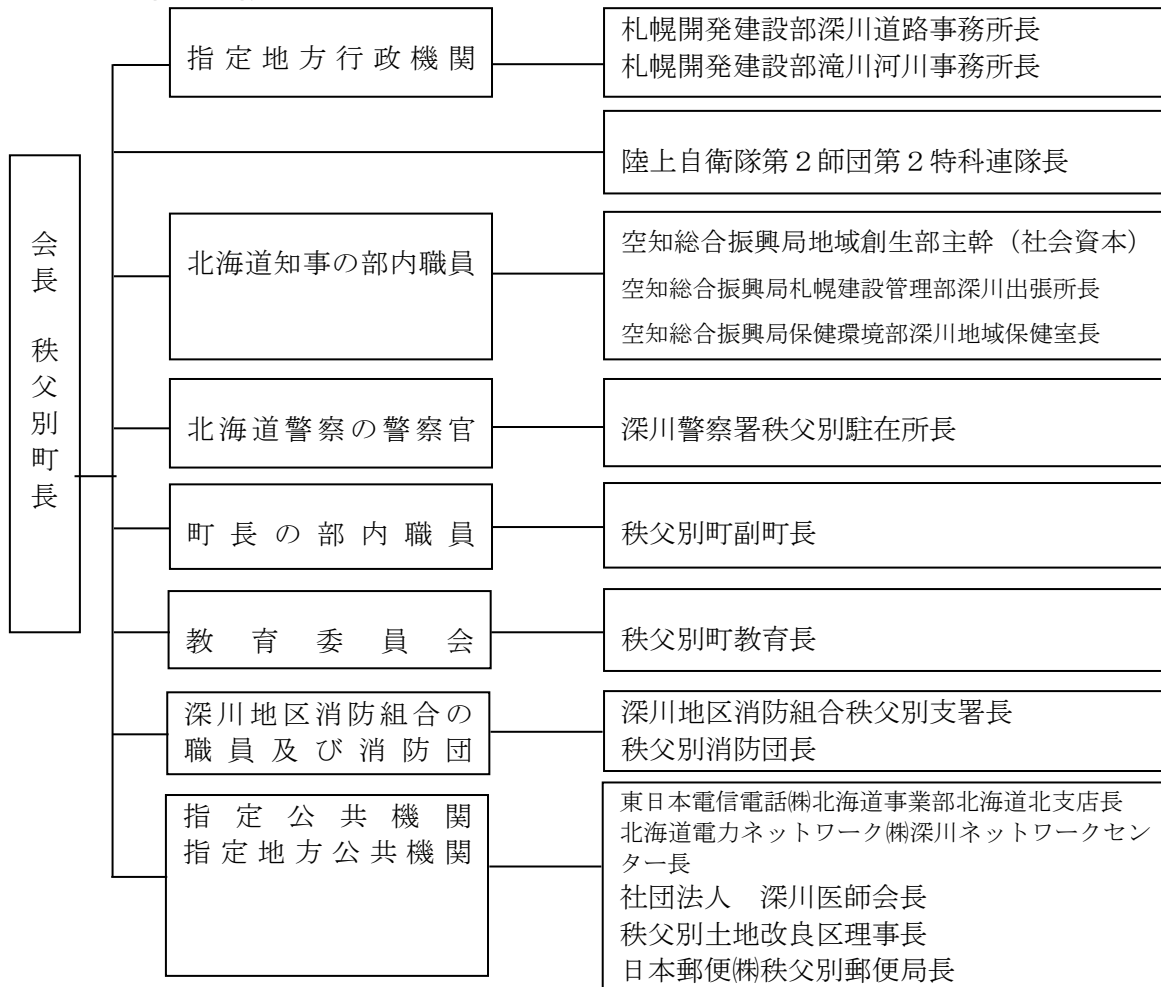
第2章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防災会議

町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく秩父別町防災会議条例第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行うものである。組織及び運営の概要は次のとおりである。

1 防災会議の組織



2 防災会議の運営

防災会議の運営は、秩父別町防災会議条例に定めるところによる。

3 防災会議の所掌事務

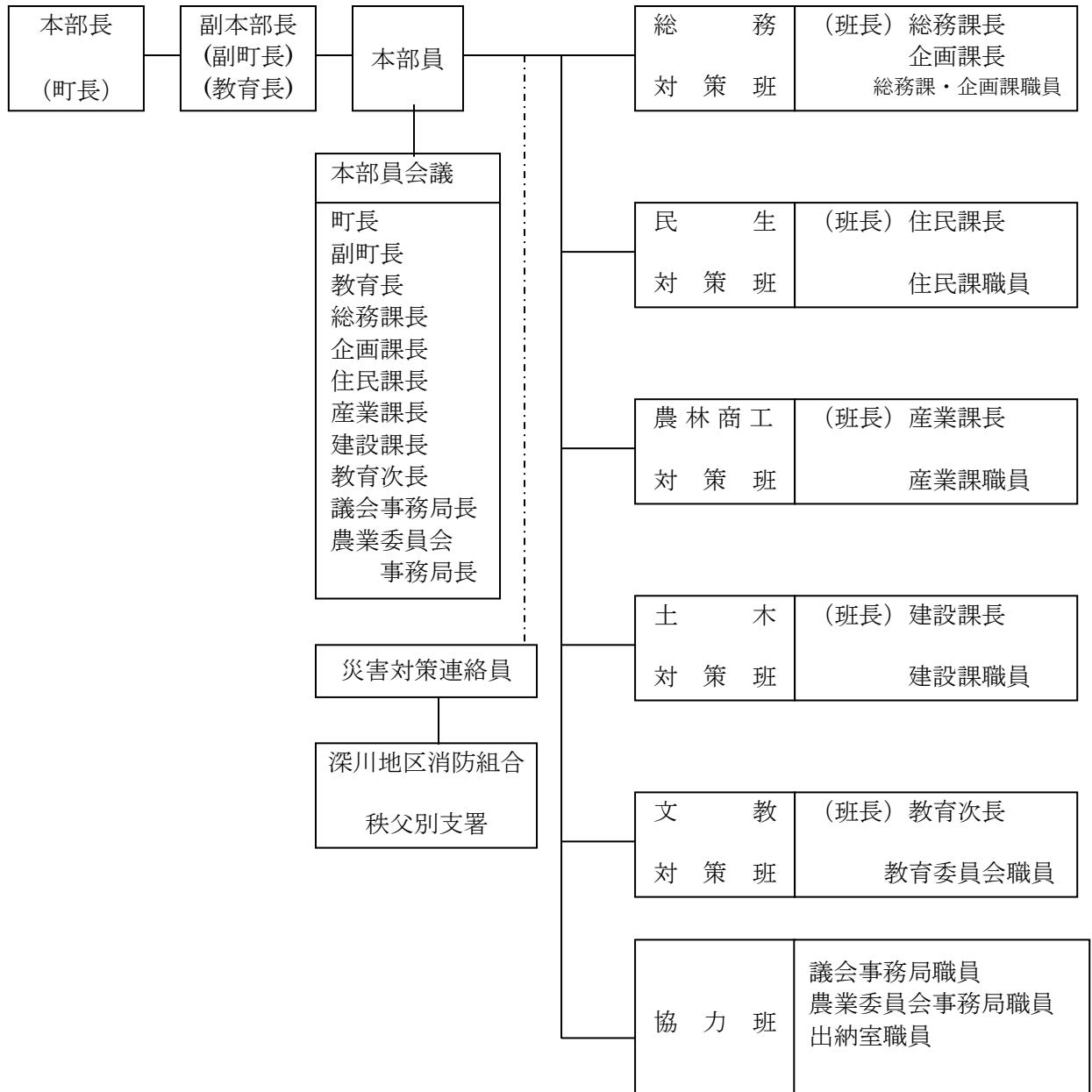
秩父別町防災会議条例の規定に基づき、次の事務をつかさどる。

- (1) 秩父別町の地域防災計画を作成、及びその実施を推進する。
- (2) 秩父別町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防計画を調査審議する事務。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、防災会議の権限に属する事務。

第2節 災害対策本部

町長は区域内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、基本法第23条の規定に基づき、次のように災害対策本部を設置し、必要に応じて現地対策本部を設置し、防災活動を推進するものとする。

1 災害対策本部



2 災害対策本部の業務分担

災害対策本部の各班の業務分担は次のとおりとする。

班名	対策事務
総務対策班	1 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 災害対策本部の庶務に関すること。 3 自衛隊派遣要請に関すること。 4 防災会議に関すること。 5 災害情報の収集及び報告に関すること。 6 気象予報（注意報含む）、警報、並びに情報等の情報収集、伝達及び報道に関すること。 7 雨量・水位等の情報の収集、報告に関すること。 8 災害区域視察に関すること。 9 災害応急対策及び復旧に関すること。 10 本部員会議及び班長会議に関すること。 11 各班の連絡調整に関すること。 12 関係団体、住民組織等の出動要請に関すること。 13 職員の招集、出動及び解散に関すること。 14 災害時における労務者の雇上げ、その他労務供給に関すること。 15 各地域との連絡に関すること。 16 町有財産の被害調査及び復旧に関すること。 17 災害関係経費の出納に関すること。 18 災害応急対策及び復旧に要する資金計画に関すること。 19 非常警報、避難指示、避難解除等の広報に関すること。 20 消防職団員の出動要請に関すること。 21 罹災証明書の交付に関すること。 22 その他各班に属さないこと。
民生対策班	1 救助法の実施に関すること。 2 被災者に対する炊き出し及び食糧品の給与に関すること。 3 生活必需品その他応急物資の調達配分に関すること。 4 救援及び見舞金品に関すること。 5 費用の一時繰替支弁に関すること。 6 救助法による日本赤十字社の活動に関すること。 7 福祉施設の被害調査に関すること。 8 被災者の防疫に関すること。 9 被災者の医療及び助産に関すること。 10 防疫・医療に要する薬品及び資材に関すること。 11 衛生施設の被害調査に関すること。 12 避難所の設置及び被災者の受け入れに関すること。 13 死体の捜査及び収容処理・埋葬に関すること。 14 要配慮者の避難支援・安否情報の収集に関すること。

第 2 章 防災組織

農林商工対策班	1 農林業被害調査並びに応急措置復旧対策に関すること。 2 被災農家の援護対策に関すること。 3 農業災害補償及び災害農家に対する融資に関すること。 4 被災地の病虫害防除に関すること。 5 種苗の確保に関すること。 6 被災地の家畜の防疫に関すること。 7 被災地の死亡獣畜の処理等に関すること。 8 家畜飼料の確保に関すること。 9 救農事業の選定及び実施に関すること。 10 被災者に対する自作農維持創設資金の特別措置に関すること。 11 救農土木事業の計画に関すること。 12 被災商工業者の金融に関すること。 13 被災中小企業の振興に関すること。 14 被災企業の復旧対策に関すること。 15 商工関係被害調査に関すること。
土 木 対 策 班	1 災害復旧土木事業に関すること。 2 土木関係被害の調査に関すること。 3 道路・河川・橋梁被害の応急措置、復旧対策に関すること。 4 応急資材の調達・配分・保管に関すること。 5 障害物除去に関すること。 6 被災地の区画整理に関すること。 7 内水排除活動及び連絡調整に関すること。 8 内水排除に要する応急資器材の調達・配置・保管等に関すること。 9 災害復旧土木事業に関すること。 10 土木関係被害の調査に関すること。 11 道路・河川・橋梁被害の応急措置、復旧対策に関すること。 12 応急物資の調達。配分・保管に関すること。 13 障害物除去に関すること。 14 災害時輸送の統括に関すること。 15 災害時の輸送に関すること。 16 被災地における飲料水の確保及び供給に関すること。 17 上・下水道施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
文 教 対 策 班	1 文教施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災児童・生徒の応急教育に関すること。 3 教科書及び学用品の調達・支給に関すること。 4 被災児童・生徒の医療・防疫・給食等に関すること。 5 災害広報資料・災害写真等の収集に関すること。 6 災害時の児童生徒の避難誘導及び輸送に関すること。 7 各学校及び部内の連絡調整に関すること。 8 教育関係義援金品の受領に関すること。 9 スクールバスの運行に関すること。
協 力 班	議会事務局、出納室 総務対策班の業務協力に関すること。 農業委員会事務局 農林商工対策班の業務協力に関すること。

3 災害対策本部の設置基準、廃止及び公表

(1) 設置

町長は、基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号に該当し、必要と認めたときは災害対策本部を設置する。また、災害の規模・状況に応じて、現地における災害対策本部を設置することができる。

- ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。
- ウ 気象・地象及び水象について情報又は警報を受け、非常配備の必要があるとき。

(2) 廃止

町長は、予想された災害の危険が解除されたと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められたときは本部を廃止する。

(3) 通知及び公表

町長（総務課）は災害対策本部を設置した時は、直ちにその旨を本部並びに防災会議構成機関、空知総合振興局長、その他防災関係機関、並びに住民に対して無線放送、電話、文書、その他の方法で通知及び公表する。また、廃止した場合の公表については設置の場合に準ずる。

4 標識

- (1) 本部を設置したときは、役場正面玄関に標示板を掲出するものとする。
- (2) 災害対策本部に従事する者は、担当を表す腕章を帯用するものとする。

5 本部長の職務代理者の決定

副本部長（副町長）

6 本部員会議

本部員会議は、本部長・副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(1) 本部員会議の協議事項

- ア 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。
- イ 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ウ 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- エ その他災害対策に関する重要な事項。

(2) 本部員会議の開催

- ア 本部員は、それぞれ所管事務について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- イ 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。

ウ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策班長にその旨申し出るものとする。

(3) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

7 災害対策連絡員

町と深川地区消防組合秩父別支署の間において、災害対策について密接な連携体制を講じるため、本部に災害対策連絡員を設ける。

8 本部の配備体制

(1) 非常配備の基準

ア 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても、非常配備に関する基準により配備の体制を取ることがあるものとする。

イ 非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

(2) 非常配備体制

区分	配備の時期	配備の内容	任務	担当課
第1 非常 配備	1 気象業務法に基づく気象・地象及び水象に関する情報または警報を受けたとき。 2 町内に震度4の地震が発生したとき。	情報収集のため総務課があたる。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	総務課
	3 その他特に本部長が必要と認めたとき。	情報連絡のため各課長等をもってあたるもので、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。		各課長等
第2 非常 配備	1 局地的な災害の発生が予想される場合または災害が発生したとき。 2 町内に震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 3 その他必要により本部長が非常配備を指令したとき。	災害応急対策に関係ある各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施	全職員
第3 非常 配備	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合または被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 予想困難な重大な災害が発生したとき。 3 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 4 その他本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	1 災害業務全般の実施	全職員

(備考) 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合にあっては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

9 本部各班の配備要員

動員（招集）の方法は次のとおりとする。

(1) 動員

ア 総務課長は、本部長の非常配備決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。

イ 上記の通知を受けた各班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。

ウ 各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

エ 各班においては、あらかじめ班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。

オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

（2） 休日・夜間等の動員等

休日及び勤務時間外等に災害が発生したとき、又は発生するおそれがある時は、直ちに所属課長等に事実を確認のうえ、又は自らの判断により配備につくものとする。

また、初動時の対応を迅速、適切に行えるように連絡体制を整備する。

10 非常配備体制の活動要領

（1） 本部の活動開始及び終了

ア 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、または発生し、災害対策本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、または災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し解散するものとする。

（2） 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は概ね次のとおりとする。

（ア） 総務対策班長は、気象台その他関係機関と連携を取り、気象情報の収受・伝達等を行う。

（イ） 総務対策班長は、雨量・水位等に関する情報を関係先から収集する。

（ウ） 関係対策班長は、総務対策班からの情報または連絡に即応し、情報に対する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。

（エ） 第1非常配備につく職員の人数は、状況により各対策班長において増減するものとする。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は概ね次のとおりとする。

（ア） 本部の機能を円滑ならしめるため、必要に応じて本部員会議及び対策班長会議を開催する。

（イ） 各対策班長は情報の収集伝達体制を強化する。

（ウ） 総務対策班長は、関係対策班長及び防災会議構成機関と連携を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

(エ) 各対策班長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

- ① 事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
- ② 装備・物資・資器材等を点検し、必要に応じて被災現地に配置すること。
- ③ 関係対策班及び災害対策に関係のある外部機関との連携を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備体制が指令された後は、各対策班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

(3) 本部連絡員、本部情報収集責任者

本部長は必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員及び情報収集責任者を置くものとする。

ア 本部連絡員

本部長が必要と認めたときは本部連絡員を置く。

本部連絡員は、各対策班の災害に関する情報及び応急対策の状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策班に伝達するものとする。

イ 本部情報収集責任者

災害対策本部の設置と同時に本部情報収集責任者を置く。

本部情報収集責任者は、総務課職員のうちから総務課長が指名する者をもってあてる。本部情報収集責任者は、災害情報の収集及び本部からの連絡事項の伝達に当たるものとする。

第3節 住民組織の協力

1 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、概ね次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難の指定緊急避難場所と、被災者収容のための指定避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (5) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) その他救助活動に必要な事項で、本部長が協力を求めた事項。

2 協力要請先

団体名	関係所管（連絡先）
日の出 町内会 東 栄 町内会 南 町内会 屯 田 町内会 北 新 町内会 西 栄 町内会 中央西 町内会 中央東 町内会 筑 紫 町内会 旭 町内会 駅 前 町内会	各町内会長宅

3 地区情報連絡員

気象警報・災害情報の収集伝達のため、各町内会長等をもって地区情報連絡員に充てる。

4 住民に対する伝達方法

災害情報等を住民に伝達する場合は、防災行政無線・広報車及び消防自動車等により周知徹底すると同時に、地区情報連絡員に行うものとする。

第4節 自主防災組織等の育成

地震等の災害発生時には、有線放送の途絶等により防災関係機関の連絡が困難になり、あるいは道路、橋梁の損壊による交通阻害、又は火災等の二次災害が同時発生し防災力が分散されるなど、防災機関が行う災害応急対策は多くの制約を受けることが予想される。

特に要配慮者の安全確保、保護、又は避難誘導等の避難対策は、震災などの緊急性を考慮すると行政等の活動にも困難なものがあり、地域住民の積極的な協力、援助が不可欠となる。このことを踏まえ、「自分達の地域は自分達で守る」という自主的防災意識の高揚の機会として、また、地域住民との連帯による災害時の円滑な応急活動実施のため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するための計画である。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、町は自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、防災担当者の育成、北海道地域防災マスター等の自主防災組織のリーダー育成に努める。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 組織の規模

自主防災組織の規模は、地域住民が災害時の応急活動、あるいは避難行動などを行う場合に相互連帯、相互協力が組織的かつ円滑に行われやすい区域を設定する必要があるため、住民の日常生活の繋がり、平時の防災活動の実施、災害時の住民掌握あるいは避難行動を考慮し、町内会を一つの基礎的組織とする。

なお、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分けることを推奨する。

4 組織編制

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にすることが必要である。このため基本的な組織編制として情報班、初期消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等の編制が考えられる。

5 組織の活動

(1) 平時の活動

- ア 防災知識の普及
- イ 地域、家庭の安全点検
- ウ 高齢者世帯等の状況掌握
- エ 防災訓練の実施、又は町等が実施する防災訓練の参加協力
- オ 地域住民の防災思想の普及及び研修会等の実施
- カ 防災用資機材等の整備・点検

(2) 災害時の活動

- ア 住民の被害状況等の把握と、り災者の応急対応
- イ 町等防災関係機関への連絡、要請行動
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 住民の避難誘導
- オ 避難場所での援護、協力
- カ 給食・救援物資の配布及びその協力

(3) 援護活動

一人暮らしの高齢者及び障がい者を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平時緊急連絡体制は整備されているが、システム上の限界から震災などの大規模災害時には、有線途絶に伴い活用が不可能となる。

このため、町内の一人暮らしの高齢者及び障がい者等の保護、安全確認については、町及び民生委員との連帯による町内会または自主防災組織等の活動、協力を基本として実施する必要がある。

ア 住民の安全確認と保護

イ 医療手配などの応急的対応

6 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D o はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

7 避難の実施

町長から避難指示や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する高齢者等避難が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもと早期に避難させる。

8 推進方法

町内会等の代表者に対し自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。なお、一般的な自主防災の組織、活動内容等については、基準等を定め指導する。

また、自主防災組織の育成及び活動の促進を図るため、町は組織整備に要する経費及び防災用資器材等の整備に要する経費等に対する助成制度等の確立を促進していくものとする。

第 3 章 災害情報通信計画

第3章 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために、必要な気象注意報・警報、災害情報等（以下「気象警報等」という。）の収集、通報及び伝達等が、円滑、迅速、確実に実施されるよう地域住民並びに関係機関が相互に協力して万全を期するために、次に定めるところによるものとする。

第1節 気象警報等の伝達計画

1 伝達を要する気象警報等の種類及び発表基準

秩父別町における気象注意報・警報などの種類及び発表基準値は次のとおりである。

(1) 気象注意報及び警報の発表基準

秩父別町	府県予報区	石狩・空知・後志地方	
	一次細分区域	空知地方	
	市町村等をまとめた地域	北空知	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6
		土壌雨量指数基準	110
	洪水	流域雨量指数基準	秩父別川流域=4.9 境川流域=4
		複合基準*1	境川流域= (5, 3.7)
		指定河川洪水予報による基準	雨竜川 [多度志・雨竜橋]
	暴風	平均風速	12m/s
	暴風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	70mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	
	濃霧	視程	200m
	乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
	なだれ	①24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上	
	低温	5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い	
	霜	最低気温 3℃以下	
	着氷		
	着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

第3章 災害情報通信計画

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	—
	洪水		流域雨量指数基準	秩父別川流域＝6.2 境川流域＝5
			複合基準＊1	境川流域＝(5, 4.1)
			指定河川洪水予報による基準	雨竜川〔多度志・雨竜橋〕
	暴風		平均風速	18m/s
	暴風雪		平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100mm

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル 5	既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	緊急安全確保
警戒レベル 4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生する恐れが極めて高い状況等になっており緊急に避難する。	避難指示
警戒レベル 3	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル 2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報
警戒レベル 1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (警報級の可能性)

(3) 火災警報関係

気象の状況が、火災予防上危険であると認めて発令する警報の基準は、「第4章第5節 消防対策計画」による。

(4) 気象情報関係

台風情報等異常気象が刻々と推移するような場合に、注意報若しくは警報発表の前の段階として又は発表後の補足説明としては、一般の便に供するために発表するものとする。

2 気象警報等の伝達系統及び方法

気象官署等の発する予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等及び道（空知総合振興局）が発する対策通報を受けたときは、電話、無線、その他最も有効な方法により関係機関に通報し、又は伝達するものとする。（別表）

また、休日、時間外の場合、日直者又は管理人は総務課長に連絡するものとする。

3 国（開発建設部）が行う指定河川の洪水予報

国（開発建設部）が行う指定河川の洪水予報は、気象台と北海道開発局または北海道が共同で発表する。

（1）指定河川及び担当

水系名	河川名	担当
石狩川	雨竜川	札幌管区気象台・北海道開発局

（2）種類 洪水注意報、洪水警報、洪水情報

（3）洪水予報の種類と発表基準

ア 氾濫注意情報

氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。

イ 氾濫警戒情報

氾濫判断水位到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。

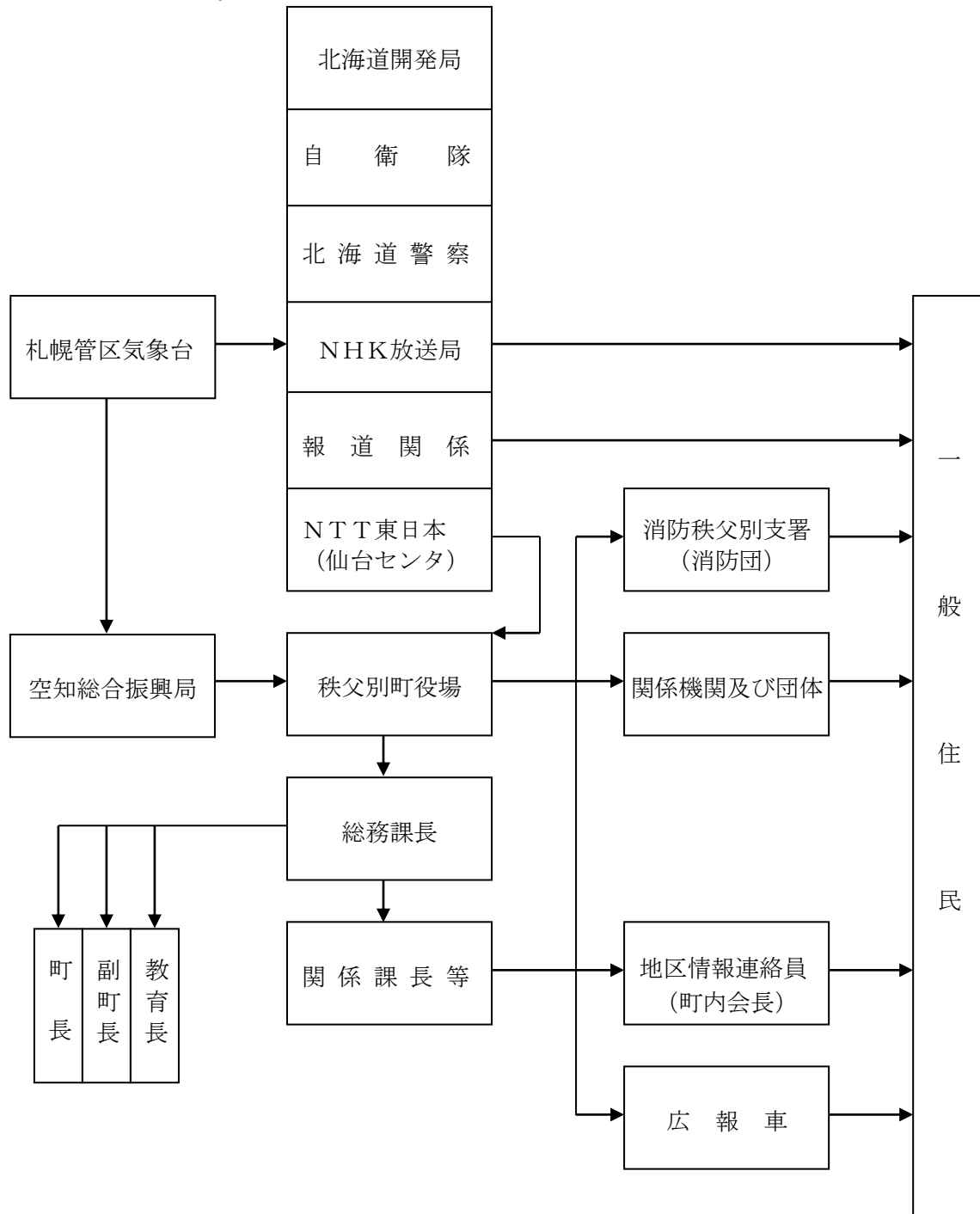
ウ 氾濫危険情報

氾濫危険水位に到達したとき。

エ 氾濫発生情報

氾濫が発生したとき。

(別表) 気象、火災警報等の伝達系統図



(別表) 関係機関等の連絡先一覧

名 称	所在地	電話番号
空知総合振興局地域創生部地域政策課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033
札幌管区气象台	札幌市中央区北2条西18丁目2	011-611-6121
札幌開発建設部深川道路事務所	深川市音江町字広里306	25-1155
札幌開発建設部滝川河川事務所	新十津川町字中央89番地	0125-76-2211
農林水産省北海道農政事務所旭川地域拠点	旭川市宮前1条3丁目3番15 号	0166-30-9300
北海道森林管理局空知森林管理署北空知支署	幌加内町字清月	0165-35-2221
陸上自衛隊第2師団	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111
空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所	深川市錦町北4番11号	22-1411
北海道企業局鷹泊発電管理事務所	深川市鷹泊2404番地先	28-2261
空知総合振興局保健環境部深川地域保健室	深川市2条18番6号	22-1421
深川警察署秩父別駐在所	秩父別町2条2丁目	33-2151
北空知広域水道企業団	沼田町1248番地の1	35-1878
深川地区消防組合秩父別支署	秩父別町2条2丁目	33-3850
東日本電信電話(株)北海道事業部北海道北支店	旭川市10条通10丁目	0166-20-5414
北海道電力ネットワーク(株) 深川ネットワークセンター	深川市7条7番2号	0120-06-0192
日本郵便(株)秩父別郵便局	秩父別町2条2丁目	33-2240
社団法人 深川医師会	深川市北光町2丁目11番12号	23-4406
秩父別土地改良区	秩父別町2条2丁目	33-2311
北いぶき農業協同組合秩父別支所	秩父別町2条1丁目	33-2011
秩父別町商工会	秩父別町2条2丁目	33-2459
空知農業改良普及センター北空知支所	深川市2条19番13号	23-4267
J R 北海道深川駅	深川市1条9番	22-2862

第2節 地震に関する情報の伝達計画

1 地震に関する情報の種類と内容

(1) 震度速報

震度3以上を観測した地域名(全国を約180に区分)と震度、地震の発生時刻を発表。

(2) 震源に関する情報

地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表。

(3) 震源・震度に関する情報

地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。

(4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。

(5) その他の情報

地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。

2 情報の伝達

地震に関する情報は、「気象警報等の伝達計画」に基づき、防災無線、ファックス、その他最も有効な方法により伝達するものとする。

(1) 気象台より伝達された情報は、通常の勤務時間内は、総務課長が受理するものとし、勤務時間外(休日・夜間)は、日直者又は管理人が受理する。

(2) 総務課長は、情報の伝達を受けた場合、速やかに町長、副町長に報告するとともに、関係課長等に連絡するものとする。

また、日直者又は管理人が受理した場合は、速やかに総務課長に連絡するものとする。

第3節 災害通信計画

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に行うための方法については、次に定め、訓練等を通じ実効性に留意する。

1 公衆通信施設の利用(主通信系統)

災害時における通信連絡は、公衆電気通信設備を主通信系統とする。なお、「非常扱いの通話」または「緊急扱いの通話」の取り扱いは、災害時優先電話に登録されている

加入電話から、102 番に「非常」又は「緊急」の通話を請求し、関係機関等に通知するものとする。

秩父別町役場 33-2111

深川地区消防組合秩父別支署 33-3850

2 専用通信施設の利用（副通信系統）

（1）警察電話等による通信

深川警察署の（警察）電話または無線電話をもって、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行う。

（2）鉄道電話による通信

鉄道専用の電話により、深川駅から通信相手機関に最も近い鉄道施設を経て行う。

（3）北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社の支店・営業所・変電所を経て行う。

3 専用無線施設の利用（副通信系統）

（1）防災関係機関の無線による通信

防災関係機関の無線（移動局を含む。）を利用して、情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

（2）秩父別町防災行政機関の無線による通信

秩父別町防災行政無線（移動局を含む。）を利用して、情報の収集及び応急措置命令の連絡通信を行う。

（3）消防無線による通信

深川地区消防組合秩父別支署及び消防車に設置されている無線を利用して、情報の収集及び応急命令の連絡通信を行う。

（4）北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道総合行政情報ネットワークを利用して、情報の収集及び伝達を行う。

4 通信途絶時の連絡方法

災害が発生し、上記1・2及び3による通信が不可能になった場合には、自動車・オートバイ・徒歩等による広報伝達班員を派遣し、口頭等により連絡するものとする。

5 住民への通信手段

災害が発生した場合の、住民へ避難所開設状況や災害の情報等の連絡手段として、防災行政無線（戸別受信機）を利用する。

関係機関無線局一覧

局種	電波の形式	周波数	設置場所	所在地	電話番号	通信区域 その他
固定	F 3 E	MHZ 69.450	秩父別町 役場	秩父別町 2条2丁目	33-2111	道庁・空知総合振興 局
固定 移動	F 3	148.51	深川警察署 秩父別駐在所	秩父別町 2条2丁目	33-2151	北空知管内(ハートカーの 移動により)旭川方 面管内警察署
固定 移動	5k80G1E	384.70625	北海道電力株 式会社送配電 カンパニー深 川ネットワーク センター	深川市7条 7番2号	22-4111	北空知一円作業者の 移動により可能
固定 移動	5k80G1D	265.50625 265.86875	深川地区消 防組合秩父 別支署	秩父別町 2条2丁目	33-3850	深川・妹背牛・沼田・ 北竜
固定	7K10G1D	65.58125	秩父別町 役場	秩父別町 2条2丁目	33-2111	秩父別町全域
固定 移動	F 3 E	466.0875	秩父別町 役場	秩父別町 2条2丁目	33-2111	

第4節 災害情報等の報告・収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、必要な災害に関する情報、被害状況報告等の収集及び通報等を円滑に行うための計画である。

1 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに役場（町職員）、警察署（駐在所を含む）、消防支署（消防団を含む）または地区情報連絡員（町内会長）の最も近いところに通報するものとする。

(2) 警察官等の通報

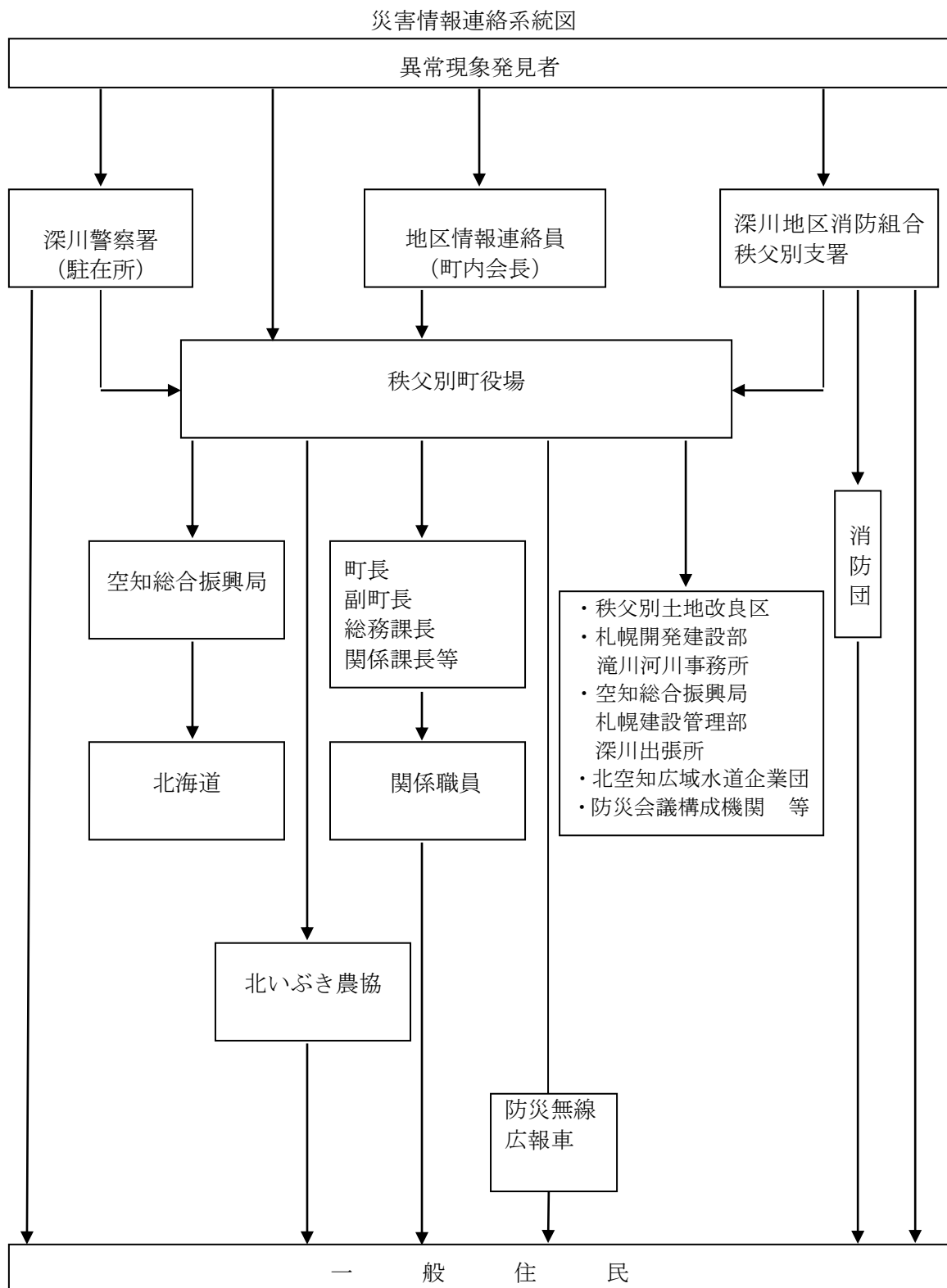
異常現象を発見した場合、あるいは発見者から通報を受けた警察官、消防署員、地区情報連絡員は、その内容を確認し、直ちに役場に通報するものとする。

(3) 町から各機関への通報及び住民への周知

ア 町長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、必要に応じ知事（空知総合振興局長）及び関係機関に通報しなければならない。

イ 住民に対する災害情報の周知は、広報車、防災無線等により徹底を図るものとする。

ウ 住民、警察官又は消防署員（消防団員）、地区情報連絡員から災害情報等の通報を受理したときは、速やかに総務課長に報告し、その指示により処理するものとする。
休日及び時間外については、日直者又は管理人が受理し、速やかに総務課長に報告するものとする。



2 地区情報連絡員

地区情報連絡員（各町内会長）は、次の事項について協力するものとする。

- ア 地区内の防災に関する情報の通報
- イ 災害情報の収集及び伝達
- ウ 応急対策について
- エ 被害状況調査等について

3 災害情報等の収集及び報告

町長は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を知事(空知総合振興局長)に報告するものとする。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの(「直接即報基準」に該当する火災・災害等)を覚知した場合、又は通信の途絶により知事に報告することができない場合は、直接、国(消防庁)に報告するものとする。また、関係のある公共機関、団体等に対して連絡するものとする。

(1) 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- ア 人的被害、住家被害が発生したもの。
- イ 救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- ウ 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- エ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で、町が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- オ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告の必要があると認められるもの。
- キ その他特に指示があった災害。

(2) 報告の種類

北海道（空知総合振興局）への報告様式には、「災害情報」（別表1）及び「被害状況報告（速報・中間・最終）」（別表2）の2種類がある。

《報告の内容及び方法》

報告の種類		報告の内容	報告の方法	報告先
災害情報		災害の経過に応じ、随時報告	メール または 電話等	空知総合振興局 地域創生部 地域政策課
被害 状況 報告	速報	被害発生後、直ちに件数のみ報告		
	中間報告	・被害状況が判明次第、報告 ・報告内容が変化した場合、 その都度連絡 (報告の指示があった場合はその 指示により報告)		
	最終報告	応急措置完了後、15日以内に報告	別表2に よる報告	

(3) その他の報告

災害の報告は、災害情報、被害状況報告のほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

(4) 被害状況判定基準

被害状況判定基準は、別表3のとおりとする。

(5) 消防庁への報告

町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

《直接即報基準に該当する火災・災害》

○ 航空機、大型タンカー、列車等の交通機関の火災
○ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
○ 危険物（高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）等に係る事故
○ 原子力災害
○ 死者及び負傷者が15人以上発生し、または発生する恐れのある列車、バスの衝突、転覆、転落等による救急・救助事故及びハイジャック、テロ等による救急・救助事故
○ 震度5強以上を記録した地震（被害の有無を問わない）

4 災害情報等連絡責任者

責任者：総務課長 代理：総務課課長補佐又は防災係長

第3章 災害情報通信計画

別表1				
※ 災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること				
災 害 情 報				
報告日時	月	日	時現在	発受信日時 月 日 時 分
発信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)			受信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)	
発信者 (職・氏名)			受信者 (職・氏名)	
発生場所				
発生日時	月	日	時 分	災害の原因
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
	そ の 他			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称)			
	(設置日時)	月	日	時 分設置
	(名 称)			
	(設置日時)	月	日	時 分設置
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	り災世帯	り災人数
	(救助実施内容)			

第3章 災害情報通信計画

応急措置等の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		避難指示				
		等高齢者等避難				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

第3章 災害情報通信計画

別表2															
被害状況報告（速報 中間 最終）															
														月 日 時現在	
災害発生日時			月 日 時 分			災害の原因									
災害発生場所															
発信	機関（市町村）名						受信	機関（市町村）名							
	職・氏名							職・氏名							
	発信日時			月 日 時 分				受信日時			月 日 時 分				
項 目			件数等	被害金額（千円）		項 目			件数等	被害金額（千円）					
① 人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	河川箇所	河川	箇所						
	行方不明	人						海岸箇所	海岸	箇所					
	重傷	人							砂防設備箇所	砂防設備	箇所				
	軽傷	人								地すべり箇所	地すべり	箇所			
	計	人									急傾斜地箇所	急傾斜地	箇所		
② 住家被害	全壊	棟		道路箇所	道路		箇所								
		世帯			橋梁箇所		橋梁	箇所							
		人					小計箇所	小計	箇所						
		半壊	棟						市町村工事	河川箇所		河川	箇所		
			世帯							道路箇所	道路	箇所			
	人			橋梁箇所				橋梁			箇所				
	一部破損		棟					小計箇所			小計	箇所			
			世帯				港湾箇所				港湾	箇所			
		人			漁港箇所				漁港		箇所				
		床上浸水	棟							下水道箇所	下水道	箇所			
			世帯			公園箇所			公園		箇所				
	人			崖くずれ箇所				崖くずれ	箇所						
	床下浸水		棟					計箇所	計		箇所				
			世帯				⑥ 水産被害		漁船		沈没流出	隻			
		人			破損					破損	隻				
計		世帯				計				計	隻				
		人		漁港施設箇所						漁港施設	箇所				
	③ 非住家被害	全壊	棟							共同利用施設箇所	共同利用施設	箇所			
			その他				棟		その他施設箇所		その他施設	箇所			
			半壊		棟			漁具（網）件			漁具（網）	件			
その他					棟		水産製品件				水産製品	件			
計				棟		その他件					その他	件			
	その他	棟			計					計					
	④ 農業被害	農地		田					流失・埋没等	ha	⑦ 森林被害	道有林	林地箇所	林地	箇所
			侵冠水					ha	治山施設箇所	治山施設			箇所		
			畑	流失・埋没等			ha	林地箇所		林地			箇所		
侵冠水				ha		林産物箇所	林産物			箇所					
農作物			田	ha	小計箇所		小計			箇所					
		畑	ha	一般民有林			林地箇所			林地		箇所			
		農業用施設箇所	農業用施設				箇所								
		共同利用施設箇所	共同利用施設				箇所								
		営農施設箇所	営農施設			箇所									
畜産被害箇所		畜産被害	箇所												
		その他箇所	その他	箇所											
		計箇所	計	箇所											
		計	箇所												

第3章 災害情報通信計画

項 目		件数等	被害金額（千円）	項 目		件数等	被害金額（千円）	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所			法 人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所	
		し尿処理	箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—
	火 葬 場	箇所		鉄道施設		箇所		
	計	箇所		被害船舶（漁船除く）		隻		
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所		
	工 業	件		水 道		戸	—	
	そ の 他	件		電 話		回線	—	
	計	件		電 気		戸	—	
⑩ 公立 文教 施設 被害	小学校	箇所		ガ ス	戸	—		
	中学校	箇所		ブロック塀等	箇所	—		
	高 校	箇所		都市施設	箇所			
	その他文教施設	箇所						
	計	箇所		被 害 総 額				
公共施設被害市町村数		団体		火災発生	建 物	件		
り災世帯数		世帯			危険物	件		
り災者数		人			その他	件		
消防職員出動延人数		人		消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）							
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名								
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）⇒個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか								

別表3

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町の者が隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世 帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

第3章 災害情報通信計画

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農 地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径 1 mm 以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm 以下の土砂にあつては 5 cm 以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農 業 用 施 設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。

第3章 災害情報通信計画

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1)港湾等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2)被害額の算出は、被害漁船の再取得価格額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。

第3章 災害情報通信計画

被害区分		判 断 基 準
⑧衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。
⑨商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設被害		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第4章 災害予防計画

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生の原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、災害に際しては、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、災害の発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握、指定し警戒避難体制の整備等に努めるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

（1）防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・地域の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(2) 町

ア 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

イ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

ウ 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

エ 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2 配慮すべき事項

- (1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- (3) 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (4) 町は各地域において、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、自主防災組織や防災リーダーの育成に努めるものとする。
- (5) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。特に町は福祉施設と連携を図り、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及

- (2) ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- (3) インターネット、SNSの活用
- (4) 新聞、広報誌等の活用
- (5) スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (6) 広報車両の利用
- (7) テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- (8) 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- (9) 学校教育の場の活用
- (10) その他

4 普及、啓発及び教育に要する事項

- (1) 北海道地域防災計画の概要
- (2) 北海道防災基本条例の概要
- (3) 災害に対する一般知識
- (4) 災害の予防措置
 - ア 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ その他
- (5) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領・方法
 - ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - エ 災害時の心得
 - 1 (家庭内、組織内の) 連絡体制
 - 2 気象情報の種別と対策
 - 3 避難時の心得
 - 4 被災世帯の心得
- (6) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他

(7) その他必要な事項

5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- (3) 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- (4) 児童生徒等に対する防災教育の充実に図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- (5) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- (6) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、防災ボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

1 国土交通大臣管理区間における重要水防箇所【石狩川水系雨竜川】 令和6年4月現在

番号	種別	重要度	築堤名	距離標	延長(km)	位置(km)	計画高水位(m)	計画築堤高(m)	現況築堤高(m)	備考
越-1	【越水・溢水】 河川からの水が堤防を越えてあふれ出る箇所	B	秩父別鉄道橋上流築堤	24.60 ～ 25.00	0.40	24.80	49.20	50.70	—	
越-2		A	秩父別鉄道橋上流築堤	25.00 ～ 25.40	0.40	25.20	49.74	51.24	—	
越-3		B	秩父別鉄道橋上流築堤	25.40 ～ 25.80	0.40	25.60	50.28	51.78	—	
越-4		A	秩父別鉄道橋上流築堤	25.80 ～ 26.27	0.47	26.00	50.82	52.32	—	
越-5		B	秩父別鉄道橋上流築堤	26.40 ～ 27.20	0.80	26.80	51.89	53.39	—	

第4章 災害予防計画

越 - 6		A		27.20 ～ 27.64	0.44	27.40	52.69	54.19	—	
越 - 7		A		27.80 ～ 30.69	2.89	29.20	54.89	56.39	—	重点 区間
越 - 8		A		30.80 ～ 31.00	0.20	31.00	57.19	58.69	—	
堤 - 1	【堤体漏水】	B	千秋上流築堤	15.80 ～ 17.91	2.11	16.80	42.35	43.85	44.54	
堤 - 2	過去に堤防から水 がにじみだしたこ とのある箇所	B	秩父別築堤	19.80 ～ 21.20	1.40	20.60	44.97	46.47	47.33	重点 区間
衝 - 1	【水衝・洗掘】 川の水あたりの 強い箇所	B	秩父別築堤	22.20 ～ 22.60	0.40	22.40	46.80	48.30	49.19	
工 - 1	【工作物】	A	穂栄橋	26.27		26.20	51.10	52.60	—	
工 - 2	橋の桁下が低い 箇所等	B	吊橋	30.69		30.60	56.73	58.23	—	
旧 - 1	【旧川跡】 昔、川が流れてい たので土地が軟 弱になっている ため要注意な箇 所	要 注 意	千秋上流築堤	15.40 ～ 16.60	1.20	16.00	41.82	43.32	44.03	
旧 - 2		要 注 意	千秋上流築堤	16.80 ～ 17.00	0.20	17.00	42.49	43.99	44.03	
旧 - 3		要 注 意	千秋上流築堤	17.40 ～ 17.91	0.51	17.60	42.90	44.40	45.02	
旧 - 4		要 注 意	秩父別築堤	18.00 ～ 21.75	3.75	19.80	44.41	45.91	46.71	重点 区間
旧 - 5		要 注 意	秩父別築堤	21.80 ～ 21.80	0.00	21.80	46.21	47.71	48.41	
旧 - 6		要 注 意	秩父別築堤	22.00 ～ 23.40	1.40	22.80	47.17	48.67	49.45	
旧 - 7		要 注 意	秩父別鉄道 橋上流築堤	25.00 ～ 25.20	0.20	25.20	49.74	51.24	—	
旧 - 8		要 注 意	秩父別鉄道 橋上流築堤	25.60 ～ 26.00	0.40	25.80	50.55	52.05	—	
重 - 1	【重点区間】		秩父別築堤	19.90 ～ 20.10	0.19	20.00	44.55	46.05	46.60	重点 区間
重 - 2	必要性に応じて 特に水防時に重 点的に巡視すべ き区間			30.10 ～ 30.30	0.20	30.20	56.21	57.71	—	重点 区間

※令和6年4月現在 札幌開発建設部 重要水防箇所調書

第4章 災害予防計画

2 北海道知事管理区間における重要水防箇所

平成30年4月現在

河川	右 左 岸	起点位置 (km)			終点位置 (km)			重要 水防 区域 延長 (km)	重 要 度	築 堤 有 無	備 考
		地区名	位置名称	距離	地区名	位置名称	距離				
石狩川 水系境 川	左	南二条	南二条橋 から0.2km 下流	1.90	南二条	南二条橋	2.10	0.20	B	有	
	左	南二条	南二条橋	2.10	南二条	境川橋	2.50	0.40	B	有	樋門・ 排水 機場
	右	南二条	南二条橋 から0.2km 下流	1.90	南二条	南二条橋	2.10	0.20	B	有	樋門
石狩川 水系秩 父別桜 川	左	オーホー 一己町	東1丁目橋	1.03	オーホー 一己町	南二条橋	1.60	0.57	B	有	樋門

3 防災重点ため池

名称	所在地	管理者	ため池諸元								
			形式	天端幅 (m)	堤高 (m)	堤頂高 (m)	総貯 水量 (千m ³)	流域 面積 (k m ²)	満水 面積 (k m ²)	受益 面積 (ha)	受益 戸数 (戸)
東山 貯水池	多度志南 65番地	秩父別 土地改 良区	谷地	4.0	12.7	168	444.0	2.600	0.043	17.6	9

4 市街地における低地帯の浸水危険区域及び整備計画

番号	危険区域				予想される被害				整備計画	
	区域名	場所	危険 区域 面積	災害の 要因	住家 (戸)	公共施 設(棟)	道 路	そ の 他	実 施 機 関	概 要
1	中央西	2条2丁目	2.0ha	低地排 水不良					秩 父 別 町	整備済 (筑紫川整備に よる排水不良の 解消)

第3節 雪害対策計画

異常降雪等により予想される雪害の予防対策及び応急対策は、本計画に定めるところによる。

1 除雪路線の実施分担

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

(1) 国道路線の除雪は、札幌開発建設部深川道路事務所が行う。

(2) 道道路線の除雪は、札幌建設管理部深川出張所が行う。

(3) 町道路線の除雪は、町（建設課）が行う。

2 除雪作業の基準

町（建設課）が管理する道路で、冬期間除雪を行い、交通を確保する除雪作業の基準は次のとおりである。

種類	除雪延長	直営	委託	除雪目標
第2種	km	km	km	2車線確保を原則とし、夜間除雪は原則として行わない。
	96.4	92.9	3.5	

3 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除排雪計画に基づいて主要幹線より順次除排雪を実施するものとする。

4 通信施設の雪害防止対策

通信施設の雪害防止については、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話(株)北海道支店は、施設の改善、応急対策の強化を図るものとする。

5 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力(株)送配電カンパニー深川ネットワークセンターは、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

6 積雪時における消防対策

(1) 町（建設課）は除雪計画路線のほか、住宅密集地の道路については、常に消防車の運行に支障のないよう除雪をするものとする。

(2) 消防水利については、消防署員により常に除雪を行い、消防活動に支障のないようにするものとする。

7 建築物雪害対策

積雪による建築物の災害を予防するため、「雪おろし」等適切な管理を行うものとする。
町は、屋根雪落下や倒壊等の災害を防止するため、12月から3月の間必要に応じ、広報誌や広報車、回覧等により雪おろし奨励に努めるものとする。

8 警戒体制

関係機関は、気象官署の発表する予報（注意報を含む）、警報、並びに気象情報等を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

(1) 町長は本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めたとき本部を設置するものとする。

ア 大規模な雪害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき。

イ 雪害による交通麻痺、交通渋滞等によって人命に係わる事態が発生し、その規模・範

囲から特に緊急・応急措置を要するとき。

- (2) 町長は路上通行車両の故障車（障害車）等の孤立車は努めて機械力で救出するが、不可能なときは乗員を救出して避難収容することとする。

9 各バス交通機関の措置

各バス交通機関は、路線状況及び最終運行となる便の動向を警察署に通報するものとする。

第4節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害に対処するための予防計画は、水防予防計画に定めるほか、本計画に定めるところによる。

1 気象状況の把握

融雪期においては、気象警報等により地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の情報等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及びなだれ、地すべり等の懸念のある地域、箇所の危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町、消防機関は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町は、関係機関と緊密な連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救出方法等、事前に検討しておくものとする。
- (3) 町（建設課）は、なだれ・積雪・捨雪及び結氷等により、河道・導水路等が著しく狭められ被害発生が予想される場合は、融雪出水前に河道・導水路内の除雪、結氷の破碎等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

3 道路の除雪

道路管理者は、なだれ・積雪・結氷・滞溜水等により、道路交通が阻害されるおそれのあるときは、道路の除雪・結氷の破碎等障害物の除去に努め、道路の効果的な活用を図るものとする。

4 水防資器材の整備・点検

町及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効果的にするため、融雪出水前に水防資器材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資器材手持業者等とも十分な打ち合わせを行い、資器材の効率的な活用を図るものとする。

5 水防思想の普及徹底

町及び河川管理者は融雪水に際し、住民の十分な協力が得られる水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第5節 水防予防計画

水害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、水防法に基づき作成した「秩父別町水防計画」の定めるところによるものとし、重要水防区域は資料のとおりである。

第6節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するための計画は、本計画に定めるところによる。

1 予防対策

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第7節 土砂災害の予防計画

土砂災害を予防するための計画は、本計画の定めるところによる。

1 予防対策

本町において、土砂災害警戒区域や危険箇所等の定め及び指定はないが、今後、警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において必要な事項を定めるとともに、住民への周知等の総合的な山地災害対策を推進する。

- (1) 町は、関係機関と連携して、山地災害が発生する恐れがある危険箇所の調査等を実施し、その実態把握や対策について協議、検討を行う。
- (2) 土砂災害警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに情報収集及び予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の発令・伝達、避難、救助、その他当該区域の土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等について、町地域防災計画に定め、住民の安全を確保するものとする。
- (3) 町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

- (4) 町地域防災計画に基づき、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第8節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

災害時において住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

また、備蓄物資や物資拠点について、物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

1 食料等の確保

- (1) 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

【備蓄品の例】

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用、大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド
パーテーション、ブルーシート、土のう袋等

- (2) あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努める。

また、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

- (3) 防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、最低3日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材の整備

災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。

3 備蓄倉庫等の整備

防災資機材倉庫の整備に努める。

第9節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりであり、要配慮者への配慮に努めることとする。

○避難所等の定義

種別	避難所	定義
避難場所	指定緊急避難場所	災害による危険が切迫した場合に住民が緊急に避難できる災害の危険の及ばない一定の安全基準を満たしたグラウンド、公園及び緑地等をいう。
避難所	指定避難所	避難した住民を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるため収容し保護する学校、公共施設等をいう。
	福祉避難所	介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す要配慮者に配慮したトイレをはじめ、手すりやスロープなどのバリアフリー化が図られた避難所のことをいう。

1 避難場所の確保及び標識の設置

- (1) 地域住民が避難した場合において、容易に収容することができる広さが確保されていること
- (2) 大規模災害等から、住民の安全を確保するために必要な避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難場所、避難経路に案内標識を設置する等、緊急時に速やかな避難が確保されるよう整備しておくものとする。
- (3) 大規模災害から住民の安全を確保するため、避難が必要な地域の住民を対象とする指定緊急避難場所を整備するものとする。
- (4) 積雪時における災害が発生した場合において、避難場所から容易に避難所へ収容することが可能な場所であること。

なお、冬期間など避難場所が使用に適さない状態のときは、避難所を避難場所として使用する。

(5) 指定緊急避難場所の選定要件

- ア 災害からの避難を考え、公園、緑地、グラウンド（校庭を含む）、公共空地など空間を十分確保できること
- イ 崖崩れや浸水などの危険のないこと
- ウ 付近に危険物保管場所等が設置されていないこと

2 避難所の確保及び管理

災害による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失したものを収容するための指定避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。

また、一般の避難所では生活することが困難な避難行動要支援者、さらには療依存度の高い要配慮者が、その状態に応じて避難生活ができるよう、福祉避難所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。

なお、影響範囲の大きい災害については、町の指定避難所に収容しきれない場合があ

ることから、隣接市町村等との避難者の相互受入協定などにより、収容能力の確保を図ることとする。

- (1) 地域住民の約50%以上を収容することができる施設規模を有していることが望ましい。
- (2) 現状の公共施設のなかで、比較的建設が新しい公共施設で施設の倒壊焼失等の危険性が少ない施設であること。
- (3) 昼夜を問わず避難所の開設、運営、管理等を速やかに行うことができる施設であること。

なお、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(4) 避難所の選定要件

・指定避難所

- ア 救援、救護活動を実施することが可能な地域であること
- イ 浸水等の被害のおそれがないこと
- ウ 給水、給食の救助活動が可能であること
- エ 地割れ、崖崩れ等が予想されない地盤地質地域であること
- オ 耐震構造で倒壊、損壊などのおそれがないこと
- カ その他被災者が生活するうえで町が適当と認める場所であること

・福祉避難所

上記ア～カに加え、その施設がバリアフリー化されており、相談や介助等の支援体制等がとれること。

(5) 避難所の管理

- ア 避難所を開設する場合は、管理責任者を予め定めておくこと
- イ 避難所の運営に必要な資機材等を予め整備しておくこと
- ウ 休日・夜間等における避難所の開設に支障がないようにしておくこと

3 避難場所、避難所の住民への周知

避難場所、避難所の周知及び避難のための知識の普及については、各種の防災行事及び広報紙等を通じて、地域住民に対して周知の徹底と普及に努める。

また、災害による被害が発生する危険の高い区域について、被害想定及び避難に関する情報を、予め住民へ周知するためのハザードマップ等を作成するよう努める。

その他、気象等特別警報・警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速かつ的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について予め検討しておく。

(1) 住民に対し、次の事項の周知徹底を図る。

- ア 避難場所、避難所の名称、所在地
- イ 避難対象世帯の地区割り
- ウ 避難場所、避難所の経路及び手段
- エ 避難時の携帯品等注意すべき事項

(2) 避難のための知識の普及

- ア 平常時における避難のための知識

避難経路、家族の集合場所や連絡方法（学校であれば、児童生徒の保護者への連絡方法など）

- イ 避難時における知識

安全の確保、移動手段、携行品など

- ウ 避難後の心得

集団生活、避難先の登録など

4 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業所等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握及び共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努める。

(1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

(2) 避難所等の名称、所在地、対象地区および対象人口

(3) 避難所等への経路及び誘導方法

(4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

(5) 避難所等の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

- ア 給水、給食措置

- イ 毛布、寝具等の支給

- ウ 衣料、日用必需品の支給

- エ 冷暖房及び発電機用燃料の確保

- オ 負傷者に対する応急救護

(6) 避難所等の管理に関する事項

- ア 避難中の秩序維持

- イ 住民の避難状況の把握

ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達

エ 避難住民に対する各種相談業務

(7) 避難に関する広報

ア 防災行政無線等による周知

イ 緊急速報メールによる周知

ウ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知

エ 避難誘導者による現地広報

オ 住民組織を通じた広報

5 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

(1) 避難の場所

(2) 経路

(3) 移送の方法

(4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

(5) 保健、衛生及び給食等の実施方法

(6) 暖房及び発電機用燃料等の確保

6 被災者の把握

町は、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい、なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め、印刷のうえ、各避難所に保管することが望ましい。

7 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、随時・適切に避難指示及び高齢者等避難開始（以下「避難指示等」という。）を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するとともに、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

なお、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげ

た体制の構築に努めるものとする。

また、住民に対し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

第10節 要配慮者対策計画

災害発生時における要配慮者の安全確保については、この計画の定めるところによる。

1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者はこれら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

2 町の対策

町長は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

3 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町長は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために避難行動要配慮者の範囲について要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。（要件については下記に記載）

なお、避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、災害時には本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて留意する。

(1) 避難行動要配慮者の範囲について

ア 要介護認定3～5を受けている方

イ 身体障害者手帳を所持する方で、下記の手帳を所持する方

①体幹 1～3級

②上肢 1, 2級

③下肢 1～3級

④視覚 1, 2級

⑤聴覚 2, 3級

⑥内部 1～3級

⑦音声・言語・咀嚼 3級

ウ 療育手帳AもしくはBを所持する方

エ 精神障害者保健福祉手帳1もしくは2級を所持する方

オ 人口透析、酸素療法、インシュリン注射等の医療依存度が高い方

カ 食事療法中の方、乳幼児、妊婦など定期的に医療の必要な方

キ その他支援の必要な方

4 避難行動要支援者名簿情報保護

町長は、名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由など、秘匿性の高い個人情報も含まれる為、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。また、受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導するなど、名簿の提供を受けるものに対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 避難行動要支援者名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 氏 名

(2) 生年月日

(3) 性 別

(4) 住所又は居所

(5) 電話番号その他の連絡先

(6) 避難支援等を必要とする事由

(7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

6 個別計画の策定

町長は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

7 避難のための情報伝達

町長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受け又は、知ったときは当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

また、必要な通知又は警告をするにあたっては、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

8 避難行動支援等関係者等の安全確保

避難支援活動時に支援者本人又は、その家族等の生命及び身体の安全を守ることを最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮すること。

9 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町長は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図ることとする。

10 福祉避難所の指定

町長は、老人福祉センターや社会福祉施設等を活用し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の実態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

第11節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や指定緊急避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」にもとづき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、一般国道、道道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。

(イ) 道路管理者は、雪崩等による交通傷害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

(2) 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

ウ 緊急時ヘリポートの確保

孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

3 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難所、避難路の確保

積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

4 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業所等との協定の締結などにより必要な台数の確保に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予測されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第12節 相互応援（受援）体制整備計画

町長は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

町長は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO 等に委託可

能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて、応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援（受援）体制の整備

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を調べておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 町長は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (2) 町長は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

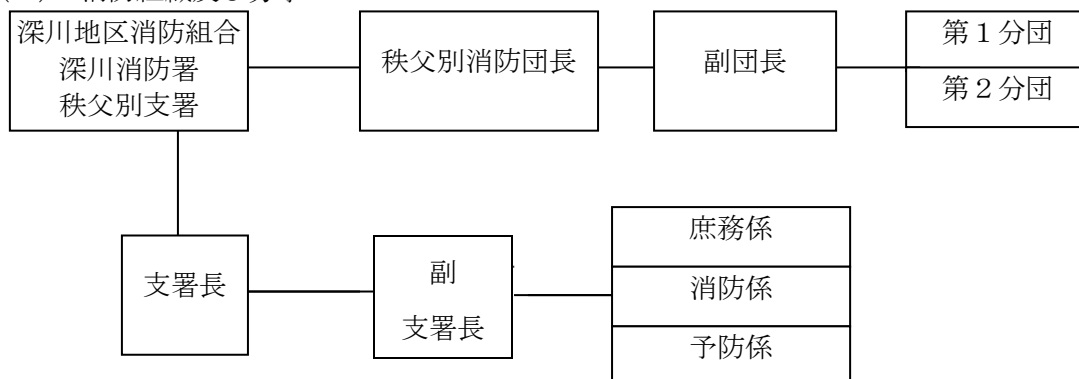
- (3) 町長は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等についても意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 町長は、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民や NPO ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動への環境整備に努めるものとする。
- (5) 町長は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第13節 消防対策計画

この計画は、消防の任務がその施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、その被害を軽減することにあるから、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用を定め、地域の災害を予防・警戒・制圧して住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被害の軽減を図るために必要な事項を定めるものとする。

1 組織計画

(1) 消防組織及び分掌



第4章 災害予防計画

(2) 消防職員配置

階級別 所管	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
秩父別支署	1	2	1	1	1	6

(3) 消防団員配置

階級別 団別		団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計	管轄区域
秩父別消防団	団本部	1	1					2	秩父別町全域
	第1分団			1	1	2	20	24	
	第2分団			1	1	2	20	24	
	合計	1	1	2	2	4	40	50	

2 消防施設

区分 分団名	消防施設						水利施設			
	タンク車	ポンプ車	水槽車	救急車	広報車	搬送車	消火栓	防火水槽	防火井戸	河川等
秩父別支署	1				1		16	20		
消防団		1	1			1				
計	1	1	1		1	1	16	20		

3 消防資器材

資器材名	消防用ホース（口径 50 mm 115 本、65 mm 149 本）	264 本
	背負式ポンプ	5 台
	ウォーターチャージャー	1 台
	簡易水槽（1 t 1 台、2 t 1 台）	2 台
	発電機（1,800W 級 1 台、1,600W 級 1 台、5,500W 級 2 台）	4 台
	可搬式照明装置	1 台
	可搬式ウインチ	2 台
	救命胴衣	17 着
	墜落制止器具	6 個
	充電式油圧救助器具	2 式
	充電式カッター	1 台
	充電式チェーンソー	1 台
	万能斧	4 丁
	空気呼吸器	4 台
	軽量空気ボンベ	6 本
	切創防止用保護衣	1 着
	排・送風機	1 台

資 器 材 名	ファーストレスポnderジャッキ	1台
	充電式レシプロソー	1台
	絶縁ボルトクリッパー	1丁
	AED（自動体外式除細動器）	2台
	血中酸素飽和度測定器	1台
	熱画像直視装置	1台
	デジタルトランシーバー	10台

4 消防訓練

消防職団員の体力、資質の向上及び消防活動の充実強化を図るため、次の区分により教育及び訓練の実施に努める。

（1）教育

ア 学校教育

消防大学校、北海道消防学校、その他学校及び教習所における教育。

イ 内部教育

一般教育、特別専科教育、火災予防防衛戦術教育、水防教育、外来講師研修、その他の教育。

（2）訓練

ア 通常訓練 月例訓練計画により実施する。

イ 特別訓練 年2回以上実施する。

ウ 団員訓練 現場活動に必要な訓練を年間計画で実施する。

（3）消防演習

職団員を現場活動に習熟させるため、毎年1回以上消防演習を実施する。

5 火災予防計画

安全な住民生活の確保を図るため、予防査察の強化と自主防火管理体制の確立を図るとともに、地域住民の生命・身体及び財産を火災から保護し、もって社会公共の福祉の増進に資するため、防災体制の整備を促進し火災予防対策の強化を図ることを定める。

（1）火災予防指導

指導の区分	回数	指導内容
防火管理者資格付与講習会	年1回以上	国の定める基準により必要な知識
防火管理者上級講習	年1回以上	国の定める基準により必要な知識
危険物取扱者試験準備講習	随時	他の関係機関からの要請により受験に必要な知識等
防火対象物、町内会、女性会、老人クラブ等、団体に対する防火指導	要請による	防火知識及び要請のあった事項

第4章 災害予防計画

防火管理者、危険物取扱者、 石油燃焼器具整備業者	年1回以上	業務に必要な安全知識及び法令の改正内容
-----------------------------	-------	---------------------

(2) 火災予防査察

ア 定期査察

消防本部職員 消防署員	条例法第2条で指定する防火対象物で法第8条のうち、特 定防火対象物及び法第10条で定める危険物製造所等	年2回以上
消防署員	法第17条で定める防火対象物のうちで前記以外のもの	年1回以上
消防団員	専用住宅	年2回以上

イ 臨時査察

消防本部職員 消防署員	臨時催物が行われる防火対象物及び混雑が予想される対象物並びに関係 者から特に要請があった対象物
----------------	--

(3) 火災予防広報

火災予防運動、歳末警戒または火災が発生するおそれがあるときは、次の広報媒体により広報する。

- ア サイレンの吹鳴
- イ 立看板の掲示
- ウ 防火ポスターの掲示
- エ 防火リーフレットの配布
- オ 報道機関への依頼
- カ 広報車による巡回広報
- キ 消防車による警戒パトロール
- ク 各種団体に対する直接広報

6 火災予警報計画

気象の状況が火災予防上危険であると認めたとき、火災を未然に防止するため消防法第22条の規定により火災警報を発令し、区域内よりの出火防止に万全を期することを目的とする。

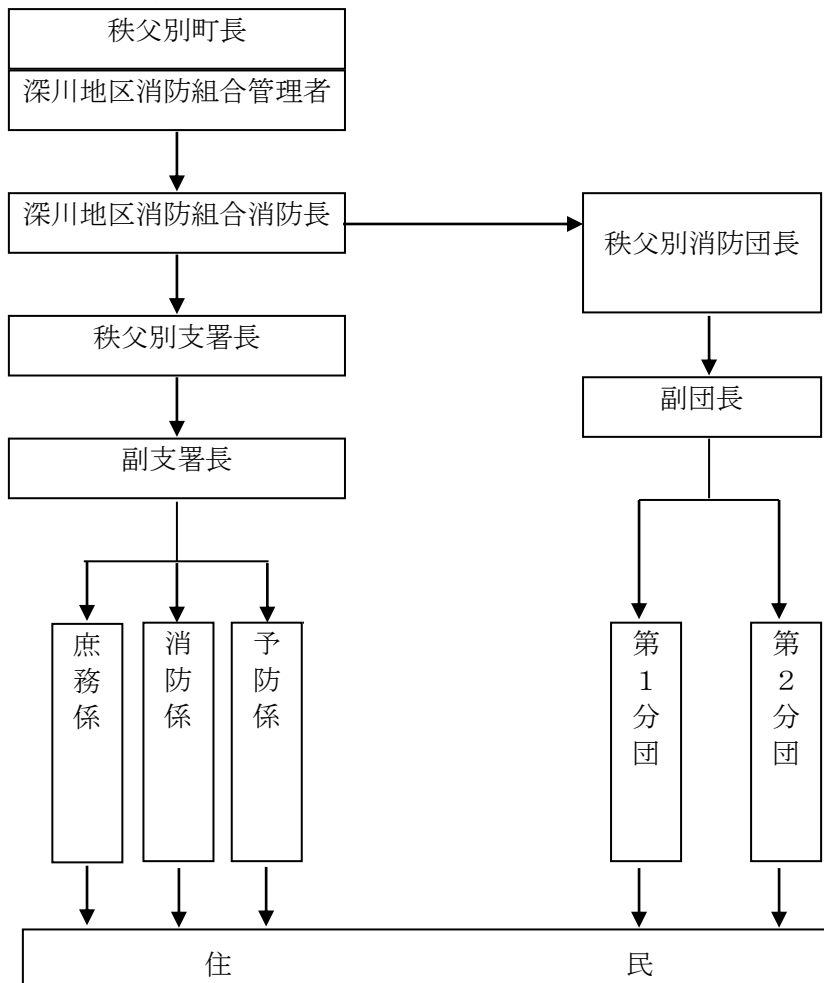
(1) 火災警報発令基準

- ア 実効湿度 65%以下にして最少湿度 45%となり、最大 7m/秒以上のとき。
- イ 実効湿度 60%以下で風速 7m/秒以上のとき。
- ウ 平均風速 15m/秒以上が 9 時間以上続くと予想されるとき。
- エ 湿度 30%以下で実効湿度が 50%以下のとき。
- オ 警報解除は、気象の状況が火災予防上危険のない状況と認めたとき。

(2) 火災警報信号

区分 信号	火災警報発令	火災警報解除
サイレン 信号	約 30 秒 ○—○—○—○—○— 約 6 秒	約 10 秒 約 1 分 ○—○—○—○— 約 3 秒
打鐘信号	○ ○—○—○—○ ○ ○—○—○—○ (1 点と 4 点との班打)	○ ○ ○—○ ○ ○ ○—○ (1 点 2 個と 2 点との班打)
掲示板 吹流し旗	火災警報発令中 赤字白文字 形状は適宜 大きさは適宜	掲示板の撤去 吹流しの降下 旗の降下

(3) 火災警報連絡系統図



7 警防計画

(1) 消防団員の招集

招集別 \ 区分	消防職団員招集要領
火災警報発令時	1 火災警報発令時の信号を認知した消防職団員は、速やかに支署に集合する。 2 必要により電話で招集することもある。
通常火災	1 火災信号その他の方法で火災を認知した消防職団員は、あらかじめ定められた区分に従い、速やかに支署に急行し上司の指示により行動する。 2 第2出動及び応援出動等、火災の状況により必要に応じて職団員を招集する。
非常時火災	火災信号その他の方法で火災を認知した消防職団員は、速やかに災害現場または支署に急行し、上司の指示により行動する。

(2) 出動区分

区分	災害状況	出動体制
第1出動	火災を覚知したとき。ただし状況により、偵察、車輛火災及び小規模の火災等で、支署で制圧できると判断したときは縮小できる。	タンク車 1 連絡車 1
第2出動	先着隊の隊長が火災の規模等により、消防隊の増強を必要と認めたとき。 その他市街地及び密集地で延焼のおそれのある特殊建築物・危険物製造所等の火災で、人命に危険を生じると判断したとき。 火災の拡大が著しく、かつ人的・物的被害が大となり、大火災に進展すると認めたとき。	タンク車 1 水槽車 1 ポンプ車 1 搬送車 1 連絡車 1
応援要請	町長は、災害の被害が甚大で、かつ広範囲に拡大するおそれがあると認めた場合に、深川地区消防組合秩父別支署消防計画及び北海道広域消防相互応援協定に基づき、関係消防機関に応援を求めることができる。 ○要請順位 1 消防組合管内応援要請 2 北海道広域消防相互応援協定 第1要請（近隣市町消防機関） 第2要請（道央ブロック消防機関） 第3要請（全道消防機関）	必要な器材

8 消防相互応援協定

深川地区消防組合秩父別支署において、火災その他の災害を防御するために、消防組織法第39条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市・町等」という）相互の応援体制を確立し、北海道広域消防応援協定を締結している。

今後は、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努める。

○ 応援要請の方法

- (1) 応援の要請は災害が発生し、又は発生するおそれのある市・町等の長から、他の市・町等の長に対し、災害の規模に応じて次の区分により行う。

ア 陸上応援要請

(ア) 第1要請（近隣）

当該町が近隣の市・町等に対して行う応援要請

(イ) 第2要請（道央）

当該町が構成する地域内の他の市・町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(ウ) 第3要請（全道）

当該町が構成する地域外の他の市・町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

イ 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

- (2) 陸上応援要請は、第1要請・第2要請・第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- (3) 前項の陸上応援要請のうち第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市・町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

9 救助・救急計画

各種災害及び各種事故等による救助・救急を必要とする傷病者を安全な場所へ救出し応急処置を実施し、さらに迅速的確に医療機関に搬送するためのものである。

(1) 救助・救急活動の原則

人命救助活動は、あらゆる災害による人命危険から救出することにより、他の警防活動に最優先して実施されるものである。

救助活動については、深川地区消防組合救急業務運用規程、その他の法令等によるもののほか次による。

- ア 現場到着と同時に実施し、災害の特殊性・危険性・事故の内容等を判断し、二次災害を排除し、安全確実かつ迅速に行う。
- イ 隊員相互の連絡を密にし、原則として単独行動はしない。
- ウ 要救助者は、危険度が高い者から優先して救出する。
- エ 救助場所は、原則として屋外で最も安全な場所とする。
- オ 群集心理による混乱防止に努める。

(2) 出動

出動に関する計画は、組織計画における救助・救急活動組織計画の編成により、災害の規模・状況・場所等を判断しこれに対応する。

所要人員・車両等を勘案し最も効果的に出動するものとし、関係機関は相互に協力して業務遂行を図るものとする。

ア 平常時の出動（消防職員で対応できるもの）

(ア)通常出動 救助・救急業務を要する事故を覚知し、消防職員で対応し得るもの。

(イ)増強出動 消防署で所属長が災害・事故等の規模・状況等により、隣接の支署に増強要請を行うもの。

イ 非常時の出動

救助・救急活動の規模及び状況が通常の体制で対処できないとき、又はそのおそれがあるときは、関係所属長は消防長・消防団長に速やかに報告するとともに、火災警防計画における招集に準じた要領により、消防職員・団員を招集し、救助・救急活動組織を編成し、活動体制の強化を図るものとする。

(3) 医療機関との協力体制

各所属長は地域医療機関と密接な連絡をとり、下記事項を調査し緊密な協力体制を確立し、傷病者の生命維持及び身体安全のため迅速な対応を図らなければならない。

ア 管内その他必要な医療機関の名称・診療科目・所在地・責任者名・連絡用電話番号等

イ 夜間・休日等の傷病者の受入れ体制

ウ 現場応急救護所等の出動協力体制

エ その他必要な事項

(4) 応急救護所の設置（要請）

大規模災害（集団災害事故等を含む。）等により、現場応急処置を必要とする者が多数発生し、各医療機関が傷病者を収容不能になったとき、又は救助・救急活動に支障が生じたときは、各関係町にその状況を報告するとともに、応急救護所の開設を要請するものとする。

(5) 救助用資器材の調達

救助隊の編成・装備及び配置の基準を定める省令第2条に定める救助用資器材を確保するとともに、不足資器材については、保有事業所等の把握及び調達計画を確立しておくものとする。

ア 重量物排除用資器材

イ 水難救助用資器材

ウ 高所救助用資器材

エ その他必要と思われる資器材

(6) その他

この節に定めるもののほか消防計画について必要な事項は、深川地区消防組合消防長が別に定める。

第 5 章 防災訓練計画

第5章 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関と共同で行う防災に関する知識及び技術の向上と、住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練計画は、本計画の定めるところによる。

第1節 防災訓練の実施

防災訓練は図上訓練と実施訓練の2種類とし、水防協力団体、要配慮者との緊密な連携協議のうえ訓練計画を作成し実施するものとする。

(1) 図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

(2) 実施訓練

訓練の成果を最も効果的にするために、次の実施訓練を実施するものとする。

ア 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資材・器材の輸送、広報・通信伝達などのほか、消防機関に要請して職・団員の動員を折り込んだ訓練を実施する。

イ 消防訓練

消防機関の出動、近隣市町の応援要請、避難・立ち退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡などを折り込んだ訓練を実施する。

ウ 避難訓練

水防訓練と消防訓練を合せて、避難の指示・示達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食などを折り込んだ訓練を実施する。

エ 災害通信訓練

主通信・副通信をそれぞれ組合せ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。

オ 非常招集訓練

災害対策本部各班員・消防機関の招集訓練を行う。

カ 総合訓練

あらゆる災害を想定して、これらの訓練を包含した総合訓練を実施する。

キ その他防災に関する訓練

林野火災、地震等の火災時における連絡、消火及び救助等を想定し、訓練を実施する。

(3) 相互応援協定に基づく訓練

道、町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

(4) 民間団体等との連携

道、町及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第 6 章 災害応急対策計画

第6章 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にこれを防御し、又は応急的救助を行うなど、機能を有効適切に発揮して、住民の安全と被災者の保護を図るための計画である。

第1節 応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係法令及び本計画の定めるところにより、町長・消防団長及び防災に関係ある施設の管理者は所要の措置を講じ、また、町長は必要により道及び他の市町村・関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- ア 北海道知事 (基本法第70条)
- イ 北海道警察官等 (基本法第63条第2項)
- ウ 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (基本法第77条)
- エ 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 (基本法第80条)
- オ 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等
(基本法第62条)
- カ 水防管理者(町長)・消防機関の長(消防団長)等 (水防法第3条及び第17条)
- キ 消防団長又は消防支署長 (消防法第29条等)
- ク 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (基本法第63条第3項)

2 町の実施する応急措置

(1) 警戒区域の設定

町長は災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第63条の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

町長は本町の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本町区域内の他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石・竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法第82条及び基本法施行令第24条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

(3) 他の市町村長等に対する応援の要求等

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

また、応援を求められた場合は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

イ アの応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村等の指揮の下に行動するものとする。

(4) 知事に対する応援の要求等

町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急措置の実施を要請することができる。

(5) 住民等に対する応急従事指示等

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第 65 条）

イ 町長及び消防支署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第 24 条）

ウ 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助、その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第 29 条第 5 項）

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第 35 条の 7 第 1 項）

オ 町長等は、ア～エの応急措置等の業務に協力援助した住民等が、そのため負傷・疾病又は死亡した場合は別に定める額の補償を行う。

第2節 災害広報・情報提供計画

災害時における報道機関、関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は、本計画の定めるところによる。

1 災害情報等の収集方法

(1) 写真撮影による現場の取材。

(2) 報道機関その他関係機関及び広報班による写真の収集。

(3) その他災害の状況に応じて、職員の派遣による資料の収集。

2 災害情報等の発表方法

(1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は本部長（町長）の承認を得て、総務対策班長がこれにあたる。

(2) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の推移を見ながら次の方法により行うものとする。

(ア) 新聞・ラジオ・テレビ等の活用

(イ) 広報紙・チラシの利用

(ウ) 防災行政無線の利用

(エ) 広報車の利用

(オ) 地区情報連絡員

イ 広報の内容は次のとおりとする。

(ア) 災害に関する情報及び住民に対する情報

(イ) 災害応急対策とその状況

(ウ) 災害復旧対策とその状況

(エ) 被災地を中心とした交通に関する状況

(オ) その他必要と認められる事項

(3) 報道機関に対する情報発表の方法

収集した被害状況・災害情報等は状況に応じ報道機関に対し、次の事項を発表するものとする。

ア 災害の種別・名称及び発生日時

イ 災害発生場所

ウ 被害状況

エ 応急対策の状況

オ 住民に対する避難指示の状況

カ 一般住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

キ 本部の設置及び廃止に関すること

(4) 対策本部職員に対する周知

総務対策班長は、災害状況の推移を対策本部職員に周知し、各対策班に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。

(5) 各関係機関に対する周知

総務対策班長は、必要に応じて防災関係機関・公共的団体及び重要な施設の管理者に対して災害情報を提供するものとする。

3 被災者相談所の開設

町長は必要と認めたときは、役場内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。

4 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

ア 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名、住所、法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地や照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日、性別、照会理由等を明らかにさせて行う。

イ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、マイナンバーカード等の本人確認資料の提示又は提出を求めること等により、照会者が本人であることを確認する。

ウ 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

安否情報の提供範囲

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者 その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者も連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

エ 町は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡、負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

(2) 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。

イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被者者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

5 災害時の氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第3節 避難救出計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、若しくは身体を保護するため、必要と認める地域住民に対して、安全地域への避難のための立ち退きを勧告し、あるいは指示し、若しくは避難所を開設するための計画は次に定めるところによる。

1 避難対策計画

(1) 避難実施責任者

ア 町長（基本法第60条、水防法第29条）

災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告又は指示するとともに、立ち退き先を指示する。

また、避難所の開設、避難者の収容を行い、その旨を速やかに空知総合振興局長に報告するものとする。（避難解除の場合も同様）

水防管理者として町長が立ち退きを指示した場合は、警察署長にその旨を通知するものとする。

イ 警察官（基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）

町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要請があったときは、避難のための立ち退きを指示し、直ちに町長に通知するものとする。

ウ 知事又はその命を受けた職員（基本法第 60 条、第 72 条、水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）

（ア）洪水等による避難の指示

洪水等により危険が切迫していると認められるときに立ち退きを指示する。

（イ）土砂災害（土石流・がけ崩れ・地すべり）による避難の指示

土砂災害により危険が切迫していると認められるときに立ち退きを指示する。

（ウ）災害発生により町長が避難のため立ち退きの勧告及び指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。

エ 災害派遣活動に従事する自衛官（自衛隊法 94 条）

天災事変等の危険な事態がある場合で、警察官がその場にいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるなどの措置をとるものとする。

オ 消防団員（消防法第 28 条）

火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

（2）措置内容

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、状況に応じ、必要と認める地域の居住者に対し、次の指示を行う。（基本法第 60 条）

（ア）避難のための立退きの指示

（イ）必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

（ウ）近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示

イ 町長は、避難のための立退きの指示、避難場所の指示、近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

ウ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに空知総合振興局長を通じて知事に報告する。（これらの指示を解除した場合も同様とする。）

(3) 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

ア 連絡

町、道（空知総合振興局）、北海道警察本部（警察署等）、及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

イ 助言

町は、避難のための立退き指示、又は近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保の指示を行うに際して、必要があると認められるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ウ 協力・援助

北海道警察（警察署等）は、町長が行う避難措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

(4) 避難指示、緊急安全確保及び高齢者等避難開始の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の項目について、生命や身体に危険が及ぶ恐れがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、秩父別町防災行政無線（戸別受信機含む）、北海道防災情報システム、Ｌアラート、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール）等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期避難を促進できるよう配慮する。

(5) 警戒レベル発令における、避難情報の指示・伝達方法

ア 指示事項

- (ア) 避難先
- (イ) 避難経路
- (ウ) 避難指示の理由
- (エ) 注意事項

- ①携行品は限られたものだけにする。(食糧・水筒・タオル・チリ紙・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ)
- ②服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。
- ③避難する場合は、戸締りに注意する。
- ④避難する場合は、火気に注意し、火災が発生しないようにする。

イ 伝達方法

(ア) 放送による伝達

NHK、民間放送局には、避難指示を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を提示し放送するよう協力を依頼する。

(イ) 電話による伝達

電話により住民組織(町内会)・官公署・会社等に通報する。

(ウ) 防災行政無線による伝達

防災行政無線(戸別受信機)により住民に連絡する。

(エ) ホームページ及びメール等による伝達

町ホームページ及び防災メール、緊急速報メールにより伝達する。

(オ) 広報車による伝達

町・消防機関等の広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(カ) 伝達員による個別伝達

避難指示したときが、夜間・停電時・風雨が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、災害対策本部員、消防団員等で組を編成し個別に伝達するものとする。

(キ) 避難信号による伝達

「秩父別町水防計画」に定める危険信号によるものとする。

(ク) 北海道防災情報システムによる伝達

- ### (6) 避難所等避難場所は緊急避難のための指定緊急避難場所と収容避難のための指定避難所、避難行動要支援者のための福祉避難所に区別し、災害の種別・規模・避難人口・

その他の情勢を判断し、あらかじめ定められている避難収容施設の中から指定する。この場合、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底する。ただし、緊急を要する場合で、これらの場所を使用することができないときは、最寄の民間施設、公園、空き地等を使用するものとし、その他地域全体が災害のため、使用不能のときは、他地域の避難所を使用するものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(7) 避難所等の開設に伴う被災者救護措置に関する事項

各避難所において開設を行う場合、被災者救護措置に配慮をすることとし、次の事項について留意することとする。

- ア 給水、給食措置
- イ 毛布、寝具等の支給
- ウ 衣料、日用必需品の支給
- エ 暖房及び発電機用燃料等の確保
- オ 負債者に対する応急救護

(8) 指定緊急避難場所の開設

町長は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、高齢者等避難の発令等にあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(9) 指定避難所の開設

- ア 町長は、災害が発生し、又は、災害が発生する恐れがあるときは、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても管理者の同意を得て避難所として開設する。

- イ 町長は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として開設するよう努

める。

ウ 町長は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

エ 町長は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

オ 町長は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定された時は、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

カ 町長は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、宿泊施設等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

キ 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

ク 町長は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(10) 指定避難所の運営管理

ア 町長は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して、協力を求めるものとする。

また、町長は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとし、避難中の秩序の維持に努めるものとする。

イ 町長は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所の運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難

所運營業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

ウ 町長は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

エ 町長は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

オ 町長は、避難所における生活環境に注意を払うとともに、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供給の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や衛星面において優れたコンテナ型のトイレ配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

カ 町長は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、町長は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

キ 町長は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て世帯のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

ク 町長は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

ケ 町長は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等の宿泊施設への移動を避難者に促すものとする。

第6章 災害応急対策計画

特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。

コ 避難所（施設）の運営管理者は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期確保に努めることを基本とする。

サ 町長は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

シ 町長は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

ス 町長は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

セ 町長は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど、避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

指定緊急避難場所

令和6年4月現在

名 称	収容可能人員	避難地区	住 所	面積(㎡)
ベルパークちっぷべつ	20,000	全町内	秩父別町2条1丁目	36,000
秩父別小学校グラウンド	6,000	全町内	秩父別町2条2丁目	10,800
秩父別中学校グラウンド	8,000	全町内	秩父別町2条1丁目	14,400
東栄コミュニティ会館前庭	1,000	東 栄	秩父別町5条1丁目	1,800
屯田コミュニティ会館前庭	1,000	屯 田	秩父別町2条4丁目	1,800
西栄コミュニティ会館前庭	500	西 栄	秩父別町2条8丁目	900

※収容人員は、1人当たり1.8㎡を見込む。面積はおおよそのものとする。

第6章 災害応急対策計画

指定避難所

令和6年4月現在

施設名	収容可能人員 (人)	避難区域	施設の所有者又は管理者	住 所	給食能力
秩父別町役場庁舎	150	全町内	町 長	秩父別町2条2丁目	無
日の出コミュニティ会館	110	日の出	〃	秩父別町南1条東1丁目	無
東栄コミュニティ会館	60	東 栄	〃	秩父別町5条1丁目	無
南コミュニティ会館	60	南	〃	秩父別町1条5丁目	無
屯田コミュニティ会館	60	屯 田	〃	秩父別町2条4丁目	無
北新コミュニティ会館	80	北 新	〃	秩父別町6条3丁目	無
西栄コミュニティ会館	60	西 栄	〃	秩父別町2条8丁目	無
筑紫コミュニティ会館	30	筑 紫	〃	秩父別町2条1丁目	無
秩父別小学校	810	全町内	学校長	秩父別町2条2丁目	無
秩父別中学校	640	全町内	〃	秩父別町2条2丁目	無
老人福祉センター	190	全町内	町 長	秩父別町2条2丁目	有
ファミリースポーツセンター	1440	全町内	教育長	秩父別町2条1丁目	有
生涯学習センター生き生き館	786	全町内	〃	秩父別町2条2丁目	有
秩父別温泉ゆう&ゆ	292	全町内	町 長	秩父別町2条1丁目	有
交流会館	90	全町内	〃	秩父別町2条1丁目	無
キッズスクエアちっくる	100	全町内	教育長	秩父別町2条1丁目	無

福祉避難所

令和6年4月現在

施設名	収容可能人員 (人)	避難区域	施設の所有者又は管理者	住 所	バリアフリー
老人福祉センター	190	全町内	町 長	秩父別町2条2丁目	対応

ソ 町長は、洪水予報の伝達方法や避難所等洪水時の円滑かつ迅速な避難を図るため必要な事項を住民に周知する等、浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、避難所や避難経路等を表示した図面「洪水ハザードマップ」を作成し、配布するものとする。

(11) 避難方法

ア 避難誘導者

避難誘導者は、町、消防署、消防団員及び警察官等が協力して行うものとする。

イ 避難順位

避難させる場合は、要配慮者及び負傷者を優先させる。

ウ 移送の方法

車輛による集団輸送の必要が認められる場合は、災害対策本部土木対策班が行う。

(12) 避難所連絡員

避難所を開設したときは直ちに連絡員を派遣して駐在させ、管理に当たらせる。また、連絡員は本部との情報連絡を行う。

(13) 道（空知総合振興局）に対する報告

ア 避難の勧告、指示及び避難準備情報を町長等が発令したときは、発令者、発令日時、避難の対象区域、避難先を記録するとともに、道（空知総合振興局）に報告する。（町長以外の者が発令したときは町長経由とする。）

イ 避難所を開設したときは、知事（空知総合振興局長）に報告する。

（ア）開設場所及び日時

（イ）開設箇所数及び収容人員（避難所名称及び当該収容人員）

（ウ）開設期間の見込み及び炊き出し等の状況

(14) 広域避難

ア 広域避難の協議等

町長は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

イ 道内における広域避難

町長は、道内のほかの市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

ウ 道外への広域避難

（ア）町長は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

（イ）道は、町長から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

（ウ）道は、町長から求めがあった場合には、受け入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

（エ）町長は、自体に照らし緊急を要すると認めるときは、（ア）によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

エ 避難者の受入れ

町長は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも

第6章 災害応急対策計画

供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

オ 関係機関の連携

町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(15) 避難状況の把握

避難所（施設）の運営管理者は、避難所における収容状況及び物品の受払いを明確にするため、記帳簿を備え記録する。また、これより速やかに避難状況を把握し、知事（空知総合振興局長）に対し、(13)に掲げる事項について報告する。

避難所の運営

ア 避難所収容者名簿

避難所収容者名簿

〇〇避難所

月日	住所	氏名	性別	年齢	入退時期	備考

イ 避難所収容台帳

避難所収容台帳

〇〇避難所

管理者印	月日	収容人員	物品使用状況		記事	備考
			品目	数量		

(注) 1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員を記入し、収容人員の増減経過は「記事」欄に記入する。

2 他市町村の住民を収容したときは、住所、氏名等「備考」欄に記入する。

第6章 災害応急対策計画

ウ 避難所用物品受払簿

避難所用物品受払簿

品名		単位			
月日	購入・受入先	受	払	残	備考(単価等)

エ 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況

避難所の名称	所在地	種別	開設時期	人員	延人員	備考
		既存・仮設				

2 救出計画

(1) 救出実施責任者

町長（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）は、警察官・消防機関等の協力を得て救出を行うものとする。

(2) 他機関への救出の要請

町長は、本部のみでの救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町、北海道等の応援を求めるものとする。さらに災害が甚大で、隣接市町等の応援でも救出が困難な場合は、「本章第23節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、知事（空知総合振興局）に自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

(3) 救出を必要とする者

災害のために現に生命・身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態で、概ね次に該当するとき。

ア 火災の際、火中に取り残された場合。

イ 台風・地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合。

ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合。

エ 山崩れ・地すべり等により生き埋めとなった場合及び自動車等の大事故が発生した場合。

オ その他町長が必要と認めた場合。

(4) 救出に必要な機械器具

救出に必要な機械器具については、災害の種類に応じ、町の土木機械、消防機械及び消防等の特殊自動車などを出動させるものとする。

第4節 食糧供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食糧の確保と供給の手続き等については、この計画の定めるところによる。

1 主要食糧供給計画

(1) 実施責任者

本部長（町長）が行う。救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

(2) 供給対象者

町長は、災害が発生したとき又はそのおそれがあり、被災者、救助作業員、災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を必要とする場合に給食を行う。

(3) 供給の方法及び手続き

ア 知事への要請

町長は、災害が発生したとき又はそのおそれがある場合で、炊き出しなどの給食に必要な応急米穀等を現地で確保できないときは、その確保について、空知総合振興局を通じ知事に要請するものとする。

イ 食糧の受領

町長は、知事の指示（交通通信の途絶のため指示を受けられない場合を除く。）に基づいて、農林水産省政策統括官及び政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下、「受託事業者」という。）と連絡調整を行い、決定した引渡方法により受託事業者から受領する。

2 炊き出しの計画

(1) 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出しは、町長が行い、その事務は、民生対策班が担当する。

(2) 炊き出しの対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家に被害を受けて炊事ができない者

ウ 災害応急対策に従事している者

(3) 炊き出しの方法

炊き出しは日赤奉仕団、各種女性団体等の協力を得て北空知給食センター、その他炊き出し可能な施設の協力を求める。

(4) 業者からの購入

町において、直接炊き出しをすることが困難な場合で、米飯の提供者に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、業者から購入し提供する。

(5) 炊き出し等の費用及び期間

ア 炊き出し等の実施のために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費、その他雑費とし、予算の範囲内とする。

イ 炊き出しのための費用及び機関については、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

(6) 副食及び調味料

町長は、副食及び調味料の調達を直接行うものとする。ただし、調達が困難な場合、その調達について、空知総合振興局長を通じ知事に要請するものとする。

3 要配慮者対策

要配慮者に対する食糧品は、最寄りの食糧品店等から調達する。

4 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

第5節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服その他生活必需品の供給確保に関する事項は、町長が知事の委任により実施するものとする。

(2) 救助法が適用されない場合における被災者に対する物資の供給は町長（住民課）が行うものとし、物資の調達が困難なときは知事に斡旋及び調達を要請する。

2 給与及び貸与の対象者

災害により、住宅が全壊（焼）、半壊（焼）又は床上浸水となった者で、被服、寝具、その他生活必需物資を喪失又は棄損し、日常生活を営むことが困難と思われる者。

3 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、概ね次のとおりとする。

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等）
- エ 身の回り品（タオル、手ぬぐい、靴等）
- オ 炊事用具（鍋、包丁、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、皿、箸等）
- キ 日用品（石鹸、歯ブラシ、ちり紙等）
- ク 光熱材料（マッチ、ろうそく、木炭、石油等）

4 衣料、生活必需品等の調達先

災害の規模に応じて町内の各衣料品店及び日用品取扱店を調達先とする。なお、調達困難な場合は、知事に依頼し調達するものとする。

5 要配慮者に対する配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、哺乳びん等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

6 給与又は貸与の方法

(1) 地区取扱責任者

救援物資の給与又は貸与は、各町内会長の協力を得て迅速、的確に行うものとする。

(2) 給与又は貸与の方法

- ア 町長は被災者の世帯状況に基づき、救助物資購入（配分）計画を立てるものとする。
- イ 町長は調達物資を別表物資受払簿により整理のうえ、物資給（貸）与簿により被災者に給（貸）与するものとする。なお、救助法による救助物資その他の義援物資とは、明確に区分し処理するものとする。
- ウ 給（貸）与の物資は、生活に必要な最小限のものとする。

第6章 災害応急対策計画

別表

物資受払簿

品名						救助法物資 有・無		
受入				払出				
月日	受入先	数量	担当者	月日	払出先	給与・貸与	数量	担当者
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		
						給・貸		

7 給（貸）与の費用の限度

費用の限度は、救助法の基準による。

第6節 住宅対策計画

災害のため住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町長（建設課）が実施する。なお、救助法が適用された場合は、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

2 実施の方法

(1) 避難所

町長は必要により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し避難所を開設するものとする。

(2) 公営住宅等のあっせん

町長は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

町長は必要により災害のため住家が滅失した被災者の一時的な住居の安定を図るため、応急仮設住宅を建設するものとする。

ア 対象者

次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 住家が全焼・全壊・又は流失した者。

(イ) 居住する住家がない者。

(ウ) 自己の資力で住家を確保できない者で、次に該当する者であること。

- ・生活保護法の被保護者及び要保護者
- ・特定の資産のない失業者、母子世帯、寡婦、高齢者、病弱者、障がい者、勤労者、小企業者

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

ウ 応急仮設住宅の建設

原則として応急仮設住宅の設置は、知事が行う。

エ 建設戸数（借上げを含む。）

町長の要請に基づき、知事が決定する。

オ 規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 応急仮設住宅の標準規模は、一戸（室）につき 29.7 m²を基準とする。構造は原則として軽量鉄骨組立方式による5連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

(イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

(ウ) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

カ 維持管理

知事が設置した場合は、町長が委任を受けて維持管理する。

3 住宅の応急修理

(1) 対象者

住家が半焼又は半壊し、当面の日常生活を営むことができない者であり、自己の資力では応急処理ができない者であること。

(2) 応急修理実施の方法

応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

応急修理は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に欠くことができない部分で必要最小限とする。費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

4 災害公営住宅の建設

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に、低所得被災世帯のため国庫から補助を受けて建設し入居させるものとする。

ア 地震・暴風雨・洪水その他異常な自然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき。

(イ) 町の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

(ウ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。

(イ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

(2) 建設及び管理者

災害公営住宅は町が建設し管理するものとする。ただし、知事が道において建設する必要を認めたときは道が建設し、建設後は公営住宅法第 46 条の規定による事業主体の変更を行って建設地の町に譲渡し、管理は建設地の町が行うものとする。

(3) 建設管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

ア 入居者の条件

(ア) 当該災害発生の日から 3 ヶ年間は、当該災害により住宅を滅失した世帯であること。

(イ) 当該災害発生後 3 ヶ年間は月収 268,000 円以下であること。

(ウ) 現に同居し又は同居しようとする親族がある世帯であること。

(エ) 現に住宅に困窮していることが明かな世帯であること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 建設年度・国庫補助

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度。

国庫補助は建設、買取りを行う場合標準建設、買取費等の 2/3。ただし、激甚災害の場合は 3/4。借上げを行う場合共同施設等整備費の 2/5。

5 資材の斡旋、調達

町長は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

6 住宅の応急復旧活動

町長は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第7節 被災宅地安全対策計画

災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

1 危険度判定の実施の決定

災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する。
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する。

3 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

4 事前準備

災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- (1) 町は道と支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- (2) 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第8節 応急土木対策計画

災害における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画に定めるところによる。

1 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

- ア 融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- イ 山崩れ
- ウ 地すべり
- エ 土石流
- オ 崖崩れ
- カ 地震

(2) 被害種別

- ア 路面及び路床の流失埋没
- イ 橋梁の流失
- ウ 河川の決壊及び埋没
- エ 堤防の決壊
- オ ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
- カ 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場の冠水

2 応急土木復旧対策

(1) 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

(2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

ア 応急措置の準備

- (ア) 所管施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

(イ)災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

イ 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

ウ 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

(3) 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに北海道地域防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるように協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

ア 情報連絡網の構築・共有

イ 協力実施体制の構築・共有

ウ 資機材保有状況の報告

エ 施設の被害状況の把握に係る業務対応

オ 災害応急対策に係る業務対応

カ その他必要と認める業務対応

第9節 給水計画

災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇あるいは汚染して飲料水の供給が不可能となった場合に、住民に最少限度の飲料水を供給するための応急給水は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

被災地の飲料水の応急供給は、町長が行い、部員は相互連絡を密にし、浄水の確保と給水に万全を期するものとする。救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

2 個人備蓄の推進

町長は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

3 給水方法

給水班は空知総合振興局保健環境部深川地域保健室（深川保健所）及び関係機関に協力を求め、次により被災地域への給水を行う。

- (1) 水道施設に被害は認められないが、水源地等の何らかの原因で断水した場合
消防タンク車・水槽車によって給水する。
- (2) 水道施設のうち給配水管のみに被害のあった場合
被災地域は直ちに断水し、関係町民に被害状況を周知徹底させ、消防タンク車・水槽車により搬送給水する。
- (3) 水源池を含む水道施設全部が被災した場合
近隣水道企業団に要請して飲料水の供給輸送を受ける。輸送給水は、消防水槽車及び給水容器によるトラック輸送のほか、必要に応じ自衛隊の出動を得て行う。

4 給水施設の応急復旧

水道施設の復旧は、共同栓・消火栓及び医療施設等緊急を要するものを優先的に行う。

5 給水応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、道又は近隣市町村へ飲料水の供給の実施又は、これに要する要員及び給水資器材の応援を要請するものとする。

6 給水資器材保有状況（町・消防）

資器材名	数量	保有先	タンク能力
タンク車	1台	秩父別消防支署	5.0t
水槽車	1台	秩父別消防団	7.0t
給水容器	60ヶ	秩父別町	1.2t
組立式給水タンク	2台	秩父別町	2.0t

第10節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

1 上水道

(1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ 住民への広報活動を行う。

- (2) 広報 水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 下水道

(1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の対策を行う。

イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。

ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。

エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。

オ 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。

エ 住民への広報活動を行う。

(2) 広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第11節 医療及び助産計画

災害のためその地域の医療機関の機能が失われ、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町長が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が実施するほか、知事に要請した救護班が現地に到着するまでの間も同様とする。

なお、医療救護活動は、原則として道又は町が設置する救護所において、救護班により実施するが、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の医療機関への転送の要否及び転送順位の決定。
- (4) 助産救護
- (5) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

2 医療及び助産の対象者

- (1) 対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者。

- (2) 対象者の把握

対象者の把握は所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し本部長に通知するものとする。通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し医療・助産師等の派遣要請・救護所の開設・患者の救急輸送・通信連絡の確保・医療資器材の確保・手配等必要な措置を講ずるよう関係班に指示する。

3 医療救護所の設置

医療救護所は秩父別診療所内に設置することを原則とするが、必要により現地の公共施設（学校・コミュニティ会館等）を使用するものとする。

医療救護所として指定する施設（秩父別町災害対策本部現地医療救護所）

第6章 災害応急対策計画

施設名	所在地	電話番号	収容人員
秩父別診療所	秩父別町2条2丁目	33-3110	10人

4 深川医師会に対する出動要請

- (1) 町長は災害の規模等により応急医療の必要があるときは、深川医師会に対し出動要請を行う。
- (2) 要請する場合には次の項目を通知する。
- ア 災害発生の日時・場所・原因及び状況。
 - イ 出動の時期及び場所。
 - ウ 出動を要する人員及び資器材。
 - エ その他必要な事項。

5 救護班の編成

- (1) 医療・助産は、救護班を編成し実施するものとする。
- (2) 救護班は町立診療所の医師及び看護師をもって編成する。
- (3) 救護班の編成基準は医師1名を班長とし、保健師2名、看護師1名、事務職員1名の計5名とする。
- (4) 被災中、救護医療を必要とする者は班長が認定する。
- (5) 町長は、救護班の編成が困難な場合又はその診療能力を超える場合等においては、救護班の派遣を知事に要請する。

6 巡回診療班

救護班長が必要と認めた場合は、巡回診療班を編成する。

7 医療品等の確保

医療・助産の実施に必要な医薬品・衛生材料及び医療器具の確保は、民生対策班において行うものとするが、確保することが困難な場合又は不能であるときは、知事に対し斡旋を要請するものとする。

- (1) 医薬品調達先

調達先	所在地	電話番号
ちつぶべつ調剤薬局	秩父別町2条1丁目	0164-33-5233
大和産業(株)旭川営業所	旭川市東光18条5丁目1番20号	0166-34-5822

8 患者の移送

傷病患者の移送は、現地での応急処置ののち最寄の病院に移送するものとする。

9 急患対策

風雪・なだれ等により交通が途絶した場合、風水害下において急患者が発生した場合等の応急対策は次によるものとする。

(1) 医療班の編成

町長は必要により町立診療所において医療班を編成し現地に派遣する。

(2) 急患者の緊急輸送

現地において患者の措置をすることが困難な事態が生じた場合で、救急車その他の車輛により陸上輸送が困難なときは、町長は関係機関に対し雪上車の派遣または消防防災ヘリコプターの出動を要請し患者の搬送に万全を期す。

10 関係機関の応援

町長は災害規模に応じ、知事に対し次の関係機関の応援要請を行う。

(1) 救護班の支援（赤十字病院・道立病院）

(2) 患者の輸送（自衛隊）

11 医療機関の状況

病院名	診療科目	所在地	電話番号
秩父別診療所	内科・整形外科	秩父別町2条2丁目	33-3110
秩父別歯科診療所	歯科	秩父別町2条2丁目	33-2420

第12節 防疫計画

災害時における被災地の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号以下「感染症法」という。）に基づき、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 被災地の防疫は町長が知事の指導指示に基づき実施するものとする。

（担当：民生対策班）

(2) 災害による被害が甚大で町のみで防疫の実施が不可能または困難なときは、知事に応援を求め実施するものとする。

2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は被災地における防疫活動を的確に実施するため、防疫班を編成するものとする。

3 感染症の予防

(1) 感染症予防上必要があると認めるときは、知事の指示及び命令により災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について行う。

- ア 消毒の施行に関する指示（感染症法第 27 条第 2 項）
- イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第 28 条第 2 項）
- ウ 物件に係る措置に関する指示（感染症法第 29 条第 2 項）
- エ 生活の用に供される水の供給に関する指示（感染症法第 31 条第 2 項）
- オ 公共の場所の清潔方法に関する指示
- カ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第 6 条及び第 9 条）
- (2) 検病調査及び保健指導等
 - ア 検査調査は、滞水地域においては通常 2 日に 1 回以上、集団避難所においては、道等と連携し、少なくとも 1 日 1 回以上行う。
 - イ 関係機関の協力を得て、防疫情報の早期把握に努める。
 - ウ 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。
- (3) 予防接種

感染症予防上必要があるときは、道及び空知総合振興局保健環境部深川地域保健室（深川保健所）の指導により、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。
- (4) 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、浸水地域に対しては、被災直後、各戸に次亜塩素酸ソーダ水溶液などの消毒剤を配布し、床及び壁の洗浄、便所の消毒並びに感染度の強い野菜等の投棄について、衛生上の指導を行うものとする。
- (5) 消毒方法

町長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 11 年 3 月 31 日付け健医感発第 51 号「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

 - ア 浸水家屋、下水、その他の不潔場所の消毒を被災後、直ちに実施する。
 - イ 避難場所の便所、その他の不潔場所の消毒を 1 日 1 回以上、次亜塩素酸ソーダ水溶液などを用い実施する。
 - ウ 井戸の消毒を実施する。

井戸の消毒は水 1 m³当たり 20cc の次塩素酸ソーダ溶液（10%）を投入し、十分かくはんした後 2 時間以上放置させるものとする。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合、又はウイルスに汚染された恐れが強いときは、消毒のうえ井戸がえを施さないと使用させないものとする。

エ 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸に次亜塩素酸ソーダ水溶液などの消毒剤を配布して、床・壁の洗浄、便所の消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等衛生上の指導を行う。

オ 家屋内の汚染個所の洗浄、手洗水、便所の消毒は、次亜塩素酸ソーダ水溶液等で行う。

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

(7) 生活の用に供される水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の命令があったときは、その期間中、継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等事情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。なお、供給量は1日1人当たり約20ℓを目安とする。

4 患者等に対する措置

感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等、必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施する。

5 避難所等の防疫指導

避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

保健福祉事務所等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できる限り専従するものとする。また、配膳時の衛生保持及び残廃物等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第13節 廃棄物処理等計画

災害における被災地のごみの収集、し尿の汲取り、死亡獣畜の処理等の清掃業務については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿処理

ア 被災地における清掃は、地域住民の協力を得て町長が実施するものとする。

(担当：民生対策班)

イ 町長は災害による被害甚大で町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。

(2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は所有者が行うものとする。所有者が判明しないとき、又は所有者において処理することが困難なときは、空知総合振興局保健環境部深川地域保健室長（保健所長）の指導を受け町長が実施するものとする。

2 清掃の方法

(1) 清掃作業班の編成等

ア 清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班等清掃作業班を必要に応じ編成し処理に当たるものとする。

イ 作業に当たっては速やかに被災地の現状把握を行うとともに収集計画を立て、出動体制を整えるものとする。

(2) ごみ処理区分

被災地内のごみの収集に当たっては住民に協力を要請し、食物の残廃物及び伝染病の源となるものから収集するものとする。

また、必要に応じ一般車輛の出動を要請し、収集に万全を期すものとする。なお処理処分は北空知衛生施設組合及び北空知衛生センター組合を使用する。

(3) し尿の収集処理

し尿収集については農村地区のみとし、被災地域の完全収集に努めるものとするが、処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量2～3割程度の収集を行い、各戸の便所の使用を早急に可能にするとともに、災害の状況により仮設便所を設置するものとする。なお、処理処分は北空知衛生センター組合を使用する。

3 仮設共同便所の設置

便所が倒壊・溢水等の被害を受けた場合、また下水道施設が被害を受け使用できないときは、野外に共同便所を設置するものとする。

共同便所がなお不足する場合は、土木対策班の協力を受け必要個所に最小限度の仮設便所を設ける。

第14節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

1 実施責任

町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。

2 家庭動物等の取扱い

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。

(3) 町は飼い主が安心して家庭動物等と一緒に避難することができるよう、平時から家庭動物等の避難方法や避難所の運営等について周知を図るものとする。

なお、避難所における家庭動物等の取り扱いについては、町避難所運営マニュアルの定めるところによる。

(4) 災害発生時において、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第15節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画

災害によって現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡したと推定される者の捜索及び死亡者の収容処理・埋葬の実施については本計画による。

1 実施責任者

(1) 町長（救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする）が、死体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日赤道支部が行うものとする。

(2) 警察官

2 行方不明者の捜索

(1) 実施の方法

行方不明者の捜索は町長が警察官に協力を要請し、消防機関及び被災の状況によっては地域住民の応援を得て捜査班を編成し、必要な舟艇、その他機械器具を活用して実施するものとする。

(2) 捜索要請

町において被災し、行方不明が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して捜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所。

イ 行方不明者数及び氏名・性別・年齢・容ぼう・着衣・特徴等。

3 変死体の届出

変死体については直ちに警察官に届出、その検視後に処理するものとする。

4 死体の収容処理方法

(1) 実施者

ア 死体の身元が判明している場合は、原則として遺族・親族に連絡のうえ引き渡すものとする。

イ 災害による社会混乱のため、遺族等が死体の処理を行うことができないものについては町長が行うものとする。

(2) 収容処理方法

ア 死体の識別のため、死体の洗浄・縫合・消毒をし、また遺体の撮影により身元確認の措置をとるものとする。

イ 死体の一時保存

死体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に火葬ができない場合は、死体を特定の場所（町内の寺院、公共建物または公園等死体の収容に適当な場所）に安置し火葬の処理をするまで保存する。

ウ 検案

死体については、死因その他の医学的検査を行う。

エ 検視

5 死体の埋葬

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため、埋葬を行うことが困難である場合又は遺族のいない死体で、町長が必要と認めた場合、応急的に死体を埋葬するものとする。埋葬に当たっては次の点に留意する。

- ア 事故死の死体については、警察機関から引き継ぎを受けた後埋葬する。
- イ 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡してその調査に当たるものとする。
- ウ 被災地以外に漂着した死体のうち身元が判明しない者の埋葬は、旅行死亡者扱いとする。

6 行方不明者の捜索、死体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

7 火葬場の状況

火葬場名	所在地	処理能力（1日）	電話番号
北空知葬斎場	深川市一已町字一已 2502 番地	9 体	22-3814

8 墓地の所在地

墓地名	所在地	面積	備考
秩父別墓地	秩父別町 1849 番地	44,992 m ²	

第16節 障害物除去計画

水害・山崩れその他の災害によって、道路・住居又はその周辺に運ばれた土砂・木等で、住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活に支障ないよう処置する場合は本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は町長が行う。（担当：土木対策班）

ただし、救助法が適用されたときは、町長が知事の委任により行うものとする。

- (2) 道路・河川その他公共施設に障害を及ぼしている又は及ぼすおそれのある場合は、道路法・河川法・その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。

2 障害物除去対象

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行うものとする。

- ア 住民の生命・財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- イ 障害物の除去が、交通安全と輸送の確保に必要なとき。
- ウ 河川における障害物の除去は、河川の流水を良くするとともに、溢水を防止し又は河岸の決壊を防止するために必要なとき。
- エ その他公共的立場から除去を必要とするとき。

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は自ら応急対策器具を使用し、又は状況に応じ自衛隊及び建設業者の協力・応援を得て、速やかに障害物を除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は原形回復でなく、応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近遊休地を利用し集積するものとする。

5 費用及び期間

救助法の定めに準じて行うものとする。

第17節 輸送計画

災害時において災害応急対策・復旧対策等の万全を期すため、住民の避難・災害応急対策要員の移送及び救援・救出のための資材器具・物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うために必要な措置事項については本計画の定めるところによる。

なお、町長は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町長は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1 実施責任者

災害時輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。（基本法第50条第2項）災害時輸送の総括は、土木対策班が行うものとする。

2 輸送の方法

(1) 車輛等による輸送

災害時輸送は一時的には自機関の所有する車輛・舟艇等を使用し、被災地までの距離・被害の状況等により自機関の所有する台数では不足する場合は他の機関に応援を要請し、又は民間の車輛の借上げを行うなど災害時輸送の万全の体制をとること。

(2) 人力輸送

災害の状況により車輛による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を行うものとする。

(3) 空中輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、道を通じ自衛隊に対し航空輸送の要請を行うものとする。

第6章 災害応急対策計画

ヘリコプター発着可能場所

地区	場所	所在	面積
秩父別町全域	秩父別小学校グラウンド	秩父別町2条2丁目	10,800 m ²
	秩父別中学校グラウンド	秩父別町2条2丁目	14,400 m ²
	秩父別町除雪ステーション	秩父別町5条1丁目	7,000 m ²
	生涯学習センター生き生き館	秩父別町2条2丁目	2,500 m ²

(4) 舟艇輸送

水害時における水中孤立者に対する食糧の供給等必要がある場合は、消防機関に要請して舟艇により輸送を行うものとする。

3 燃料の調達

災害輸送に要する燃料は、町内の小売業者又は卸業者から調達するものとする。

第18節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者を確保し災害対策の円滑な推進を図るものとする。

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については町長が行う。（担当：農林対策班）

2 民間団体への協力要請

(1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合として、まず奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをするものとする。

(2) 動員の要請

災害対策本部の各班において奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し農林対策班を通じて要請するものとする。

ア 動員を必要とする理由

イ 作業の内容

ウ 作業場所

エ 就労予定期間

オ 所要人員

カ 集合場所

キ その他参考事項

(3) 奉仕団等の要請先及び活動

ア 奉仕団等の要請先

「第2章第3節 住民組織の協力」による。

イ 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適時協力を求める。

- ① 避難所に収容された被災者の世話
- ② 被災者への炊き出し
- ③ 救援物資の整理・配送及び支給
- ④ 被災者への飲料水の供給
- ⑤ 被災者への医療・助産の協力
- ⑥ 避難所の清掃
- ⑦ 町の依頼による被害者状況調査
- ⑧ その他災害応急措置の応援。

3 労務者の雇上げ

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げるものとする。

(1) 労務者の雇上げの範囲

- ア 被災者の避難誘導のための労務者
- イ 医療・助産のための移送労務者
- ウ 被災者救出用機械・器具・資材の操作のための労務者
- エ 飲料水の運搬・器材操作・浄水用薬品の配布等のための労務者
- オ 救援物資支給のための労務者
- カ 行方不明者の捜索及び処理のための労務者

(2) 滝川公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして深川出張所長に求人の申込をするものとする。

- ア 職種別所要労務者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

第19節 文教対策計画

教育施設の被災又は児童・生徒等の安全確保や被災により、通常教育に支障をきたした場合の応急教育は本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 小・中学校における応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策は教育委員会が行う。

(担当：文教対策班)

- (2) 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

2 応急教育対策

- (1) 休校措置

ア 休校の基準

災害が発生し又は発生が予想される気象条件となったときは、学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ 周知の方法

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を広報車・防災無線・その他確実な方法で各児童・生徒に周知する。

- (2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模・被害の程度によって概ね次の方法によるものとする。

ア 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用できない場合

特別教室・屋内体育館施設等を利用し、なお不足するときは二部授業等の方法をとる。

ウ 校舎の全部または大部分が使用不能の場合

最寄の学校または公共施設を利用するものとする。利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講じ、又は空知教育局を通じて北海道教育委員会に対し施設のあっせんを要請する。

(3) 応急教育の予定場所

予定施設	所在地	収容能力	電話番号
ファミリースポーツセンター	秩父別町2条1丁目	2,300人	33-2555
老人福祉センター	秩父別町2条2丁目	1,100人	33-2111
交流会館	秩父別町2条1丁目	470人	

(4) 教職員の確保

教育委員会は教職員の災害状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり教職員の確保に努める。

3 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 給与対象者

住家が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水により、学用品を喪失し、又はき損し、就学に支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して給与する。

(2) 支給品名

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 調達方法

ア 教科書の調達

被災学校別・学年別・使用教科書別にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受けるものとする。

また他の市町村に対し、使用済み教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

北海道教育委員会の指示により調達する。

(4) 支給方法

教育委員会は学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

なお、救助法を適用した場合の学用品の給与は、町長が知事の委任により実施する。

(5) 救助法が適用されない場合

被災の状況により救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

4 学校給食対策

(1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り応急措置を行い、給食の継続を図るものとする。

(2) 給食用物資が被災したときは、関係機関に連絡のうえ応急調達に努めるものとする。

(3) 衛生管理には留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

5 被災教職員・児童・生徒の健康管理

災害の状況により被災学校の教職員・児童・生徒について、健康診断等を保健所に依頼して実施する。

6 文化財保全対策

文化財保護法・北海道文化財保護条例及び秩父別町文化財保護条例等による文化財（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・伝統的建造物群）は次のとおりであるが、その所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全・保護にあたり、災害が発生したときは、教育委員会に被害状況を連絡するとともにその復旧に努めるものとする。

(1) 町指定文化財

- ア 屯田の鐘
- イ 乃木希典の書
- ウ 筑紫神楽獅子

第20節 災害警備計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地域における社会秩序の維持に関し定めることを目的とする。

1 災害に関する警察の任務

警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

2 災害の予報及び警報の伝達に関する事項

災害警備については、次の定めるところによるもののほか、北海道地域防災計画の定めるところによる。

(1) 災害の予警報の伝達に関する事項

災害に関する予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等の伝達については、北海道警察は次のとおり処置するものとする。

- ア 北海道警察は、警備上必要と認められる範囲の予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等について、所轄警察署、駐在所を通じて町長に伝達する。

イ 所轄警察署は、気象庁の地方機関及び水位等観測所並びに町等の関係機関と災害に関する予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等の伝達に関し、平素より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に万全を期するものとする。

ウ 警察官は、災害が発生するような異常現象を発見した旨の通報を受けたときは、「第3章第4節 災害情報等の報告・収集及び伝達計画」に定めるところにより処置するものとする。



3 事前措置に関する事項

(1) 町長が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により警察署長を経て方面本部長に対して行うものとする。

ア 出動を要する理由

イ 出動を要請する職員の職種別及び人員数

ウ 出動を必要とする期間

エ その他出動についての必要事項

(2) 町長の要求により行う事前措置

警察署長は町長からの要求により基本法第63条に基づき警戒区域の設定を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。この場合にあっては、町長が当該措置の事後処理を行うものとする。

4 避難に関する事項

警察官が基本法第61条、又は警察官職務執行法第4条により避難の指示又は警告を行う場合は、「本章第3節 避難救出計画」に定める避難所をさすものとする。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況により本計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、当該避難先の借り上げ、給食などは町長が行うものとする。

5 応急措置に関する事項

(1) 警戒区域設定権等

警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に報告するものとする。

この場合にあっては、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

(2) 応急公用負担等

警察署長は警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項に基づき、応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は直ちにその旨を町長に報告するものとする。

6 救助に関する事項

警察署長は町長と協力し被災者の救出及び負傷者等の応急的救護並びに死体の見分を行うとともに、状況に応じて町長の行う行方不明者の搜索等災害活動に協力するものとする。

7 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は町長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

8 災害時における広報

警察署長は地域住民に対して必要と認める場合は、災害の状況及び避難措置・犯罪の予防・交通規制その他警察活動について警備措置上必要と認められる事項の広報を行うものとする。

9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対して移動無線局、携帯無線機等を配備する計画については、町長及び関係機関と調整して通信システムの確保に努める。

10 交通規制に関する事項

- (1) 警察署長はその管轄区域の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、またその状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき歩行者・車輛等の通行を禁止し又は制限するものとする。
- (2) 警察官は災害発生時において緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車輛の通行を禁止し又は制限するものとする。

第21節 交通応急対策計画

災害時における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

1 町（消防機関）

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。
- (2) 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車輛その他の物件が緊急通行車輛の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車輛その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車輛その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

消防吏員は上記による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車輛その他の物件を破損することができる。

第22節 自衛隊派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請については、本計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は概ね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療・防疫・給水・通信等に応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の要領等

- (1) 要請の要求方法

町長は自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書（様式1）をもって知事（空知総合振興局長）に要請を要求するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話で要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣要請の要求をする事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 担当班及び要請の要求先

- ・災害派遣要請の要求担当―総務対策班
- ・派遣要請先（連絡班）

ア 空知総合振興局長（地域政策課主査（防災）） 0126-20-0033

イ 陸上自衛隊第2師団長（第2特科連隊） 0166-51-6111

3 自衛隊の連携強化

町長等は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

また、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

4 災害派遣部隊の受入体制

(1) 受入れ準備の確立

知事（空知総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは次により措置する。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車輛・器材等の保管場所の準備、その他受入れのために必要な措置をとる。

イ 連絡職員の指名

派遣部隊及び空知総合振興局との連絡職員を指名し連絡に当たらせる。

ウ 応援を求める作業の内容・所要人員・器材等の確保・その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備をする。

(2) 派遣部隊の到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 知事（空知総合振興局長）への報告

総務対策班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて次の事項を知事（空知総合振興局長）に報告する。

- ① 派遣部隊の長の官職名
- ② 隊員数

- ③ 到着日時
- ④ 従事している作業の内容及び進捗状況
- ⑤ その他参考となる事項

(3) 経費

ア 次の費用は町において負担する。

- ① 資材費及び機器借上料
- ② 電話料及びその施設費
- ③ 電気料
- ④ 水道料
- ⑤ 汲取料

イ その他の経費については、自衛隊と協議のうえ定める。

ウ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合は、これを利用することができる。

5 派遣部隊の撤収要請

町長は災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなつたと認めるときは、速やかに文書（様式2）をもって知事（空知総合振興局長）に要請を要求するものとする。ただし、文書による報告が日時を要するときは電話で依頼し、その後文書を提出するものとする。

様式1

秩 総 防 号
令 和 年 月 日

知事（空知総合振興局長）様

秩父別町長

自衛隊の派遣について

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣の要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣の要請の要求をする事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

様式2

秩 総 防 号
令 和 年 月 日

知事（空知総合振興局長） 様

秩父別町長

自衛隊の撤収について

令和 年 月 日付け秩総庶号で要請の要求をした派遣について、次のとおり撤収の要請を要求します。

記

- 1 派遣場所
- 2 撤収日時 令和 年 月 日 時 分
- 3 撤収理由

第23節 ボランティアとの連携計画

災害時において、ボランティアを申し出た者の受入れ及びその活動の円滑な実施に関係することについては、本計画の定めるところによる。

また、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき災害応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活の維持や再建を援助するものがある。こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が効果的に生かされるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

2 ボランティア受付窓口

災害発生と同時に各地からボランティアの申し出がなされる。この場合、町がボランティア活動に全面的に係わりを持つことは、ボランティア本来の主旨に反することから、福祉団体などの関係団体と協議し、又は連携を図って相互に協力して受付を行うものとする。この受付の際には、氏名・住所及び活動内容等を記録にとっておかなければならない。

また、この場合の災害対策本部のボランティア受付担当は、総務対策班が行うものとする。ただし災害が大規模な場合、又は町及び関係団体が対応できないと判断される場合は、近隣市町村に応援を要請しその市町村において受付窓口を設けるものとする。

3 ボランティア活動等の把握

町はボランティアがどこで、どのような活動をしているか、又どこでボランティアを必要としているかなどの情報を常に把握しておくものとし、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティアとの情報の共有化を図り、ボランティア活動における必要な調整などを行うものとする。

4 ボランティアの主な活動内容

ボランティア活動は、次に掲げる事項を主に行うものとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助

5 ボランティア活動への支援

町及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第24節 職員応援派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条及び第30条の規定により、町長又は町の委員会若しくは委員は、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。本節において「特定公共機関」という。）に当該機関の職員の派遣を要請し、又は、道知事に対し指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

1 要請権者

要請権者は、町長又は町の委員会若しくは委員とする。なお、町の委員会又は委員は、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣を要請しようとするとき、又は、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めようとするときは、あらかじめ町長に協議しなければならない。

2 要請手続等

- (1) 職員の派遣要請をしようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

- (2) 職員の派遣あつせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお職員の派遣のあつせんは、知事に対し行うものであるが、指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣のあつせんのみでなく、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについて必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

- (1) 派遣職員の身分取扱は原則として、職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令、条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。
- (2) 派遣職員の給与等の双方負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定、また地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

第25節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、本計画の定めるところによる。

1 基本計画

町は、町内において大規模な災害が発生し、迅速、的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めにより、広域的、機動的に活動できる消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

2 実施責任者

消防防災ヘリコプターの出動要請は、町長が行うものとする。ただし、緊急の際で、町長が不在等の場合は、町長の職務代理者が行う。

3 実施方法

(1) 要請の要件

町長は、町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合は、知事（防災消防課防災航空室）に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

ア 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合。

イ 町の消防力等によっては災害防止が著しく困難な場合。

ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合。

(2) 要請方法

町から知事（防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

ア 災害の種類。

イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況。

ウ 災害現場の気象状況。

エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法。

オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制。

カ 応援に要する資機材の品目及び数量。

キ その他必要な事項。

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局防災消防課防災航空室

(電話 011-782-3233、ファックス 011-782-3234)

4 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その他必要性が認められる場合に運航する。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況調査などの情報収集活動等。

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送等。

(2) 救助活動

傷病者、医師等の搬送等。

(3) 救助活動

被災者の救助、救出等。

(4) 火災防御活動

ア 空中消火等。

イ 消防隊員、資機材等の搬送等。

5 消防防災ヘリコプター発着可能場所

消防防災ヘリコプター緊急運航に係る発着場所については、「本章第18節 輸送計画」に定めるとおりとする。

第 6 章 災害応急対策計画

別記様式 2

秩 総 防 号
令和 年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

統括管理者

北海道総務部危機管理監 様

秩父別町長 印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時					
災害発生場所					
派遣区域					
離着陸場					
使用した資機材					
傷病者の搬送先					
消防防災 ヘリコプターに 係る活動内容	【地元の活動（消防防災ヘリコプター運航に係る分）】				
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】				
災害発生状況・ 措置状況					
その他参考とな る事項					
搭 乗 者	所属	職	氏名	年齢	備考

第26節 広域応援計画

町及び消防機関は、大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、他の市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を講ずる。

1 実施機関

町及び消防機関

2 実施内容

- (1) 町は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救護等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道及び他の市町村に応援を要請する。
- (2) 町は、他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上、必要な資料の交換を行うほか、他の市町村との応援の受け入れ体制を確立しておく。
- (3) 消防機関は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救護等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- (4) 消防機関は、他の消防機関との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上、必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関との応援の受け入れ体制を確立しておく。
- (5) 消防機関は、緊急消防援助隊の充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第27節 災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を救護するための災害義援金の募集及び配分は次のとおりとする。

災害による被災者を救護するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、秩父別町災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。

なお、町長が委託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的にそうよう配分する。

第28節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は本計画の定めるところによる。

1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した区域において、当該被害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準	町単独の場合	相当広範囲の場合 (全道 2,500 世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000 世帯以上の住家が滅失した場合
	住家滅失 世帯数 30	住家滅失 世帯数 15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態であると認められたとき。
適 要	1 住家被害の判定基準 - 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 - 半壊、半焼：2 世帯で滅失 1 世帯に換算住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の 20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上 50%未満のもの。 - 床上浸水：3 世帯で滅失 1 世帯に換算 床上浸水、土砂の推積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。		

3 救助法の適用手続き

- (1) 町長は、災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を空知総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第 29 節 被災者生活再建支援制度の概要（参考）

1 制度の対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村。
- (2) 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村。
- (3) 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県。

- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）。
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）。

2 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- (1) 住宅が「全壊」した世帯。
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。
- (3) 災害により危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯。
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）。

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2(1)に該当)	解体 (2(2)に該当)	長期避難 (2(3)に該当)	大規模半壊 (2(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村

(申請時の添付書面) (1)基礎支援金： 罹災証明書、住民票、 等
(2)加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃貸等） 等

(申請期間) (1)基礎支援金： 災害発生日から13月以内
(2)加算支援金： 災害発生日から37月以内

5 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円）

○ 基金が支給する支援金の1／2に相当する額を国が補助。

6 罹災証明書の交付

(1) 罹災証明書の発行体制等の整備

ア 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。

イ 町長は当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を発行しなければならない。

ウ 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

エ 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

オ 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが、非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

(2) 罹災証明書の発行

罹災証明書の発行事務は、総務対策班が担当する。

ア 発行の手続き

総務対策班は「被災者台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対し、被災者台帳で確認のうえ、別記様式により発行する。なお、被災者台帳で確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行する。

イ 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号で規定する災害で、次の項目について証明するものとする。

住家	①全壊 ②大規模半壊 ③半壊 ④準半壊 ⑤準半壊に至らない (一部損壊)
人	①死亡 ②行方不明 ③負傷
その他	家財、車両等について

ウ 被害を受けた住家の調査方法及び判定

被害を受けた住家の調査方法については固定資産評価を参考に、原則として、部位（基礎、柱等）別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定する。

エ 災害の被害認定基準

災害の被害認定基準等については下記のとおりとする。

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない (一部損壊)
損害基準判定 ※1	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※1 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合

第6章 災害応急対策計画

別記様式 1

別記第1号様式（第5条関係）

罹災証明書交付申請書

年 月 日

秩父別町長 様

罹災証明書の交付について、次のとおり申請します。

記

申請者	住所（所在地）	
	ふりがな 氏名	
	連絡先	
	罹災者との関係	☐ 本人（世帯主） ☐ 法人等の代表者 ☐ 同居の親族 ☐ 代理人 ※代理人による申請の場合は委任状を添付してください。

罹災者	世帯主の住所 （法人等の所在地）	
	ふりがな 世帯主の氏名 （法人等の名称）	
罹災物件の所在地		
罹災者と罹災物件の関係		☐ 所有者 ☐ 所有者以外の居住者※賃借人など ☐ その他（ ）
住家・非住家の別		☐ 住家 ☐ 非住家（ ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他（ ））
罹災年月日		年 月 日 午前・午後 時頃
災害の種類		☐ 地震 ☐ 水害 ☐ 風害 ☐ その他（ ）
添付書類		☐ 罹災状況が確認できる写真 ☐ 罹災箇所がわかる図面 ☐ その他（ ）
使用目的		

第7章 地震災害対策計画

第7章 地震災害対策計画

第1節 災害予防計画

地震災害による被害を軽減するために必要な計画について定めるものとする。

1 地震に強いまちづくり推進計画

避難者の安全確保や延焼防止など、災害の拡大防止に重要な役割を果たす公園、道路等の整備に努め、建築物やライフライン施設の耐震性の向上を図り、地震等の災害に強いまちづくりを推進するものとする。

(1) 公園、緑地の整備

市街地におけるオープンスペースの確保は、震災時における火災の延焼防止等に重要な役割を果たすため、公園、緑地の適正な配置に努めるとともに、既設施設の整備を行い、防災効果の向上を図るものとする。

(2) 道路、橋梁の整備

道路及び橋梁は、震災時には避難、救援及び消防活動等の動脈として多様な機能を有していることから、これらの施設及び補修にあたっては、従来からの拡張整備を推進するほか、耐震性に十分配慮するものとする。

(3) 河川の整備

地震に起因する浸水被害を防止するため、堤防の耐震性向上を図るとともに、河川水を緊急時の消火、生活用水として確保できるよう河川整備に努めるものとする。

(4) 防災拠点施設の整備

地震災害の発生に備え、指定避難所及び指定緊急避難場所の整備を推進し、必要な資機材、非常用物資等の備蓄を行うよう努める。

(5) 建築物の耐震性向上

地震災害時において、円滑な応急対策活動を確保するため、情報伝達、避難及び救援等の防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の向上に努めるとともに、町民に対して建築物の耐震化促進を周知するものとする。

(6) ライフライン施設の耐震性の確保

上下水道、電気及び通信等のライフライン施設は、生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受けた場合、通常の生活を維持することが困難となるため、耐震性や代替性の確保に努めるものとする。

(7) 耐震改修促進計画

今後、耐震改修促進計画を作成し、建築物の耐震改修等の具体的な目標を設定するこ

とで、既存建築物の耐震化を推進する。

なお、災害応急対策の実施拠点や避難所となる庁舎や公立学校施設等の防災拠点となるべき公共施設の耐震性の向上に取り組む。

2 防災知識の普及

地震災害による被害を最小限に抑えるため、防災に関する正しい知識の広報活動を行い、防災に対する意識の普及を図るものとする。

(1) 町民への防災知識の普及

地震災害の発生時には、出火防止、初期消火、救出、応急救護、避難誘導などの広範囲な応急対策が必要となるため、町民が自分の身を守り、さらには防災関係機関の職員と協力して活動できるよう必要な知識の周知を行うものとする。

(2) 職員に対する防災知識の普及

職員は、同時に多数の被害をもたらす地震災害に対して、適切な判断と行動がとれるよう普段から防災知識の習得に努めなければならない。

3 生活関連物資等の確保

大規模な地震災害が発生した場合には、早急に飲料水及び食糧等の生活関連物資の確保が必要となるため、今後必要となる物資の品目、数量等を検討し、避難所毎の収容可能人数等に応じた備蓄を行うよう努めるものとする。また、災害の長期化に備え、防災関連機関の職員用の備蓄についても、町内事業所等との連携を図り、協定を締結する等、その確保に努めるものとする。

4 積雪、寒冷対策の推進

積雪寒冷期に地震が発生した場合には、避難路の確保に支障を生じる等、他の季節に比べ被害が拡大することが懸念されるため、除雪体制の強化等の必要な対策の推進に努めるものとする。

(1) 除雪体制の強化

- ・緊急輸送等に要する道路交通の確保
- ・ヘリコプター発着場所の確保

(2) 防寒体制の強化

- ・電源を必要としない暖房器具の整備
- ・防寒用品の備蓄

5 避難計画

地震災害発生から町民の生命及び身体を保護するため、避難所及び避難場所の確保及び周知に努めるものとする。

(1) 避難所及び避難場所の確保

指定避難所及び福祉避難所、指定緊急避難場所は、「第6章第3節 避難救出計画」の定めるとおりとし、地震災害から住民の安全を確保するために必要な避難所及び避難場所の整備を図るものとする。

(2) 避難所及び避難場所の住民周知

避難所及び避難場所の周知は、「第6章第3節 避難救出計画」の定めるとおりとし、住民に対し避難所及び避難場所の周知を図るものとする。

6 要配慮者避難計画

地震災害発生時には、要配慮者が被害を受ける場合が多い。このため、「第4章第10節 要配慮者対策計画」の定めるところにより、要配慮者の安全確保に努めるものとする。

7 自主防災組織の育成等に関する計画

地震災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちの地域は自分で守る」という精神のもと、「第2章第4節 自主防災組織等の育成」の定めるところにより、自主防災組織の育成を推進するものとする。その際、女性の参画の推進に努める。

第2節 地震動警報

地震動警報等を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

1 地震動警報等

地震動警報及び地震動予報

警報・予報の種類	発表名称	内 容 等
地震動警報	緊急地震速報（警報）又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する緊急地震速報
警報・予報の種類	発表名称	内 容 等
地震動予報	緊急地震速報（予報）	推定最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表する緊急地震速報

2 地震に関する情報の種類と内容

	情報の種類	発 表 内 容
地震情報	震度速報	震度3以上を観測した地域名（全国を約180に区分）と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表

第7章 地震災害対策計画

	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表、なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表

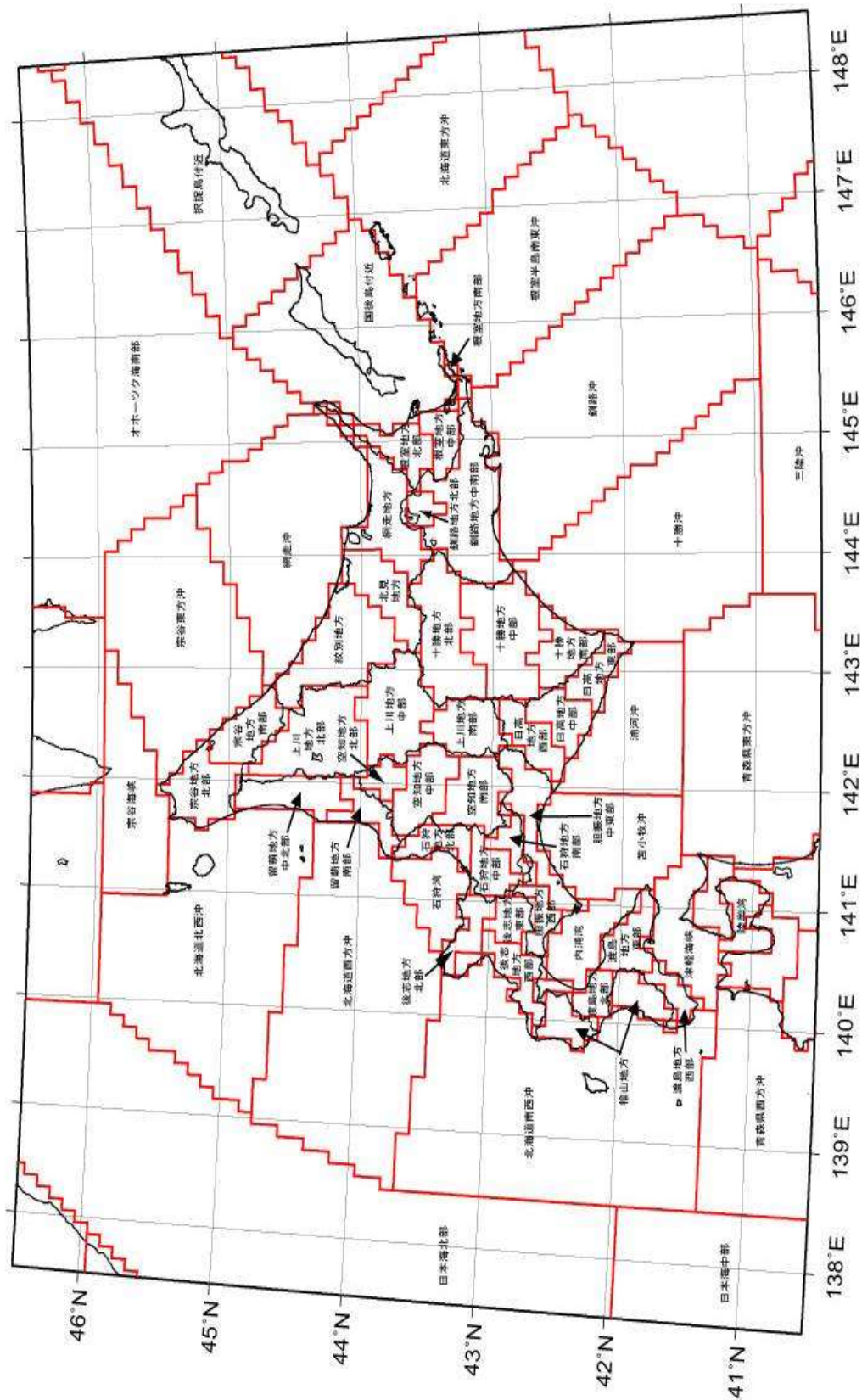
3 緊急地震速報等

緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかなく、その短い間に身を守るための行動を取る必要があることを心得てもらうため、日頃から広報等での周知に努める。

石狩・空知・後志地方



(2) 震央地名



5 地震動警報の伝達

地震動警報等の伝達系統図は、次のとおりである。



6 異常現象を発見した場合の通報

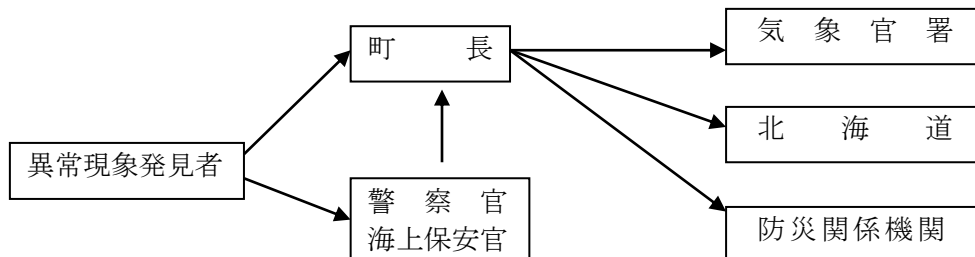
異常現象を発見した物は、直ちに市町村長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

また、通報を受けた市町村長は速やかに道及び気象官署等関係機関に通報する。

(1) 異常気象

- ア 地震に関する事項 頻発地震、異常音響及び地変
- イ 水晶に関する事項 異常潮位又は異常波浪

(2) 通信系統図



7 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。次の「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺でどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

第7章 地震災害対策計画

○気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン・インフラ等	地盤・斜面
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。						
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。			【ガス】安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに、揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。 【断水・停電】震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生する。 【鉄道・高速道路等】震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。） 【電話等】地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言板などの提供が行われる。 【エレベーター】地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。 ※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。	
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れ、家具が移動することがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。			亀裂や液状化、落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうち歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものがある。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、多くなる。		
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。		地割れやがけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることが多くなる。耐震性の高い住宅で	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。耐震性の		大きな地割れが生じることがある。がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

第7章 地震災害対策計画

				も、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。		
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の低い住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。耐震性の高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、まれに傾くことがある。。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなり、1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなり、1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。		

＜注意事項＞

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではない。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合がある。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述しているので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は、震度計が置かれている地点での観測値だが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがある。また、震度は通常地表で観測しているが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなる。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがある。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成した。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがある。

第3節 地震災害対策計画

地震による災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合の応急対策計画は、本計画によるものとする。

1 応急対策活動

地震による災害のおそれがある場合又は災害が発生した場合（概ね震度5弱以上）は、「第2章第2節 災害対策本部」の定めるところにより町長は本部を設置し、指定行政機関・道・町内の公共的団体の協力を得て応急活動を実施するものとする。

2 通信連絡対策

（1）防災関係の通信施設の活用

通信連絡は「第3章第3節 災害通信計画」に定めるもののほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

（2）報道関係機関の協力活動

放送局・新聞社等と情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は本部長が特別緊急の必要があると認めるときは、災害に関する通知・要請・伝達等について、最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

（3）機動力による連絡体制の確立

ア 全通信機関が利用できないときは、消防防災ヘリコプター・オートバイ等の機動力を動員し、連絡体制を図るものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの派遣は、「第6章第26節 消防防災ヘリコプター活用計画」の定めるところにより知事に要請するものとする。

3 広報活動

（1）広報の準備

広報車などは突発時において直ちに出勤できるよう平常時から点検整備を行い、災害時に万全を期すものとする。

（2）広報内容

災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主な内容は次のとおりとする。

ア 避難先について（避難所等の位置・経路等）

イ 交通通信状況（交通機関運行状況・不通場所・開通見込み日時）

ウ 火災状況（発生場所）

エ 電気・水道等公益事業施設状況（被害状況・復旧状況・注意事項）

オ 医療・救護所の状況

カ 給与・給水実施状況（供給日時・場所・種類・量・対象者等）

キ 衣料・生活必需品等供給状況（供給日時・場所・量・対象者等）

ク 河川・土木施設状況

ケ 住民の心得等（人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項）

（3） 広報の方法

「第6章第2節 災害広報計画」に定めるところによるほか、あらゆる広報媒体（ラジオ・テレビ・新聞・防災無線・広報車等）を利用して、迅速かつ適切なる広報を行うものとする。

4 消火対策

（1） 消火活動

地震時の被害が大規模となるのは火災の同時多発、延焼及び石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生等による場合が多く、その被害を最小限にいくとめるためには、初期消火活動が迅速に行われることが重要である。消火作業上必要な第1次的措置については、「第4章第10節 消防対策計画」に定めるところにより町が実施するが、これが困難な場合は国・道・自衛隊・近隣市町村及び関係機関の協力を得て行うものとする。

（2） 町の活動

ア 消火活動に関する情報を収集し、関係機関へ提供すること。

イ 他市町村・道及び関係機関等に対して、消防ポンプ車・消防隊及び化学消防車等の派遣要請をすること。

ウ 町内事業所等に緊急消火剤・資器材等の提供要請すること。

エ 道に対し、消火対策指導のための危険物担当者の派遣を要請すること。

（3） 危険物の保安活動

ア 石油・薬品及び火薬類等の対策

① 石油・ガス・ガソリン・薬品及び火薬工品等の製造取扱い、販売業者又は消費者に対し、町長は一時その製造取扱い・販売・貯蔵・運搬・消費等を禁止し又は制限する。

② 町長は被害が広範囲にわたり、引火・爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、区域内住民に避難・立ち退きの勧告又は指示をする。

第7章 地震災害対策計画

危険物取扱所一覧

単位 リットル

区分	名称	所在地	貯蔵取扱所品名・数量					倍数
			類	第1石	第2石	第3石	第4石	
地下タンク貯蔵所	秩父別町役場	2－2	4			6,000		3
	和敬園	3－2	4		5,000			5
	浄化センター	2－3	4		3,000			3
	ちっぷ・ゆう&ゆ	2－1	4			15,000		7.5
	図書館	2－1	4			8,000		4
	中学校	2－2	4		5,000			5
	デイサービスセンター	2－2	4		5,000			5
	米穀乾燥調整貯蔵施設	3－東1	4		20,000			20
	境川救急排水機場	南1－2	4			9,000		4.5
	小学校	2－2	4		3,000			3
屋外タンク貯蔵所	2条排水機場	2－9	4			8,000		4
給油取扱所	北いぶき農協	2－1	4	50,000	20,000			270
一般取扱所	曾我金物店	2－1	4			10,000		5
			4		30,000			30
移動タンク貯蔵所			4		4,000			4
			4		3,000			3

イ 放射性物質の対策

- ① 火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、医療機関と緊密な連絡をとり、危険のある場所の認知及び放射線量の測定を併せて行い、また延焼防止を主眼として汚染区域を設定する。
- ② 大量放出又はそのおそれがある場合は、危険区域内の者の避難誘導に当たるとともに立入禁止区域を設定する。

5 避難救出対策

(1) 町長は地震発生に伴う火災等の発生により、住民に危険が切迫していると認めた場合立入禁止区域を設定する。（「第6章第3節 避難救出計画」参照）

(2) 避難指示の徹底

ア 周知の方法

- ① 最も適切な方法により、関係機関と連絡をとり周知させる。
- ② 広報車を危険区域に出動させる。
- ③ 場合によっては、放送機関に周知のための放送を依頼する。

イ 指示の内容

- ① 避難対象地域
- ② 避難理由
- ③ 避難先（場所）
- ④ 避難経路その他注意事項

(3) 避難先の設定等

震災時における避難所の設定に当たっては、次の設定基準を勘案して、「第6章第3節 避難救出計画」に定める避難所及び避難場所の中から設定するものとするが、状況によっては他の場所を臨機に設定する。

ア 公園・広場等相当の広さを有し、かつ防火に役立つ樹木・貯水槽等が存在すること。

イ 周囲に延焼の媒介となる建造物・多量の可燃物品、あるいは崩壊のおそれがある石垣やがけ等がないこと。

ウ 地割れ、崩落等のない耐震的土質の土地及び耐震耐火性の建築物で安全性があること。また、延焼等危険が迫ったときは、さらに他の場所へ避難移動できること。

(4) 避難誘導

避難誘導は、「第6章第3節 避難救出計画」に定める避難方法等に準じるものとするが、被災者が広域で大規模な立ち退き移送を要し、町において処置できないときは道に対し応援を求め実施する。

(5) 住民等による救出・救助活動

地震発生時においては広範囲での火災の同時多発も想定され、消防職員等による救助活動は困難が予想されることから、住民等による自主的救助活動の実施を促進するものとする。

(6) 消防職員及び団員並びに警察官等による救出・救助活動の実施

町長は震災により緊急に救出救助を必要とする住民がいることを察知したときは、火災発生状況等を勘案して警察官と協力し、また消防機関を適切に運用して救出・救助活動を実施するものとする。

6 医療・救護・給水・防疫・保健衛生対策

「第5章 災害応急対策計画」に基づき、万全な対策を講ずるものとする。

7 文教対策計画

地震によって、児童生徒の安全確保や通常のエ育活動に支障をきたした場合の応急対策に関する計画は、「第6章第20節 文教対策計画」に定めるほか、学校管理者は次のとおり行うものとする。

- (1) 災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備するものとする。
- (2) 在校中の児童生徒の安全確保のため、児童生徒に防災上必要な安全教育や防災訓練等を行うとともに、災害発生時には地震の規模、状況に応じ迅速かつ適切な指示と誘導を行うものとする。
- (3) 文教施設、設備等から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図るものとする。

8 住宅対策計画

地震災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、応急修理に関する計画は、「第6章第6節 住宅対策計画」に定めるところによる。

9 被災建築物安全対策計画

地震災害被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりとする。

(1) 応急危険度判定の活動体制

道及び町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。

(2) 応急危険度判定の基本的事項

ア 判定対象物

原則として全ての被災建築物を対象とするが、被災の状況により、判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別毎に調査表により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカーに対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に掲示する。

危険性	色	判定内容
危険	赤	建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	黄	建築物の損傷が認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	緑	建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力

所有者に対し、行政機関による情報の提供である。

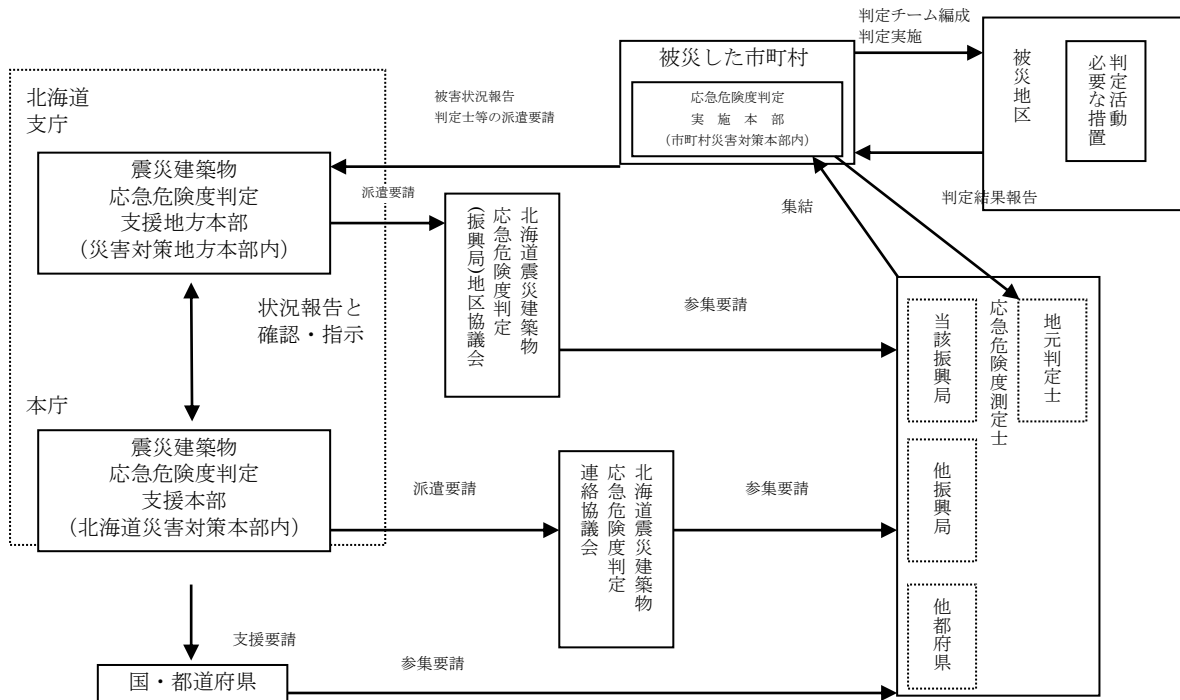
オ 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また余震等で被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更される場合がある。

カ 応急危険度判定の活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



10 石綿飛散防止対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

(1) 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体及び実施方法

ア 町の責務

町長は、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

イ 建築物等の所有者等

建築物等の破壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

ウ 解体等工事事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

エ 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

11 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画

地震災害により行方不明となった者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬の実施に関する計画は、「第6章第16節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」に定めるところによる。

12 自衛隊災害派遣要請計画

地震災害に際し、人命の保護等のため必要がある場合に、自衛隊部隊等の災害派遣を要請する計画については、「第6章第22節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

13 防災ボランティアとの連携計画

地震による大規模な災害が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するうえで必要な人員を確保するため、各種ボランティア団体等の活用に関する計画は、「第6章第24節 ボランティアとの連携計画」に定めるところによる。

第 8 章 事故災害対策計画

第8章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、鉄道災害、道路災害、航空災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について、予防及び応急対策を定める。

第1節 鉄道災害対策計画

1 基本方針

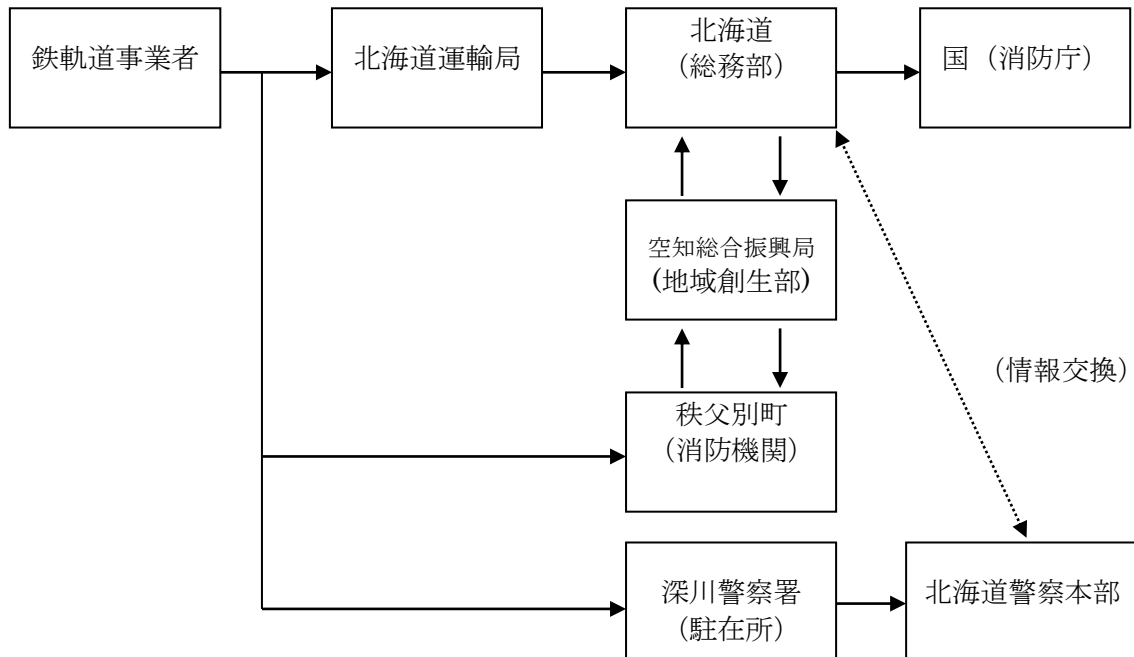
鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防及び応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、「第3章 災害情報通信計画」によるほか、この計画に定めるところによる。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関との緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等情報を必要としている者に対して行う災害広報は、「第6章第2節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町長は、関係機関と連携を図り、災害広報を行うものとする。

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関と連携を図り、報道機関を通じ、又は防災無線及び広報車等により、次の事項について、広報を実施するものとする。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) 避難の必要性等地域に与える影響
- (カ) 施設等の復旧状況
- (キ) その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 災害対策組織

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部の設置

北海道地域防災計画の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員として派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、応急対策にあたるものとする。

5 救助救出及び医療救護活動等

鉄道災害における救助救出活動及び医療救護活動については、「第6章第3節 避難救出計画」及び「第6章第12節 医療及び助産計画」の定めるところにより、実施するものとする。

6 消防活動

鉄道災害における消防活動については、「第4章第10節 消防対策計画」の定めにより実施するものとする。

7 行方不明者の捜索及び死体の収容

行方不明者の捜索及び死体の収容等は、「第6章第16節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第6章第21節 災害警備計画」の定めるところにより、実施するものとする。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第8章第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

鉄道災害における自衛隊派遣要請については、「第6章第22節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、実施するものとする。

11 広域応援

鉄道災害の規模により、町単独での十分な災害応急対策を講ずることができないときは、「第6章第27節 広域応援計画」の定めるところより、職員の派遣を要請し、また、「災

害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援を要請するものとする。

第2節 道路災害対策計画

1 基本方針

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車輛の衝突等により、大規模な救急救助活動や消化活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

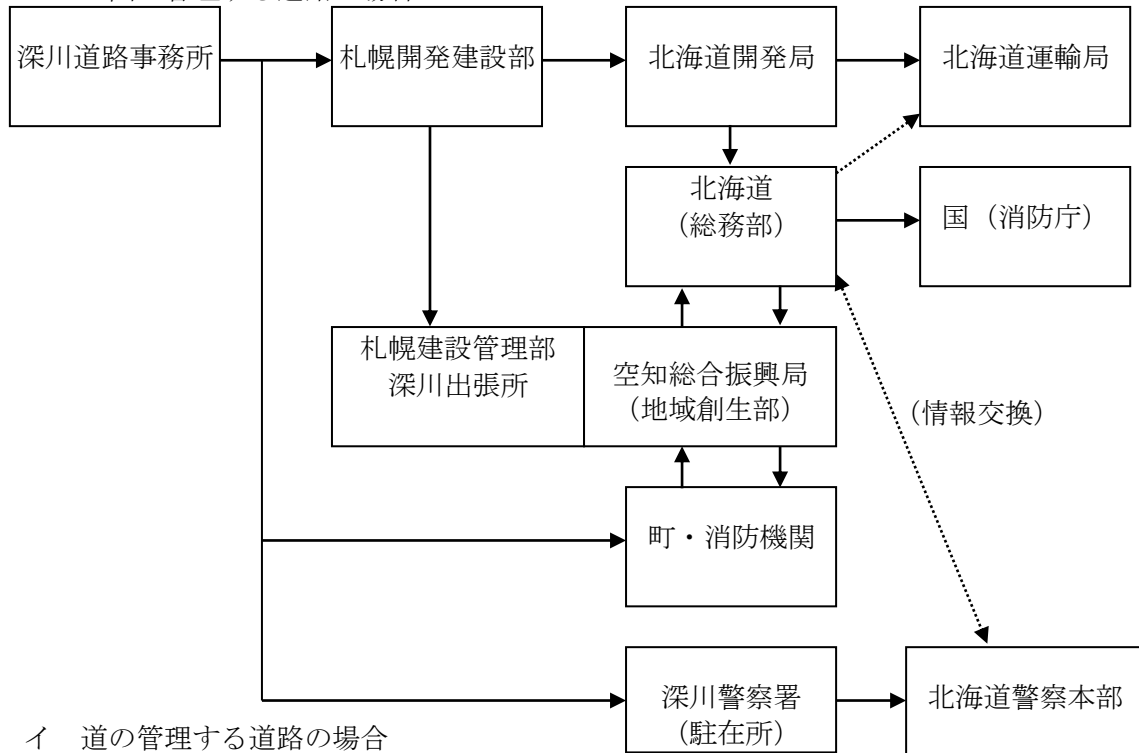
2 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、「第3章 災害情報通信計画」によるほか、この計画に定めるところによる。

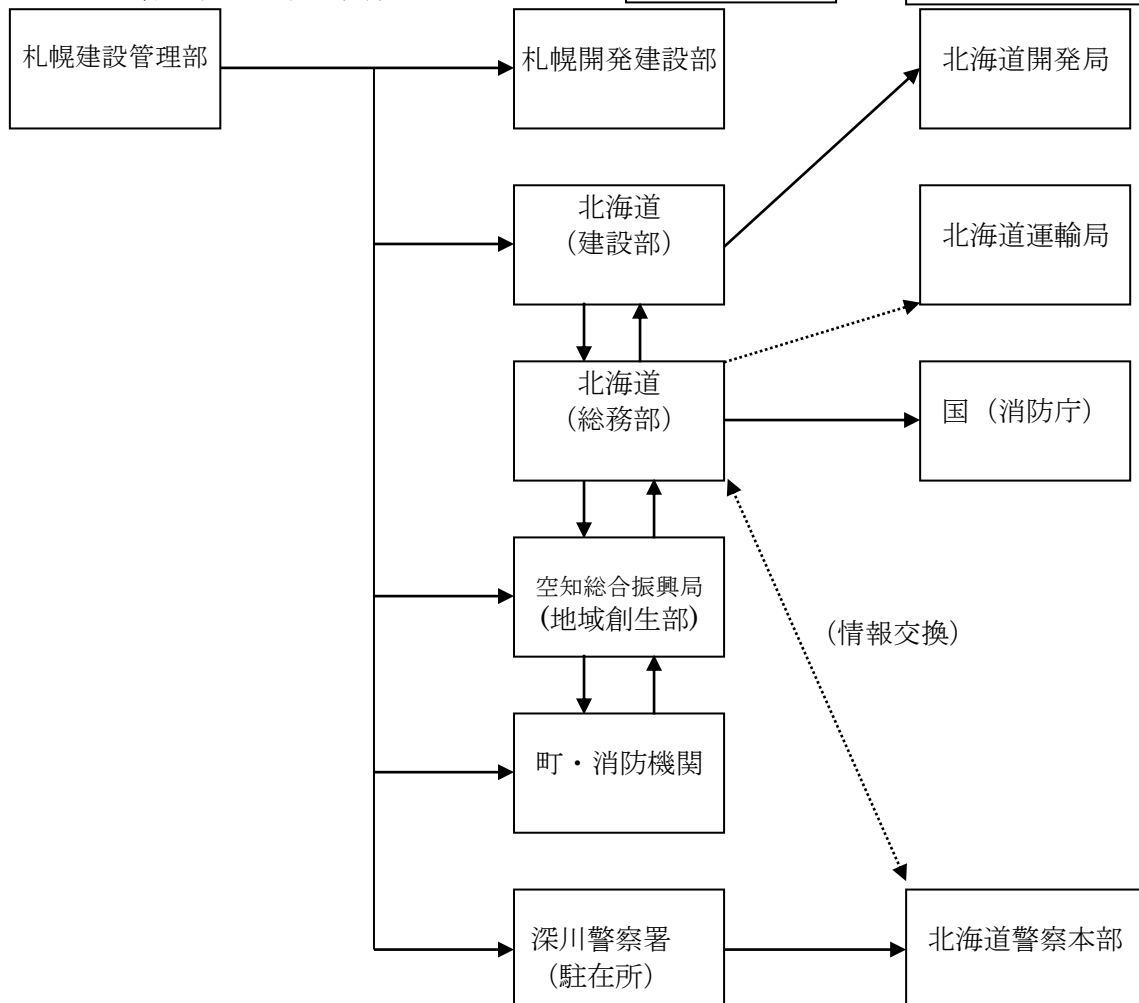
第8章 事故災害対策計画

(1) 情報通信連絡系統 情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

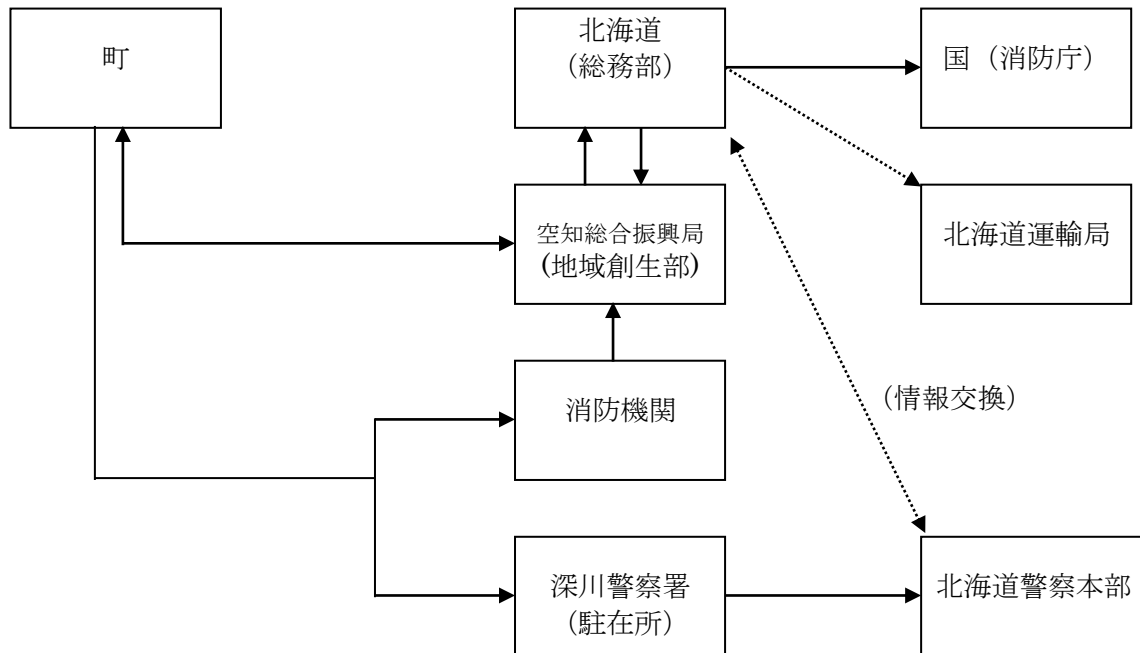
ア 国の管理する道路の場合



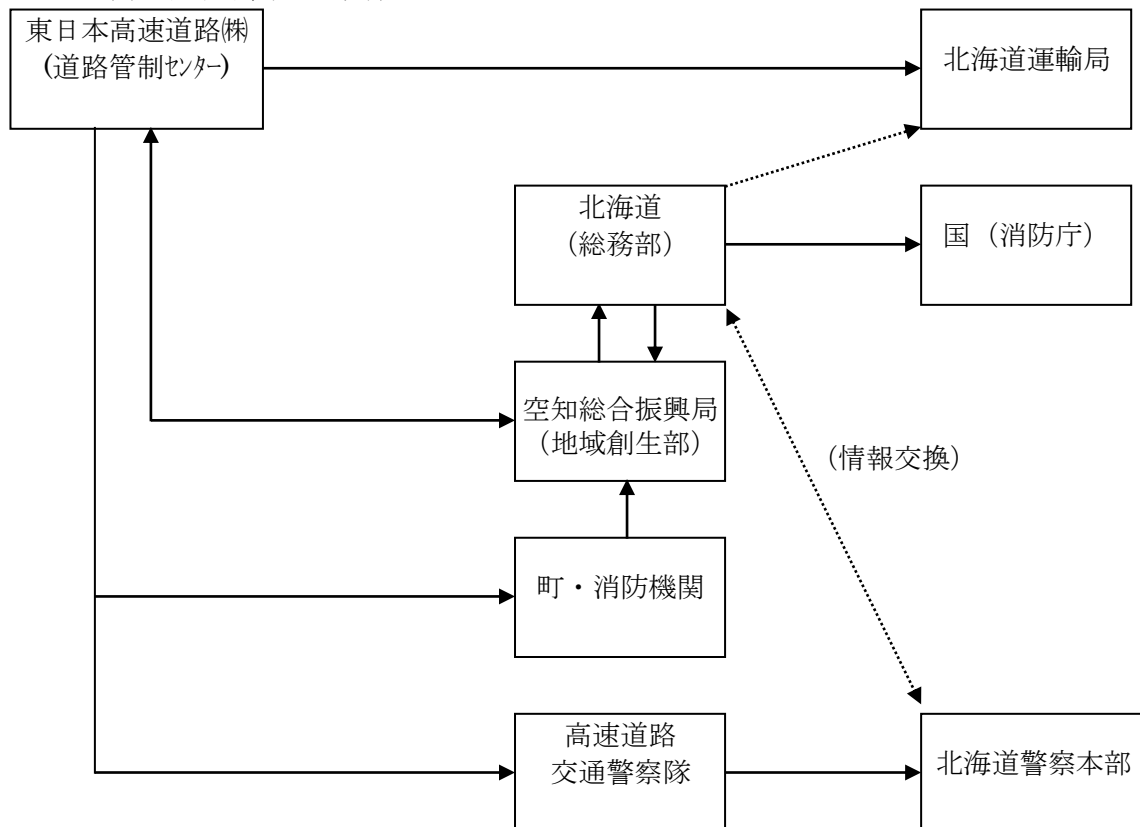
イ 道の管理する道路の場合



ウ 市町村の管理する道路の場合



エ 高速自動車国道の場合



(2) 実施事項

- ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関との緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

道路災害時における災害広報については、「第6章第2節 災害広報計画」の定めるところにより、実施するものとする。

4 応急活動体制

道路災害時における応急活動体制については、「本章第1節 鉄道災害対策計画 4 応急活動体制」の定めるところにより、実施するものとする。

5 救助救出及び医療救護活動等

道路災害時における救助救出活動及び医療救護活動については、「第6章第3節 避難救出計画」及び「第6章第12節 医療及び助産計画」の定めるところにより、実施するものとする。

6 消防活動

道路災害時における消防活動については、「第4章第10節 消防対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

7 行方不明者の捜索及び死体の収容

行方不明者の捜索及び死体の収容等は、「第6章第16節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第6章第21節 災害警備計画」の定めるところにより、実施するものとする。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第8章第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

道路災害時における自衛隊派遣要請については、「第6章第22節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、実施するものとする。

11 広域応援

道路災害の規模により、町単独での十分な災害対策を講ずることができないときは、「第6章第27節 広域応援計画」の定めるところにより、実施するものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高压ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画に定めるところによる。

2 危険物の定義

（1）危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

【例 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など】

（2）火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの。

【例 火薬、爆薬、火工品など】

（3）高压ガス

高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの。

【例 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど】

（4）毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの。

【例 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など】

（5）放射性物質

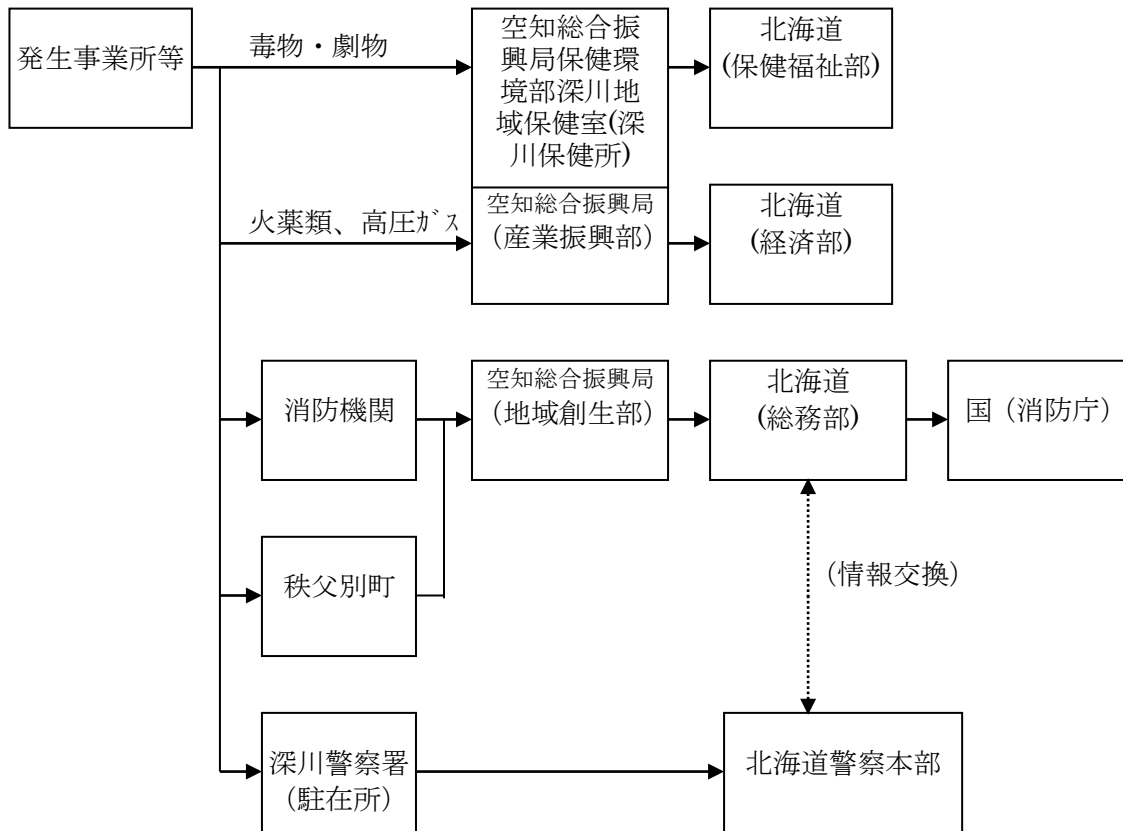
放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律167号）」等によりそれぞれ規定されている。

3 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、「第3章 災害情報通信計画」によるほか、この計画に定めるところによる。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関との緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

4 災害広報

危険物等災害時における災害広報については、「第6章第2節 災害広報計画」の定めるところにより、実施するものとする。

5 応急活動体制

危険物等災害時における応急活動体制については、「本章第1節 鉄道災害対策計画

4 応急活動体制」の定めるところにより、実施するものとする。

6 災害拡大の防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の性状を十分に把握し、事業者に対する応急措置命令等、適切な応急対策を講ずるものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

危険物等災害時における救助救出活動及び医療救護活動については、「第6章第3節 避難救出計画」及び「第6章第12節 医療及び助産計画」の定めるところにより、実施するものとする。

8 消防活動

危険物等災害時における消防活動については、「第4章第10節 消防対策計画」の定めにより実施するものとする。

9 避難措置

人命の安全を確保するため、「第6章第3節 避難救出計画」の定めるところにより爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

10 交通規制

人命の安全を確保するため、「第6章第21節 災害警備計画」の定めるところにより、実施するものとする。

11 自衛隊派遣要請

危険物等災害時における自衛隊派遣要請については、「第6章第23節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、実施するものとする。

12 広域応援

危険物等災害の規模により、町単独での十分な災害対策を講ずることができないときは、「第6章第27節 広域応援計画」の定めるところにより、実施するものとする。

第4節 大規模な火事災害対策計画

1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

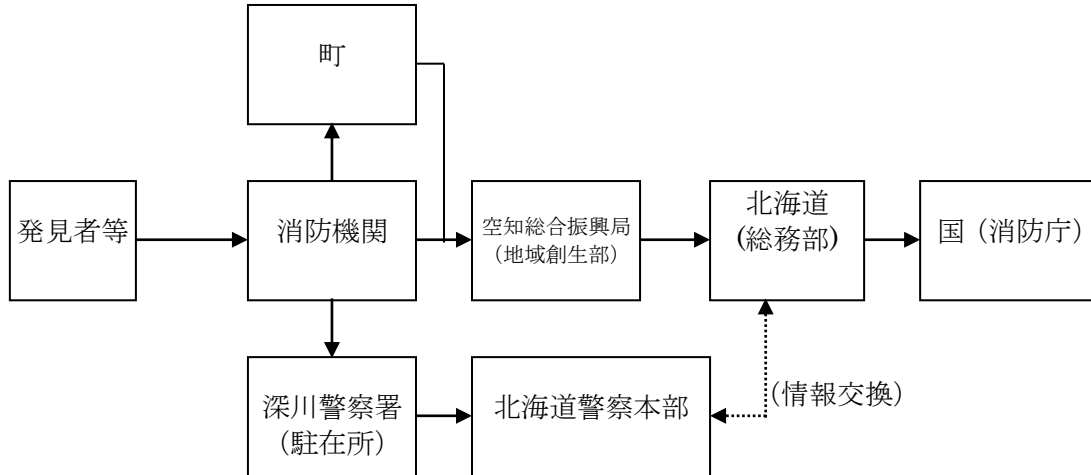
2 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、「第3章 災害情報通信計画」によるほか、この計画に定めるところによる。

また、関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関との緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

大規模な火事災害時における災害広報については、「第6章第2節 災害広報計画」の定めるところにより、実施するものとする。

4 応急活動体制

大規模な火事災害時における応急活動体制については、「本章第1節 鉄道災害対策計画 4 応急活動体制」の定めるところにより、実施するものとする。

5 救助救出及び医療救護活動等

大規模な火事災害時における救助救出活動及び医療救護活動については、「第6章第3節 避難救出計画」及び「第6章第12節 医療及び助産計画」の定めるところにより、実施するものとする。

6 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

7 避難措置

人命の安全を確保するため、「第6章第3節 避難救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第6章第21節 災害警備計画」の定めるところにより、実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害時における自衛隊派遣要請については、「第6章第22節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、実施するものとする。

10 広域応援

大規模な火事災害の規模により、町単独での十分な災害対策を講ずることができないときは、「第6章第27節 広域応援計画」の定めるところにより、実施するものとする。

第5節 林野火災対策計画

この計画は、林野火災を予防又は消化して、森林資源の保全を図ることを目的とする。

1 組織

林野火災の予消防対策を推進するため、「秩父別町林野火災予消防対策協議会」を設け、構成機関相互の連絡・情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

(1) 構成機関

秩父別町・深川地区消防組合秩父別支署・北海道森林管理局空知森林管理署北空知支署・留萌南部森林管理署・北海道空知森づくりセンター・深川警察署秩父別駐在所

・大面積所有者

(2) 協力機関

北いぶき農業協同組合秩父別支所・教育委員会・観光協会・猟友会・森林保全巡視員・報道機関・製材業者・各町内会

2 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となることにかんがみ、予報（注意報を含む）警報、並びに情報等を的確に把握し、予防の万全を期するため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

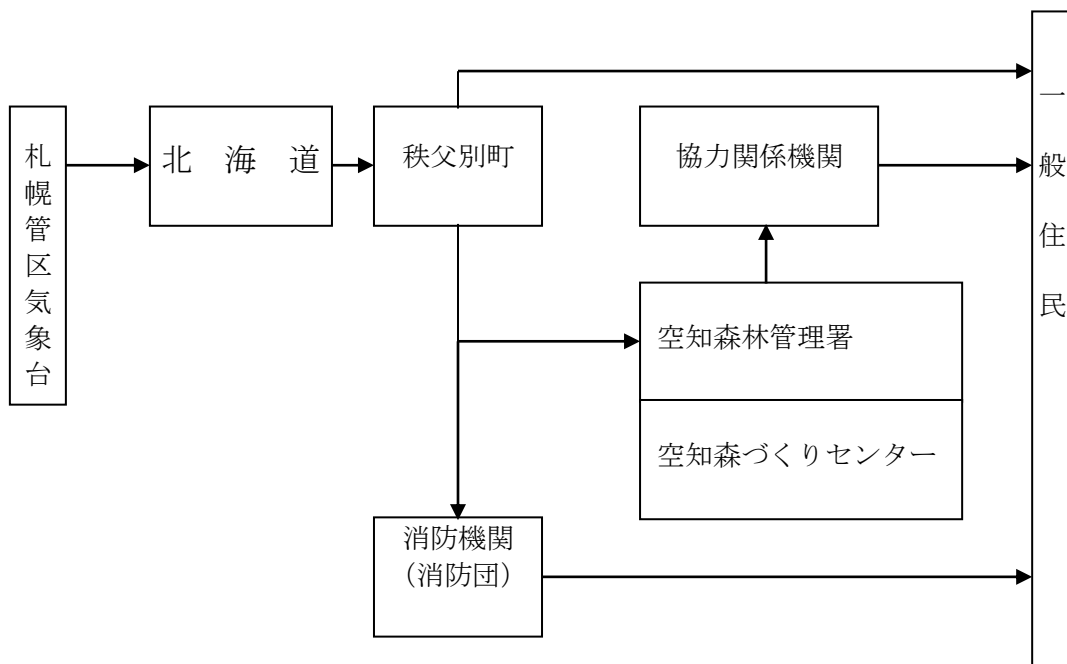
（１） 林野火災気象通報

町は空知総合振興局から林野火災気象通報を受理したときは、次の系列により関係機関及び一般住民に対して伝達するものとする。

林野火災気象通報	説明
情報（原則として、週間予報に含める）	何日頃火事が発生しやすいから注意してください。
火災気象通報	山火事が発生し易く、甚だ危険です。
注意報解除	さきに通報した注意報は解除します。

（２） 伝達系統

町長は、林野火災気象通報を受けたときは、次のとおり関係機関等に伝達するものとする。



3 林野火災予防対策

(1) 一般入林者対策

山菜採取・魚釣・ハイキング等の入林者に対する対策として、次の事項を厳守するよう啓発する。

ア 入林中の焚き火や喫煙の不始末による出火の危険性に対する啓発を行う。

イ 入林しようとする者は、入林許可が必要であることを指導する。

ウ その他危険地帯への入林制限を行い、林野火災の予防に努める。

エ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(2) 火入れ対策

林野火災危険期間（概ね3月～6月）中の火入れは、極力避けるようにし、できる限り夏期又は秋期に行うよう指導するとともに、火入れ対策として次の事項を定める。

①火入れ方法の指導。

②火入れをする場合は必ず火入許可をとり、許可附帯条件の遵守を励行させる。

③火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせる。

④森林法で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況に十分留意して行うよう指導する。

(3) 林内事業者対策

①林内事業者は火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。

②事業個所に、火気責任者の指定する喫煙所並びに焚き火・ゴミ焼却所を設け、標識及び消火設備を完備するものとする。

③事業個所の火気責任者はあらかじめ、事業所内の連絡系統を定め、関係機関と連絡の万全を図るものとする。

④失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。

4 林野火災消防対策

町及び消防機関は、あらかじめ林野火災に即応する体制、装備の万全を期するため、次の事項に留意する。林野火災発生の際は、森林人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

(1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

(2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

(3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第6章第3節 避難救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

6 交通規制

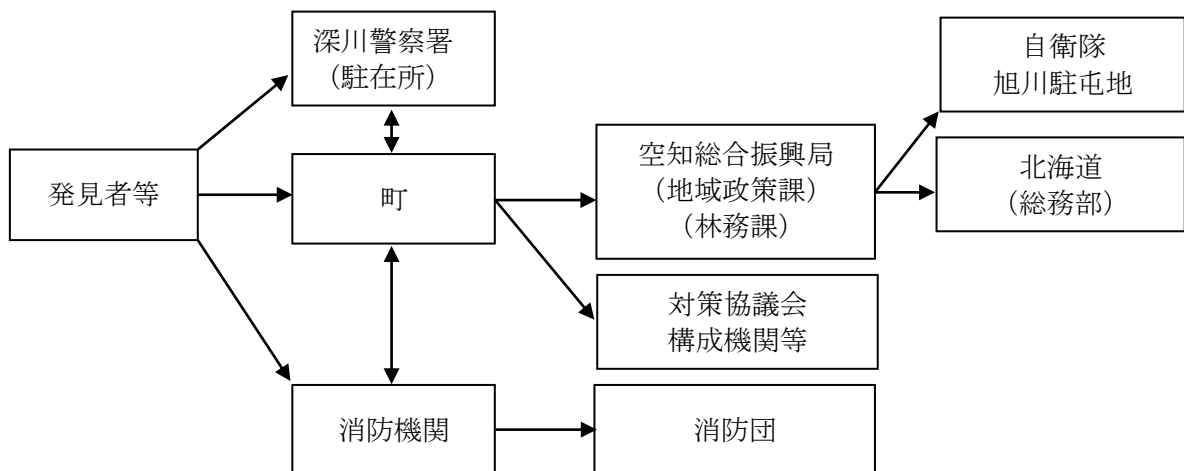
北海道警察各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第6章第21節 災害警備計画」の定めるところにより、実施するものとする。

7 広域応援

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独での十分な災害応急対策を実施することができない場合は、「第6章第27節 広域応援計画」の定めるところにより、実施するものとする。

8 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、下記のとおりとする。



9 災害広報

大規模な林野火災時における災害広報については「第6章第2節 災害広報計画」の定めるところにより、実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請

大規模な林野火災時における自衛隊派遣要請については、「第6章第22節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、実施するものとする。

第6節 航空災害対策計画

1 基本方針

この計画は、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、「第3章 災害情報通信計画」のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第6章第2節災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町長は、関係機関と連携を図り、災害広報を行うものとする。

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 航空災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関と連携を図り、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 航空災害の状況

(イ) 旅客及び乗務員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 航空輸送復旧の見通し

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 災害対策組織

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

北海道地域防災計画の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員として派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、応急対策にあたるものとする。

5 救助救出及び医療救護活動等

航空災害における救助救出活動及び医療救護活動については、「第6章第3節避難救出計画」及び「第6章第12節医療及び助産計画」の定めるところにより、実施するものとする。

6 消防活動

航空災害における消防活動については、「第4章第10節 消防対策計画」の定めにより実施するものとする。

7 行方不明者の捜索及び死体の収容等

行方不明者の捜索及び死体の収容等は、「第6章第16節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びの埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第6章第21節 災害警備計画」の定めるところにより、実施するものとする。

9 危険物流出対策

航空災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第8章第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

航空災害における自衛隊派遣要請については、「第6章第22節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、実施するものとする。

11 広域応援

航空災害の規模により、町単独での十分な災害対策を講ずることができないときは、「第6章第27節 広域応援計画」の定めるところにより、職員の派遣を要請し、また、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援を要請するものとする。

第7節 大規模停電災害対策計画

1 基本方針

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じる恐れがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

(ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、両社一体となり、災害予防措置を講ずるものとする。

(イ) 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視、制御システム等により電力供給システム全体としての耐震性機能を確保する。

- (ウ) 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

イ 北海道経済産業局

- (ア) 電力に関する需給状況を鑑み、情報提供。節電要請等必要な取組を行うものとする。

ウ 北海道産業保安監督部

- (ア) 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。
- (イ) 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

エ 防災関係機関

- (ア) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (イ) 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- (ウ) 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- (エ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (オ) 関係機関と相互に連携をして、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- (カ) 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認のうえ、リスト化するよう努めるものとする。

オ 病院等の防災上重要な施設

- (ア) 病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。

イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第6章第2節「災害広報計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

町、道、深川警察署、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

イ 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提共するものとする。

- (ア) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (イ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (ウ) 停電の復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 町

町長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 道

知事は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じ北海道地域防災計画第3章第1節「組織計画」の定めるとことにより災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

エ 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

- (ア) 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、両社一体となつて災害応急対策を講ずるものとする。
- (イ) 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
- (ウ) 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

(4) 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- ア エレベーターの閉じ込め事故に対し、施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

(5) 医療救護活動

町は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第6章第12節「医療及び助産計画」の定めにより実施する。

(6) 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第6章第22節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

ア 深川警察署

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

イ 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

(7) 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第6章第3節「避難救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 応急電力対策

ア 緊急的な電力供給

北海道電力ネットワーク株式会社は、道や町等と優先度を協議のうえ、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

イ 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

(9) 給水対策

水道事業者は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道支部に対し応援を要請するものとする。

(10) 石油類燃料の供給対策

大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、「災害時における燃料供給等に関する協定」の定めるところによるものとする。

(11) 防犯対策

深川警察署は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

(12) 自衛隊派遣要請

町長は、第6章第22節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、知事（空知総合振興局長）に自衛隊への災害派遣の要請を要求するものとする。

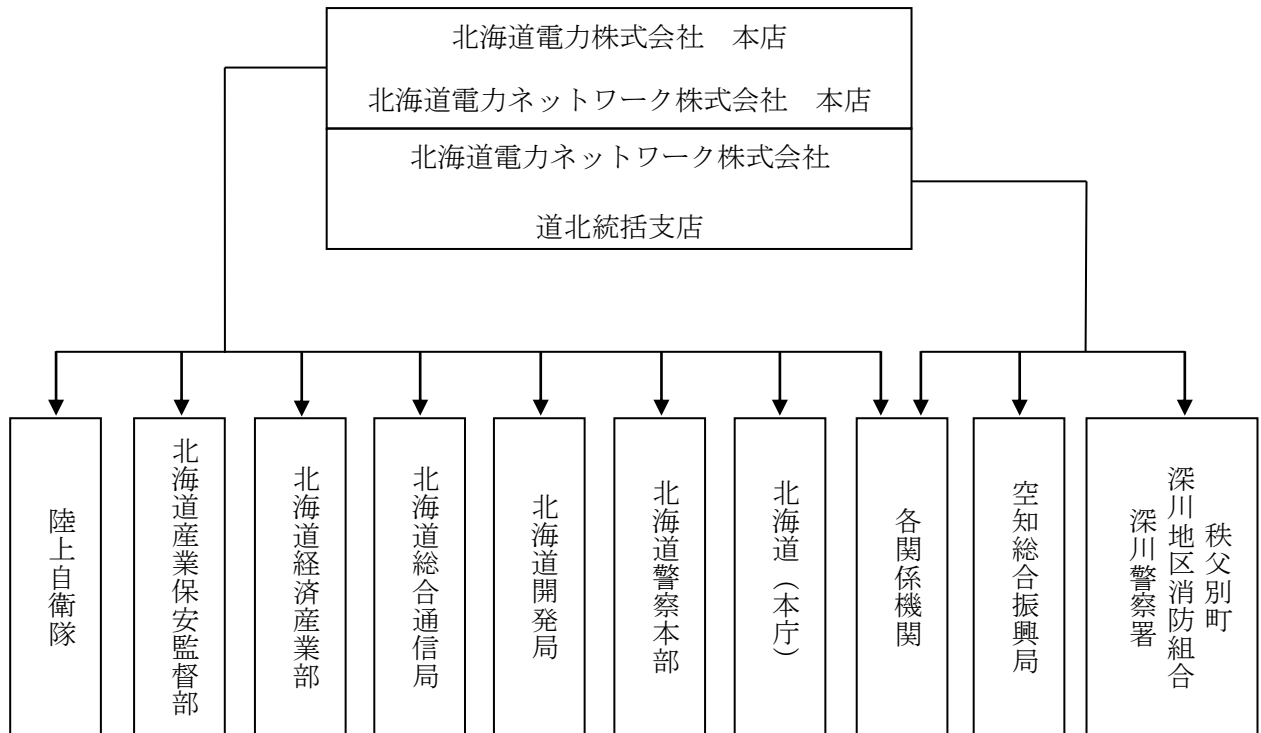
(13) 広域応援

町、道及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第6章第27節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都道府県及び国へ応援を要請するものとする。

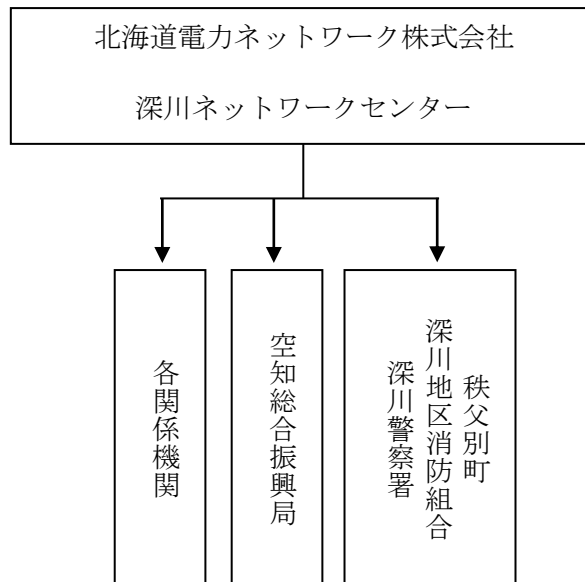
第8章 事故災害対策計画

別記1
情報通信連絡系統図

非常災害時（全道規模）
【北海道電力にて非常災害対策室の発足時】



広域（秩父別町含む近隣市町村）停電時



※ 停電時は北海道電力ネットワーク株式会社の管轄事業所にて各機関との対応を行う

第 9 章 災害復旧計画

第9章 災害復旧計画

1 災害復旧の基本方針

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

（1）実施責任者

町長、その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

（2）復旧工事の実施

ア 応急復旧工事

復旧工事が長期にわたる場合は、必要最小限の復旧を図った後、随時全面的な復旧工事を実施するものとする。

イ 補強、改修復旧工事

応急資材による仮工事等の復旧による施設、設備は、早急に補強及び改修工事を実施するものとする。

ウ 緊急復旧工事

被災後、速やかに復旧を図らなければ、さらに被害が増大するおそれのある施設、設備については、速やかに適切な復旧措置を実施するものとする。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は概ね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧計画

ア 河川公共土木施設災害復旧計画

イ 砂防設備公共土木施設災害復旧計画

ウ 地すべり防止施設公共土木施設災害復旧計画

エ 急傾斜地崩壊防止施設公共土木施設災害復旧計画

オ 道路公共土木施設災害復旧計画

カ 下水道公共土木施設災害復旧計画

キ 公園公共土木施設災害復旧計画

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

(3) 上・下水道災害復旧事業計画

(4) 住宅災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 医療施設災害復旧事業計画

(7) 学校教育施設災害復旧事業計画

(8) 社会教育施設災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において実施する。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しい激甚である災害が発生した場合には、町は被害状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

5 応急金融対策

(1) 農林業者に対する応急融資

被災した農林業者に対し、次のとおり融資制度の導入を積極的に推進し、農林業経営の維持安定を図る。

ア 天災による被害農林業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法の運用を図り、低利の経営資金を導入する。

イ 農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、このため自作農維持資金及び農地等の復旧資金等長期低利の資金の導入を図る。

(2) 生活確保資金融資

災害を受けた低所得者に対する資金の融資・貸付金等の対策は次によるものとする。

ア 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金、その他小額融資の貸付資金を確保するため次の資金等の導入に努める。

(ア) 災害救助法による生業に必要な資金

(イ) 生活福祉資金の災害援護資金

(ウ) 母子福祉資金

(エ) 国民金融公庫資金

① 更正資金

② 恩給担保貸付金

③ 遺族国庫債券担保資金

④ 引揚者国庫債券担保資金

イ 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を修理し又は非住宅を改造する等のための資金を必要とする世帯に対して次の資金の導入に努める。

(ア) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金。

(イ) 母子福祉資金の住宅資金。

(3) 応急金融の大綱

応急金融の融資の名称、取扱期間等の大綱は、道地域防災計画の災害応急金融計画の定めるところによる。

資料

○秩父別町防災会議条例

昭和38年 1 月21日 条例第 1 号

改正

昭和56年 3 月13日 条例第 4 号

平成12年 3 月10日 条例第 8 号

平成21年 6 月24日 条例第17号

平成24年 9 月13日 条例第10号

秩父別町防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、秩父別町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 秩父別町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防計画を調査審議する事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が部内の職員のうちから指命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 深川地区消防組合秩父別消防団長及び秩父別支署長

- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) その他町長が必要と認める者
- 6 委員の定数は26名以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、町の職員、関係公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事録)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月13日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月10日条例第8号抄)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月24日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月13日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

○秩父別町災害対策本部条例

昭和38年 1 月21日 条例第 2 号

改正

平成12年 3 月10日 条例第 8 号

平成24年 9 月13日 条例第11号

秩父別町災害対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、秩父別町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 3 月10日 条例第 8 号抄）

1 この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

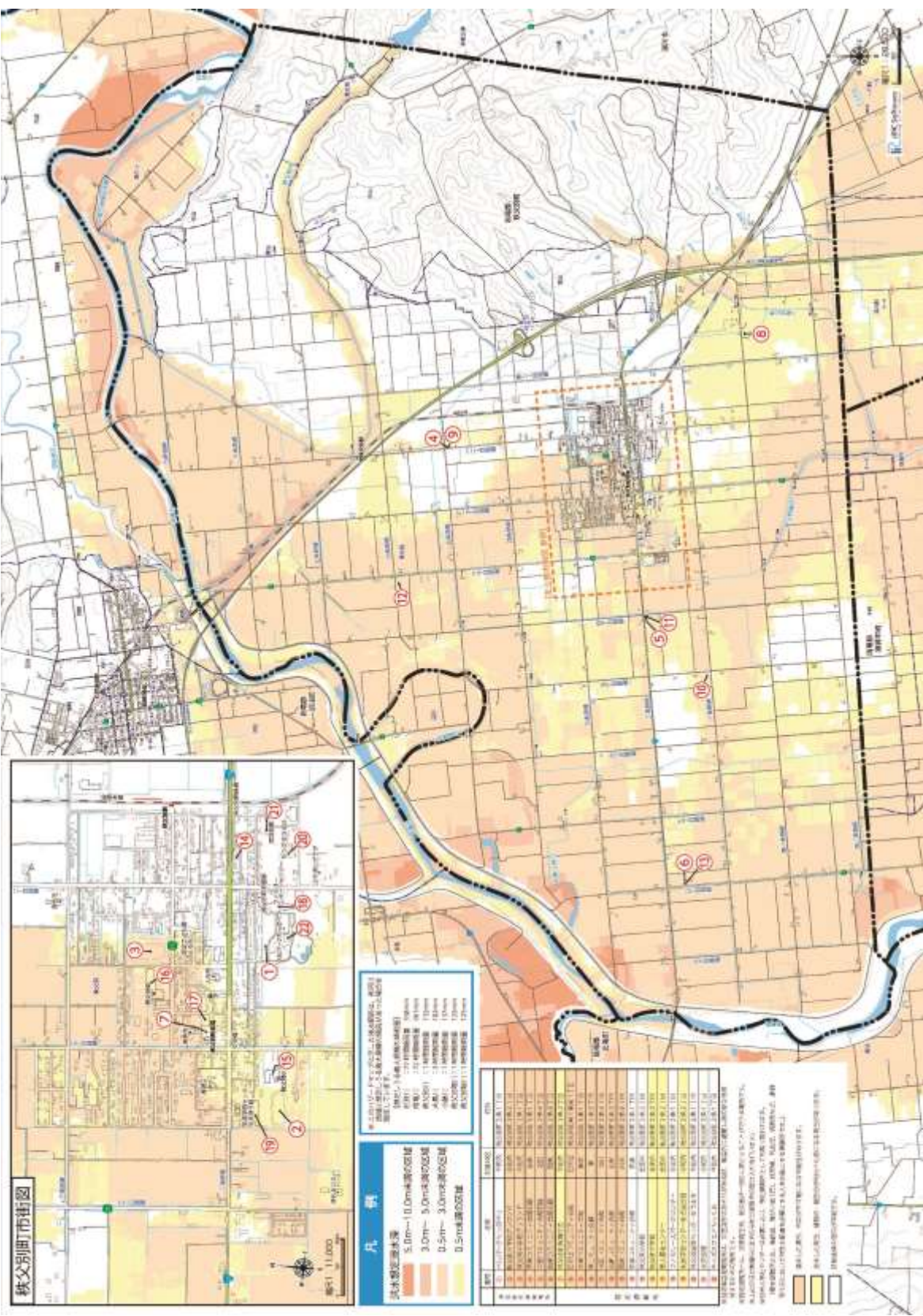
附 則（平成24年 9 月13日 条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

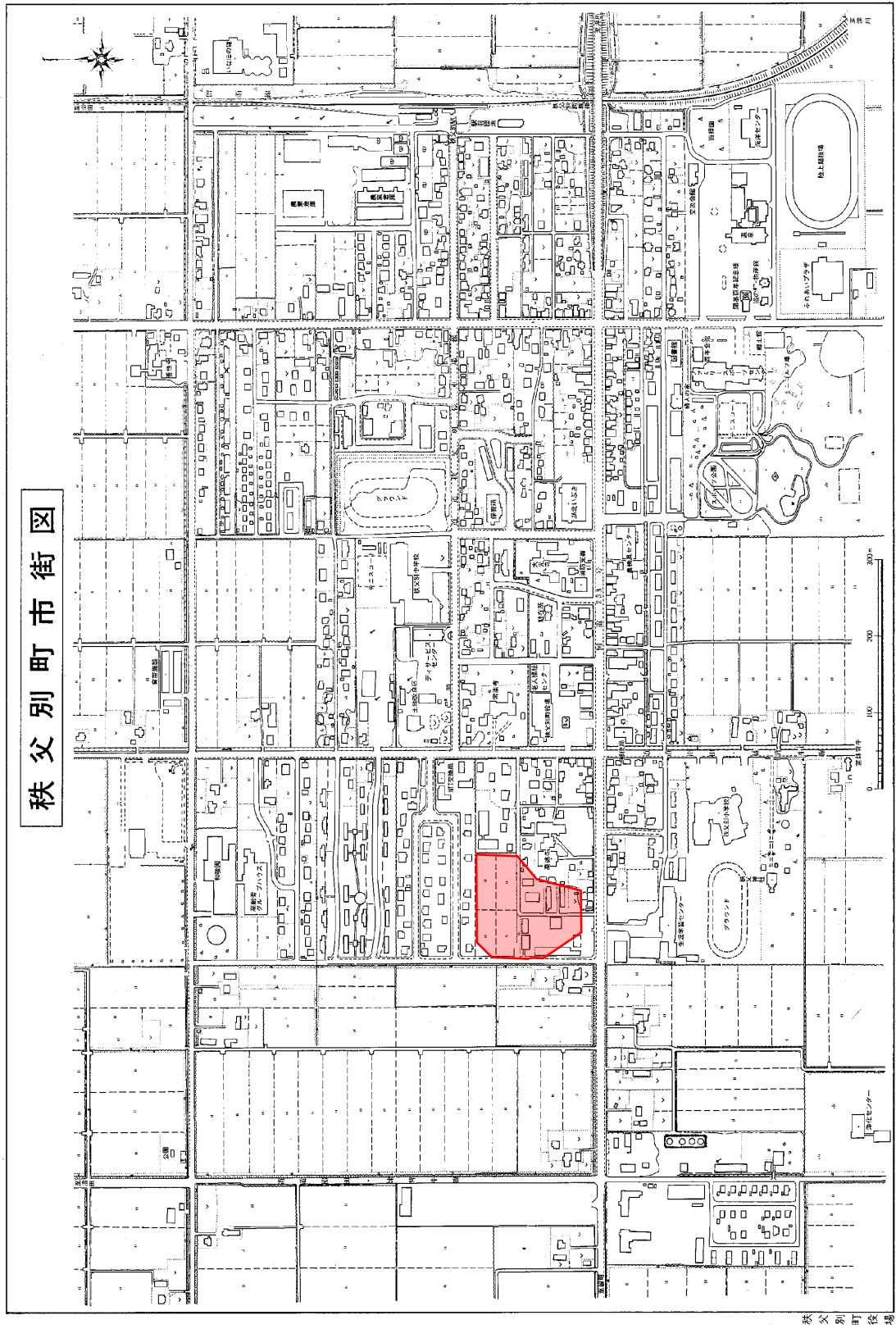
資料

○災害に関する協定等一覧

締結主体	No.	協定の名称	協定相手方	締結年月日	協 定 区 分							
					職 員 派 遣	物 資 供 給	物 資 運 搬 ・ 輸 送	医 療 救 護	災 害 広 報	避 難 収 容	ラ イ フ ラ イ ン 復 旧	そ の 他
秩父別町 (秩父別町長)	1	災害時等における協力体制に関する協定	北進開発株式会社	H31.2.12		○					○	町単独
	2	秩父別町所管施設等の災害応急対策業務に関する協定	秩父別建設業協会及び協会員7社 Mz原田・北垣建設・興和建設・寺迫工業・植田工務店・石山建設・高村電気	H25.10.1							○	町単独
	3	北空知地区災害時の医療救護活動に関する協定	深川医師会	H5.9.1				○				
	4	災害時における燃料の供給等に関する協定	北いぶき農業協同組合及び曽我金物店	H25.3.29		○						町単独
	5	北空知1市4町災害時相互応援協定	深川市、妹背牛町、沼田町、北竜町	H25.12.20	○	○	○	○		○		
	6	災害時における物資等の提供等に関する協定	1市4町と北空知管内民間事業所(12事業所) きたそらち農協、セキカナモノ、㈱カナモト深川営業所、㈱サッポロドラッグストア、㈱サンワドー、㈱ツルハ、㈱ホクレン商事、㈱丸善三番館、㈱大西呉服店、㈱道北アークス、北海産業株式会社北空知営業所、㈱深川卸売市場	H27.3.25		○	○					
	7	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	1市4町と株式会社共成レンテム深川営業所	H27.3.25		○	○					
	8	災害時における緊急・救援物資の輸送等に関する協定（1市4町と一般社団法人旭川地区トラック協会）	1市4町と一般社団法人旭川地区トラック協会	H27.3.25		○	○					
	9	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	1市4町と空知地方石油協同組合北空知分会	H27.3.25		○	○					
	10	災害時協力協定	1市4町と一般財団法人北海道電気保安協会	H26.5.28							○	
	11	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	H20.3.18		○			○			町単独
	12	災害等の発生時における秩父別町と北海道エルビーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルビーガス災害対策協議会	H22.8.5		○					○	町単独
	13	災害発生時における秩父別町と秩父別郵便局の協力に関する協定	秩父別郵便局	H26.5.30			○		○			町単独
	14	日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会災害時相互応援に関する協定	水道協会（ブロック）	H10.12.1							○	
	15	災害時における応急対策業務に関する協定	道北電気工事業協同組合深川支部	H20.2.21							○	町単独
	16	災害時等における施設使用等に関する協定	秩父別町仏教会	R2.8.25						○		町単独
	17	大規模災害時における相互応援協力に関する基本協定	北海道電力株式会社と北海道電力ネットワーク株式会社	R4.1.20	○						○	町単独
北海道 (道内各市町村)	18	災害時における飲料の供給等に関する協力協定	北海道とサントリーフーズ㈱北海道支社	H20.12.18		○	○					
	19	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道と北海道コカ・コーラボトリング株式会社	H18.12.22		○	○					
	20	災害時における物資の供給等に関する協力協定	北海道と株式会社セコマ	H18.12.22		○						
	21	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道と北海道市長会、北海道町村会	H20.6.10		○	○					
	22	災害時の応援に関する協定	北海道 北海道財務局	H26.3.28	○		○		○	○		
	23	北海道地方における災害時の応援に関する甲合せ	北海道開発局	H22.5.27	○	○	○				○	
	24	災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定	北海道と北海道ホテル旅館生活衛生同業	H29.1.27						○		
消防組合	25	北海道広域消防相互応援協定	深川地区消防組合管理者とその他市町村及び消防組合管理者	H3.2.13		○				○		



○秩父別町市街地区低地帯箇所



北海道建設株式会社札幌支店
電話 (011) 271-1000

秩父別町役場

